※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令　和　６　年　第　２　回

占冠村議会定例会会議録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自　令和６年３月　７日

至　令和６年３月１５日

占　冠　村　議　会

令和６年第２回占冠村議会定例会会議録（第１号）

令和６年３月７日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第１		会議録署名議員の指名について
日程第２		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第３		一般質問
日程第４	承認第１号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第５	承認第２号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第６	議案第 14 号	令和５年度占冠村一般会計補正予算（第 10 号）
日程第７	議案第 15 号	令和５年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８	議案第 16 号	令和５年度村立診療所特別会計補正予算（第４号）
日程第９	議案第 17 号	令和５年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第10	議案第 18 号	令和５年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第11	議案第 19 号	令和５年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)
日程第12	議案第 20 号	令和５年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第３号）

○出席議員（８人）

議長	８番	児玉眞澄君	
	２番	木村一俊君	
	４番	下川園子君	
	６番	小林潤君	
副議長	１番	大谷元江君	
	３番	細谷誠君	
	５番	藤岡幸次君	
	７番	小尾雅彦君	

○欠席議員（０人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹

職員厚生担当係長	鈴木　隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑　浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘　佳則
社会福祉担当係長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間　敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗		

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	平川満彦		

○出席事務局職員

事務局長	平川満彦	事務補	三ツ谷陸翔

開会　午前10時00分

○事務局長（平川満彦）　起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。

ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。

ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。

ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。

ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君）　改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから、令和６年第２回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、細谷誠君。

○議会運営委員長（細谷誠君）　２月28日に開催しました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

今期、定例会における会期は本日７日から15日までの９日間といたします。

議事日程日割りについては、あらかじめ御手元に配付したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君）　これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君）　本日の議事日程は、あらかじめ、御手元に配布したとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、４番、下川園子君。５番、藤岡幸次君以上２名の諸君を指名いたします。

◎日程第２　会期決定について

○議長（児玉眞澄君）　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長より報告のとおり、本日から３月15日までの９日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から３月15日までの９日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君）　これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（平川満彦君）　審議資料の１ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、承認第１号から議案第28号までの30件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

３ページをお願いいたします。

令和６年第１回占冠村議会臨時会以降の議

員の動向は、１月25日、第１回占冠村議会臨時会から、記載のとおりです。

６ページから７ページは、令和６年１月分の例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君）　これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君）　ここで村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君）　議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料４ページになります。

まず１の報告事項でありますが、本日配布の資料を御覧ください。

行政報告。１、報告事項（１）　根室線富良野・新得間代替交通について。

平成28年８月の連続した台風により甚大な被害を受けた根室線富良野・新得間については、ＪＲ北海道が単独で維持することは困難な路線として公表したことから、本村においても根室本線対策協議会に加入し、協議・要請活動等に参加してまいりました。

国が公表したＪＲ北海道への支援継続方針では、国からの支援の道筋は示されなかったことから、ＪＲ北海道、北海道、関係４市町村で協議を進めてまいりましたが、根室線富良野・新得間の鉄道事業は廃止となり、令和６年４月１日から代替交通としてバス運行がスタートします。

この間、まずは被災した鉄路を復旧し、そのうえで鉄路のあり方を検討するよう求めてきた本村にとっては大変残念な思いは残りますが、根室線富良野・新得間鉄道事業廃止に伴う新しい交通体系については、関係者との協議により既存バス路線の延伸・増便や停留所の増設・移設、新規バス路線も設定に加え、各交通との接続性にも配慮することで持続可能な地域交通を確保することといたしました。本村といたしましても、トマム線の延伸やバス停の移設、富良野市内での乗降を可能としたほか、南富良野町営バスを利用することにより、地域公共交通サービスが低下しないよう努めてきたところです。

今後も占冠、金山間のデマンド運行を検討するなど、持続可能な交通体系の構築に努めてまいります。

（２）トマム診療所灯油漏れについて。

令和６年１月15日に発生した村立トマム診療所の灯油漏れの対応について、御報告申し上げます。

灯油漏れの原因につきましては、冬期間の土の凍上により地下の灯油配管の一部が押し上げられ、配管接続部分が引っ張られて緩み、灯油が漏出したものと考えられます。

対応につきましては、地元業者に依頼し、２月１日から22日まで漏洩箇所の含油土砂の掘削除去、滲出油水の回収除去を行ったのち、砂利による埋め戻しを行い、処理を完了しております。作業により排出された含油土砂及び油水は、処理業者へ搬入し適正に処理しております。

経過観察としては、定期的に職員による目視観察を行い、周囲での油膜、油臭の発生の確認、融雪又は降雨による排水溝や河川への流出の有無の確認を当面行ってまいります。また、再発防止の観点から、灯油タンクや配管設備の点検と改善を図ってまいります。

（３）占冠村をロケ地とした映画上映について。

この度、本村や東川町等で撮影が行われた

映画莉(れい)の対(つい)がオランダで開催された第53回ロッテルダム国際映画祭のタイガーアワードで最優秀作品賞を受賞され、去る２月26日、監督の田中稔彦さん、監督補の池田彰夫さんが受賞の報告に来村されました。本村で撮影された映画が世界的に有名な映画祭で最優秀作品賞を受賞されたことは、大変名誉なことであり、村民の皆様はもとより、村といたしましても喜ばしいことであります。

また、現在上映中であり、好評を得ております映画ゴールデンカムイの先行上映会が１月９日に札幌市で行われ、撮影に協力させていただいた御縁から御招待をいただき、鑑賞してまいりました。

占冠村の豊かな自然を舞台に映画やテレビ等の作品を制作したいといったお話をいただいた折には、近隣住民の皆様の御理解、自然環境の保全・保護を最優先としながら、本村の知名度の向上、関係・交流人口の増加による地域振興につなげていくきっかけになるよう、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に２の主な用務等ですが、１月25日令和６年第１回占冠村臨時会以降の行動につきましては、５ページまで記載のとおりです。

次に入札につきましては、記載のとおり２件を執行しております。

以上行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君）　これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第３　一般質問

○議長（児玉眞澄君）　日程第３、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので順次発言を許可します。初めに２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　発言の許しをいただきましたので、何点か質問させていただきます。

３月の広報によりますと村の人口は、1,586人ということで、外国人の方が536人ということで実に３人に１人の方が外国人という状況であります。住民が住み慣れた地域で安心し、自立した暮らしができるような社会を実現するための施策が求められています。

かつて、北海道の辺境の地とされた占冠村は、今やＪＲ石勝線に二つの駅を持ち、高速道路道東道において二か所のインターチェンジがある交通の要衝地として発展し、さらには村の国際化の要因ともなっている、トマムリゾートという北海道有数の観光企業を抱え、村に一定の税収をもたらすことで安定した行政運営を推進させております。これも先見の明を持ったかつての行政担当者の努力の賜物と評価するところです。

最近ある人と電話でお話をした時の話なのですが、彼が知人に住むとしたら北見市と占冠村とどちらに住みたいかと尋ねると、答えは占冠、札幌に近いからと言うのを聞いて大変驚いていました。それが占冠村の評価であり、村が持つ価値であると思います。

まず村長に村への現状認識についてお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　木村議員の御質問にお答えをいたします。

占冠村の今後の行方を案じての御質問かと思います。これまでの占冠村の変遷については私も役場に奉職して50年を迎えましたので、この間の行政運営については承知をしている部分は多くあります。

思い起こせば、ＪＲ開通、トマムリゾート

開発、ふれあいの道づくり、国際交流、高速道路建設、合併協議など直接関わってきました。その都度、占冠村をどう振興し、次世代に繋いでいくべきかを議会をはじめ、住民の皆さんと相談をしながら進めてきた歴史であると考えております。

少子高齢化や人口減少問題は全国的な問題でもあり、占冠村だけの問題ではないと思います。その中にあって１月末現在で人口1,586人、外国人が536人居るとはいえ、1,000人以上の人口を維持しております。交流人口は150万人を超え、その経済効果は大きいと考えております。

村総合開発計画においても、1,000人以上を維持し、産業振興、あるいは医療や福祉、交通、教育など財政規模に見合った規模の村づくりを進めるとしてきました。私自身、選挙公約や所信表明、あるいは年度ごとの村政執行方針で考え方を述べてきたつもりです。

今後におきましても、足元を見ながら一つ一つの課題を解決し、持続可能な村づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　昨年の12月23日に新聞報道で2050年における道内市町村別推計人口についての記事が掲載されまして、占冠村は807人を推定されておりました。

他にも神恵内村では325人、音威子府村では328人という数字が推測され、これでは自治体としての運営が困難になるのではないかということが予想されます。

この記事について、村長が感じたことを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　この推計数字については、人口問題調査、社人研の推計数値であります。私は村の開発計画にあるように、1,000人以上の規模の村をどう維持していくかというための政策が大事だというふうに思っています。

幸い村にはリゾートという大きな企業もおりますし、そこで得る財政的な収入、それから交流人口、これをいかに村の基幹産業に結び付けてこの社会生活、経済活動をやっていくかということは大きな課題かと思いますけれども、せっかくあるそういった大きな資源を、占冠村が活用して開発計画にあるように1,000人以上の人口を維持し、次世代へ繋いでいくという努力を続けていくほかならないと考えております。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　政策提言とまでは言わないまでも、私の考えを述べ、その後、村長の意見をお尋ねしたいと思います。

この人口減少は北海道全体に及ぶことでありまして、減少の要因として特徴的なことは、結婚前の若者、特に女性の道外、首都圏への転出超過による人口流出のため、人口再生産に機能不全を起こし、出生率の低下を招いていることがあるということです。北海道は製造業が少なく、サービス業が主体で非正規雇用が多く、所得が少なく、若い人を繋ぎ留めることができませんでした。仕事を求めて都会に出るのは致し方がないことと思われます。

今までの人口対策のメインであった都会部からの移住・定住を増やす政策を転換しまして、思い切って若者に働きかける施策が必要でないかと思います。やりがいのある仕事を探す若者に選ばれ、雇用を見直し、時代に合う雇用を作り出す、そういったような地域づくりを目指すことが少子化対策、地方創生に繋がるのではないかと考えます。

かつて、地域おこし協力隊の若い人が、今では村の特産品となった、メープルシロップ

の開発、製品化を進めているのを近所で見てきましたし、昨年のアスペン交流30周年式典の企画進行を見て、やっぱり若い力が村を変革しつつあるという感じを受けました。安定した雇用でやりがいのある仕事を任せ、十分な成果を上げ、そして住民が感謝の気持ちを持って適切に評価していく。やがて彼らが定住し、家庭を持ち、子どもを持ち、そして村の人口増に繋がっていく。そんな発展の仕方ができないのかということを考えております。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　木村議員の政策に対する考え、提言につきましてはそういったことも必要と思っています。

私も村長就任以来、まず手掛けたのが子育て支援、つまり占冠村で若い人たちが子どもを育てて教育をする。そして、この村に定住する。つまり子どもを産み育てられる環境がなければ、なかなか進んでくれないということで、若者に住んでもらえる条件を整備しようというのが、私の子育て支援のスタートであります。そのことによって、人口を維持していく、今、議員言われた若者が働く職場、これは一長一短にはいかないというのは私の経験で、占冠村の経験だと思うのですけれども、若者が働き続ける職場が少ないという環境の中で、これを実行していかなければならない。幸いトマムでも子ども世帯の住宅を建てたり、いろいろな政策はやっておりますけれども、やはり、今若者が働いている場所というのは、トマムを中心としたリゾートであるというのは現実だと思うんですね。この人たちにいかに占冠村に住んでもらえるか、そういった様々な住宅含めた政策もやってきたという経過があります。

地域おこし協力隊もそのとおりで、そういった方々に来ていただいて、村の産業振興に努めてもらって、片方で農家を、営農を始めたり、今議員言われたメープルの起業をやろうとしたり、そういった動きというのはあると思いますので、今後も色々な場面で、必要な部分の政策については、私も努力していきたいなと思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　村長が言われたように、子どもを育てる環境については確かにこの村はいいものがあるのかなとも思います。若者が働く場所については、例えば、道の駅だとか、物産館だって場所は空いているので、あとは何をやりたいか、そこのところのマッチングというか、そのへんのことも考えられると思うのですが、根本的にやらなきゃいけないのは、やっぱり産業の創出ということを考えていかなければならないと思います。

農地面積が1,062ヘクタールしかないので、村の農業では限界がありますし、92％の森林面積を持つといってもほとんどが国有林でありますから、林業のほうの仕事にも限度があると思います。新しい産業を考えていかなければならない時期だと思います。次世代半導体製造を目指すラピダスの千歳進出によって、これから北海道の地域としての発展が千歳周辺と、それ以外のエリアで二極化していく、そういう可能性が高いと言われております。高速道路道東道の存在で占冠村は千歳周辺にあたると考えております。関連産業が進出し、研究機関等を誘致できれば新たな産業の種を生むことができるのではないかと考えておりますが、これは行政の役割だと思っています。これについて村長の考えをお尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　大変貴重な御意見を

いただいたかなと思います。これまで占冠村のポテンシャル、持っている環境、持っている力、持てるもので、そのポテンシャルの中で何ができるかということでやってきました。

企業誘致を含めて過去にやらなかった訳ではありません。やったけれども、なかなか難しかった。その中でトマムリゾートという一つの、ここまで来るのに上がり下がりはありましたけれども、一定の発展の目途はついたということで、このリゾートに期待する面は大変大きいと私は思っています。これをいかに村の基幹産業と結び付けていくか、せっかく訪れる交流人口と経済活動をどう結び付けていくかといったことを、しっかりやっていかなければならないと思っております。

御提案のラピダスについては、知事も一生懸命やっておられて、知事の今の最大の公約ということで、会議等でお話を聞けばこの話が必ず出てきます。全道的な首長さんたちの印象としては、現状では石狩から千歳ラインのあたりが恩恵を受けるだろうということで、今は苫小牧あたりがいろいろとやっております。そういった中で、ラピダスの及ぼす影響というのは、私も考えないわけではないです。占冠村は千歳とは大変近いですから、そういった関連したものができるのかどうかというのは、これからなのだろうなというふうに思っていますし、そういった情報をしっかり捉えてやれることはやっていくということだろうと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　熊本県も見てもわかりますように、今産業の創出が半導体関係に関連してくると思うので、トマムの観光産業と関連してでも、今回いい機会だと思うので何か関連付けて産業が起こせないかなと思って、それを行政に考えてほしいと思います。

次のテーマにいきます。道の駅関係です。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、中核としてその地域の町同士が連携する、地域の連携機能という３つの機能を併せ持つ24時間利用可能な道路施設が道の駅であります。

今や全国各地にその街の顔として展開をしています。残念ながら、占冠村の道の駅自然体感しむかっぷを平日に訪れても本日休業、準備中の店舗が目につき、道の駅を標榜するに値しない状況であります。利用者からも年中無休24時間営業がうたいの道の駅で、どういうことだという苦情、クレームの投書も見られます。まずこの状況を村長はどのように感じるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　道の駅の運営管理ということでございます。道の駅自然体感しむかっぷの管理状況でございますけれども、道の駅は議員言われるとおり休憩機能、情報発信機能、地域連携機能が求められています。この３つの機能のうち、24時間無料で利用できる駐車場、トイレを有していることが国土交通省の登録要件とされていることから、本村といたしましても、24時間利用できる駐車場、トイレを整備、運営しているところでございます。議員御指摘の入店者の営業につきましては、指定管理者により全店舗が休業とならないよう、各店舗の休業日を調整するなどの対応を行っていうところでございますが、休業が多くみられることについて、見聞きをしているところでございます。

村といたしましても、指定管理者と協力し、各使用者の皆さんとの対話を行いながら、来訪者の満足度向上、賑わいの創出など道の駅自然体感しむかっぷのイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　昨年９月末には、営業中の店舗が使用許可に係る審査基準等に抵触するという理由で指定管理者より使用不許可の行政処分を受け営業を停止しました。かねてよりこの店に対する悪評は顕著で、数多くの利用者から管理者に対して対処を求める声があったにも関わらず、対応があまりにも遅すぎました。許可の際に付する条件には、指定管理者の指摘事項、改善事項に従わないときは使用許可を取り消し、または変更を命ずることができるとの記述があるように、本当に指定管理者というのは大きな権限を持っております。なぜこのような状態に至ったのか疑問に思います。指定管理者の現況の運営管理に問題がないのか、その点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　御質問の件でありますけれども、今後裁判を控えている案件でございますので、詳細につきましては答弁を控えさせていただきますが、これまで道の駅自然体感しむかっぷの使用者に対しまして、指定管理者であります、占冠・村づくり観光協会及び村が苦情を受け付けた際は、苦情のあった使用者に対し、苦情の内容を伝達し、指導、改善を求めてきたところであります。しかしながら、十分な対応、改善が見られず現在に至っているところですが、指定管理者及び村が当該店舗の状況を看過してきたということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　この管理者には、本年度の予算を見ましても、商工振興費の委託料で道の駅指定管理料として1,450万円、観光費から運営管理補助金として、680万5,000円、農業費の交通促進施設指定管理委託料として420万円等いろいろと村からの支出があり、その他各店舗からの使用料、そして自分の店での営業利益もあり、もう少しきちんとした管理運営を望みたいと思いますし、村の基幹企業として更なる例えば再生エネルギーや山菜加工等の異業種への事業展開などを図っていただきたいという期待もあります。

道の駅と道東道の売店は村における観光客の対応の最前線でありまして、直ちに村の評価に繋がりますし、地域外のお金、外貨を稼ぐ大変重要な場所だと考えております。村長の考えを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　道の駅につきましては年々各地の道の駅における内容では、単なる道路情報発信拠点や24時間トイレ、休憩スペースという概念を越えてもはや人気ランキングが行われるなど、観光施設という意味合いも高まってきております。

村といたしましても、道の駅自然体感しむかっぷのイメージアップや来訪者への満足度アップを図るべく許可基準を明確にするために、道の駅自然体感しむかっぷの使用許可に係る審査基準等を作成しまして、全使用者に配布しているところであります。

令和６年度において道の駅自然体感しむかっぷのイメージアップや来訪者への満足度アップを図るべく道の駅周辺整備と今後の道の駅全体の利用促進方法について検討してまいりたいということで、新年度予算におきましても、調査費を予算計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　これで２番、木村一俊君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君）　続いて７番、小尾雅

彦君。

○７番（小尾雅彦君）　議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、真冬の防災対策と各避難所の備蓄等についてであります。新年早々に発生した能登半島地震により、今なお避難生活を余儀なくされている現状があります。被災された地域からの教訓が数々と浮き彫りになっておりますので、本村も真冬における積雪寒冷地としての何かしらの課題が多くみられる現状にあるので、４点ほど防災対策と避難所の備蓄等について村長に伺いたいと思います。

１つ目としては、北海道の推計では、富良野断層帯という存在からマグニチュード６ないし７の地震が発生した場合、上川管内では最大震度７となりまして死者や重軽傷者、建物の全壊や半壊が見込まれると、多くの方々の避難が想定されるという状況があるそうです。長引く避難所生活の備えとして、真冬の対応策としては村で暖房器具のストーブ 13 台、毛布類が 971 枚の備蓄状況が先の新聞報道で確認されました。その他、真冬ですので寝袋ですとか、携帯カイロ、アルミ保温シート等、真冬の対策としての備えが要されると思うのですが、そういった真冬対策の考えについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　小尾議員の御質問にお答えをいたします。冬の防災対策ということでございます。冬の備蓄品としてはストーブ 13 台、毛布 971 枚の他、体から放射される熱を反射し体温の低下を防ぐ防寒シートが 175 枚、携帯カイロ 1,290 個、灯油 180 リットルなどを用意しておりますが、今後におきましても必要に応じ充実に努めてまいります。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　真冬ですからいろいろ不足する備蓄の備えというのは限りなくあるかと思います。避難所生活が長引くと、避難生活が避難訓練でも実施されてはいるのですが、やはりストレスが多く、被災者同士の間でもいろんなトラブルが想定されるのではないかということで、限りなくこういう備えは対処が難しい状況にはあるのですけれども、今一度そういった真冬に対しての準備といいますか、いろいろ今般の地震の案件から学ぶべきところが多くありましたので、そのへん限りなく準備をしてはというのは無限大ですので難しいと思いますので、それなりの備えで対処はするということでしかないのかなと思います。限りがあるのでこれ以上言ってもしょうがないとは思います。

２つ目として、村内各地の避難所の状況、備蓄について総点検が要されると思います。メインとなるのは占冠中学校ですけれども、現状として占冠中学校の既存のトイレですけれども、生徒用のトイレのスペース、本当に狭すぎて大人が用を足すには、本当に生徒用でも狭いくらいのそういった状況です。聞くところによると、排水状況が悪くて、トイレの悪臭もするということで、排水状況が悪くて早急に改修も要されるような状況にあるということであります。この点もちょっとお聞きしたいのと、各避難所施設の避難所トイレの状況です。不足するであろう簡易トイレの状況ですけれど、要介護者用ですとか、身体障がい者用ですとか、子ども用としての備えについてもそういった準備が整っているかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　各避難所の防災計画で想定をしている避難所の収容人数でありますが、各地区にあるわけですけれども、概ね 1,730 人の収容ができるような計画になって

おります。備蓄食料については、現在有事の際に備蓄物資支給対象者660人を想定しておりまして、この660人を基礎数値として、１日３食分を備蓄しております。

議員言われたトイレの状況であります。占冠中学校トイレの悪臭、排水に関する問題に関しましては、応急修繕でその都度対応しているところでありますが、構造的な問題に起因していることから、大規模修繕が必要と考えられますので、トイレ改修工事と合わせて改修したいというふうに考えております。

トイレ関係の備蓄については障がい者等も利用できるトイレハウス６台、トイレ用テント８張、段ボール製簡易トイレ30台等を用意しています。また、大人用紙おむつ351枚、幼児用おむつ840枚の他、非常用糞尿処理セット1,000枚を用意しています。防災備品の点検につきましては、防災担当者が随時行っているところですが、真冬対策の備品のみならず防災備品全体の点検、確認に努めてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　真冬の対応策ということで、そういった担当者の方のお考えもあるということで、万全に期するようにということで備えられていると。

１点私も危惧しているのが、避難所で避難生活が長引くと季節的にインフルエンザの流行ですとか、コロナもそれなりに落ち着いてはきていますが、やはり感染症の対策も要されるという状況も想定されます。広い体育館の中でプライバシーの守られる備えというのがテントですとか、そういったことでしか間仕切りもできませんので、難しいとは思うのですけども、こういったことも想定されますので、感染症対策についての考えがあるかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　避難所の感染症対策でありますけれども、コロナ禍においても防災訓練を実施してまいりました。その中で、コロナに対応する決め事というか、ルール作りをして、部屋を分けるとか検温をするとか、いろいろなルール作りをさせてもらっていますので、そういった配慮をしながら感染症対策をやっていくというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　３つ目の質問になります。自主的な防衛対策として、村民個々の防災対策としての備えも要されてくると思います。何年か前になりますが、冬期間の防災訓練をコミプラで実施した経緯があると記憶しています。危惧される長引く避難生活に対しての備えが要された場合に、村民個々への呼びかけも大変大事なことだと思いますが、その方策について村長のお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　避難所生活では長期化するほど衛生状態や健康状態の悪化、感染症のリスクなどが懸念されるわけです。村では避難所における開設や運営を円滑に進めるために、令和２年度に避難所マニュアルを策定しています。避難所では住民同士が助け合いながらその運営をしていくことが求められ、地域住民による自主的な組織、避難所運営員会による運営が主体となっています。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営していくためにも、地域の皆様への避難所マニュアル等の周知、村内学校での防災教育や防災訓練の実施など、住民の皆様への啓発に引き続き務めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　それぞれに村民も災害に対しての備えということで、そういった案件を基調にして自分たちの備えもということで、マニュアルで周知もされるということですので、あってからではなかなか準備もできませんので、日頃の備えとして対応していくべきだと思いますので周知の方をよろしくお願いしたいと思います。

４点目です。ここ数年間では、大きな災害には見舞われてはおりませんが、本村では大雨による水害が想定されます。昨年ですが、双珠別ダムの放流による鵡川との合流地点、河川内の立木処理工事が実施されました。今後においても、過去の降雨によって１級河川ですとか、普通河川、そして農地沿いの沢内の未処理の倒木がある現状が見受けられます。土砂の撤去も要される現状もあるのですが、村だけの問題ではありませんので、その関係機関への要望の取り組み、また村としての取り組みについてもそういった対処が要されると思いますので、取り組みについての伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　防災対策の関係ですけれども、双珠別川と鵡川の合流点、上流部につきましては、関係機関に継続して要望をし、河川内の立木処理、堆積土砂の除去による線形の変更、浸食箇所への土盛り等が行われています。関係機関への要望の取り組みについてでございますが、富良野圏域連携協議会における河川整備に関する要望、あるいは旭川開発建設部社会資本整備推進会議におきましても、鵡川、双珠別川、パンケシュル川、八戸沢川、13 線沢をエリア分けして要望書を作成し、要望活動を続けております。

また、今年度においては上トマム橋上流部の河道調査及び洗堀調査についても追加要望をしたところであります。要望活動にあたって、私からも大きな事業予算を確保することが困難であれば、一部だけでもいいので実施してほしい旨の要望をしておりますが、早急に事業を実施するとの回答には至っておりません。これまでも、要望活動による河川改修の成果がございますので、事業の必要性を訴えながら継続して要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　村長、議長の要望活動で確かに河川の処理の工事が確か今年の冬でも、占冠のシム川の合流地点でも真冬に実施された、そういう状況が確認されております。やっぱりそれぞれ専門の方が現場を確認されて、必要となる箇所の工事を実施されたのだと思うんですけれども、やはり普通河川ですとか、農地沿いの沢は村の管理になるんですよね。昨年度までのいろいろ修繕費の予算でも経費の捻出があったんですけれど、今年度においてはそういった内容については伺い知れないという状況ですので、今後に対して村のできることも、今対処しなくてはならない状況にありますので、そのへんの関係を最後にお聞きして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　占冠村の河川におきましては、道管理河川あるいは占冠村が管理する河川ということで、かなり村の管理河川が増やされたというか、増えたという環境はあります。ただ、何といっても道管理河川においてしっかりとした対策を、工事をしていただくというのが基本でありますので、北海道のほうには再三再四機会あるごとに要望を続けており、先ほども申し上げましたけれども、なかなか優先順位が上がらないのであれ

ば、予算の範囲内でも結構なので危険箇所を工事していただくように配慮いただくよう要望してまいりたいというふうに考えております以上です。

○議長（児玉眞澄君）　これで７番、小尾雅彦君の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

休憩　11時02分

再開　11時15分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。続いて３番、細谷誠君。

○３番（細谷誠君）　公務員の副業、兼業についてということで質問させていただきます。

働き方改革の一環として、政府が民間企業の会社員副業、兼業を打ち出す中、地方自治体においても副業、兼業解禁に向けた動きが広がりつつあります。国も2019年３月に公務員の兼業許可基準が明確化され、先駆けとなった自治体は職員の地域活動への積極参加を促進し、公共性のある組織で副業に就きやすくするため、職員が職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の基準を定め運用しています。

本村においても今後より厳しい自治体経営が予測される中、少子高齢化、担い手不足にあって持続可能なまちづくりを進めていくには副業、兼業の基準を明確化することにより、地域活動の人材を確保し、官民協同の村づくりにつながると思いますが、本村での職員の副業、兼業の現在の状況と取り組みについてお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　細谷議員の御質問にお答えをいたします。本村においても、地域活動等の人材を確保するため、地方公務員法第38条第１項に基づきまして報酬等を受けることについての許可を個別、具体的に判断して行っているところです。現在この許可を受けている職員数は合計７名でありまして、その内訳は消防団活動３名、占冠村スポーツ推進委員１名、行政区活動１名、猟友会活動２名となっております。

○議長（児玉眞澄君）　３番、細谷誠君。

○３番（細谷誠君）　基準がないということですね。村では任命権者、首長に申請をして許可を得ればＯＫで、今言った７名の方たちが兼業についていると。その際聞きたいのは、報酬の基準について、基準があるのかないのか、お願いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　現状ではそれぞれのところで定められた報酬ということでもらっているということでありますけれども、兼業先の報酬が社会通念上、相当と認められる程度という決まりがありますので、その範囲内というふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君）　３番、細谷誠君。

○３番（細谷誠君）　国家公務員等の許可基準の方にも、残業時間の基準ですとか、兼業先の基準、それから報酬の基準で今村長が答弁されたようなことが載っております。

村で７名の方がこういう活動をしておりますが、よりこういったボランティア活動ですとか、地域貢献に参加しやすい環境を作るうえでも基準を作るべきと思います。５回目の定例会において、各議員から福祉、介護サービスと職場の現状について質問がありました。介護人材不足と負担は大きなものと、その時に感じました。人材不足による事業を休止し廃止など今後の事業への支障が危惧されると思います。今後は少子高齢化、人口減が進み様々な職種で人材不足が深刻化する中、福祉

人材、地域交通の確保、生活支援サービス、高齢者への買い物支援、スポーツ少年団のコーチ、人手が足りない農家や新聞配達の手伝いなど幅広い職種を想定した職員の副業、兼業許可基準を明確にすることにより地域貢献の活動の後押し、官民協働の村づくり、村の活性化に向けた取り組みをするべきと思いますが、このような考えはないか伺って私の質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　地域活動、兼業の基準という御質問であります。地域活動の人材を確保して官民協働のまちづくりに繋げるという視点に立って行う兼業許可については、今後も継続をしていく予定です。どのような兼業に対して、どのような許可を行うかについては、取り組むべき地域課題の内容や、地域の要望、具体的な従事内容、職員の希望などにより決定すべきと考えられますので、あらかじめ明確な基準を定めて、それに縛られるのではなく、諸事情を総合的に考慮しながら柔軟に対応、判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君）　これで３番、細谷誠君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君）　続いて５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　それでは早速、質問に入ります。

大きく３つの質問させていただきますが、まず１つ目の農地の地域計画策定と実行について伺いたいと思います。

農地の利用の最適化推進に向けて、令和５年４月１日法改正によりまして、本年の10月を目途に地域計画が策定ということで現在進んでいるかと思います。これは新聞報道でも一部地域にのみならず、全国的な展開で非常に重要な取り組みかと思います。そこで本村としてどのように計画についてリードし、進めていくのか考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　藤岡議員の御質問にお答えをいたします。地域計画策定については、この間の人・農地プランを土台に調整することとされていまして、まずは地域での農業者等の話し合い、合意を得たうえで目標地図の作成を行います。この目標地図は、令和６年10月を目途として作成を行います。その後、地域計画の案を作成し、地域の農業者等への説明会を経て地域計画案の公告を行い、地域計画が策定されます。案の公告期間は２週間を要し、令和７年４月１日より地域計画に基づいた農地の利用が始まりますので、遅くとも令和７年２月には案の策定を終える必要があります。

そこで御質問の行政としてのどのようなリードをということでありますが、まずは地域計画の基本となる目標地図の作成について農業委員への情報提供や、農業者との話し合いの場を設定するなどを想定しております。

その後、地域計画の案を作成し、農業委員会や地域の農業者の皆様の御意見を踏まえて完成を目指すという内容になっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　具体的な取り組みの中身については、今お伺いしたところですが、１点お伺いしたいことがあります。これは、地域計画策定、要するに効率化に向けて取り組むわけですけれども、それぞれの農家さんは規模の違いがあり、そういった中で、こういった事を耳にすると。村としてどんなことイメージしているのだろうか、大規模農家に集約する形での効率化を図るのか、はたまた、

小中規模農家をそれぞれ個々に活かし、村として特色のあるリードを考えているのか、その点が農家さんとしては関心があるところです。時間がもう迫っているということで、どんなふうになっていくのだろうというのが、正直な心情かと思います。そこの方向性、考えについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　人・農地プランというのはありました。それでは高齢化や農業者の担い手不足が心配される中、地域や集落の話し合いに基づき、その５年後、10 年後の農業において中心的な役割を見込まれる中心的な形態、地域における農業のあり方などを明確化するというものでした。令和元年度から話し合いをすることになっておりましたが、感染症等を考慮して占冠村ではアンケートに変えて農業者の意向を反映しているところであります。議員言われるように、大規模化するとか、偏った計画を作ろうというのではなくて、あくまでも大きな農業者、小規模農業者があっても農業者の意見を十分反映して、そういった計画に持っていくと村としては考えております。

いずれにしても農業者、あるいは農業委員会の議論を経てそういったものは最終的に決まっていくのだろうと考えているところであります。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　関連での２つ目の質問にまいります。今、村長答弁にもありましたように、今回の地域計画策定等においては、行政ともう一方、農業委員会これが非常に重要な役割を担うのだと。農業委員会の方も合わせて開催されておりますので、その中にもうたわれているように、非常に重要な責任ある作業が出てくるかと思います。

そこで、今後、行政としてどのような連携を図り、進めていくのか、それともう一つとして、それだけの負担をお願いするわけですから、今回の補正にも一部ありましたけれども、農業委員の方への報酬の見直しということで、第一段階の情報は入っております。ついては今後、この報酬についても、継続的な取り組みをしていく必要があると私は考えますが、その点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　地域計画を推進する中での農業委員会の役割ということでございます。御質問の農業委員会との連携でありますが、占冠村では他市町村とは違い農業行政を担当する農林課、農業担当と農業委員会事務局は併任という形となっていますので、農地情報や農業者等の情報は十分に共有されておりますので、連携というよりも一体的に推進していける体制となっております。一方、農業委員の報酬の見直しにつきましては、村の他の委員との関係も考慮する必要があると考えております。全体の報酬バランスを考慮しながら判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　質問の２つ目にまいります。企業版ふるさと納税について伺います。企業版ふるさと納税については、令和５年度当初より再三、村長に対し本村として取り組む考えはないかということで質問させていただいておりましたが、この年度末において達成できたと、獲得できたというような情報を耳にしました。そこで具体的にこの企業版ふるさと納税いただいた企業さんの本村に対するどんな評価を受けてこのような支援をいただいたのか、その中身について、どのよ

うな企業体があり、また企業から本村のどのような事業に対して評価を受けたのかについてまずは伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　企業版ふるさと納税でございますが、地方創生応援税制という制度でございまして、企業が地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対して寄附等の応援をした場合に税制の優遇措置を受けられるという仕組みとなっています。この優遇措置を受けるためには、国の認定を受けた地域再生計画に対する寄附であることが条件となっておりまして、占冠村においても地域再生計画、これの取り組みに賛同いただいた企業からご寄附を受けることとなります。

令和５年度の実績としましては、３件総額で830万円となっているほか、地域包括連携協定を結んでおります北海道銀行との寄附企業とのマッチング支援について契約を結んでおります。事業の終了後には、寄附をいただいた企業に対して事業報告を行うこととなりますが、企業の評価につきましては、各企業で行われるものと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　全体的な流れわかりました。私が聞きたいのは、特に３つの企業さんからこういった寄附をいただいたと、全体としては評価されたのはわかるのですが、特に目玉とするような、ここが評価されたというようなものがあればお聞きしたいんですがありませんか。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　最高額になりますけれども、メープルシロップの生産について700万円の御寄附をいただいております。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　メープルシロップの事業について、830万の中から700万という非常に大きな寄附をいただいたということです。確かエア・ウォーターさんだったのではないかと思うのですが、エア・ウォーターさんが非常に厳しい審査されているのはマスコミ報道等の中でも出ています。この企業さんというのは、先進的な取り組みをされていて、本年のその関連と言えば、新卒初任給、目玉として大卒26万とか、院卒28万とか、大きく新聞報道でされておりました。要するに、やる気のある自治体に対してはしっかり応援していくのだと、そういう姿勢が見えているのかなと思います。

そこで、今後エア・ウォーターさんだけではなく、企業さんから引き続き本村に支援、認めてもらわなければならないと私は思っております。そういったお金をどんどん村として重点的なところにつぎ込んでいくべきかと思います。

そこで、今回のまず１点目でなりますけれども、この支援受けた寄附はどのように活用するのか、また今後の支援に向けての取り組みがあれば伺います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　企業版ふるさと納税については、企業側が本村の行う取り組みを選択して、一定程度の事業内容を理解、評価をいただいたうえで寄附していただいているものと理解をしております。評価については、各企業により異なりますが、今後、事業の確認のため本村を訪れる企業もあると聞いています。今後も寄附をいただける企業とのマッチング支援事業などの活用によりまして、占冠応援団の獲得を図るとともに、寄附金を有効に活用し、地域振興に繋げてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　３つ目の質問にまいります。湯の沢温泉バイオマスボイラーの効率化とこういうことですが、まず湯の沢温泉のバイオマスボイラーについては、カーボンリサイクル推進事業としてスタートしておりますが、運開後の改善、見直し等は今までされていません。取り組みのスタートはよかったのかと思うのですが、その後、我々議員がみたところ、非常に熱効率等々、建物、ボイラーの熱回収等々、十分なものとは残念ながら言えないのかなと。当初は予算等もあり、あのような取り組みだったのかと思いますが、カーボンリサイクルという観点から見た時に、これは改善を図っていくべきかと思いますが、その効率的な改善に向けて考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　湯の沢温泉木質バイオマスボイラーにつきましては、一村一エネ事業を活用しまして平成25年12月より稼働しております。本村の事業概要といたしましては、村有林からの発生する間伐材や林地未利用材をエネルギー源としてＣＯ２の排出と燃料コストの削減を図ること、地域材の有効活用と地域人材の雇用を創出することを目指すという内容となっております。議員御指摘の薪ボイラー室の改善や見直しが行われていないため、非効率であるという点でございますが、まず薪ボイラー本体につきましては、薪ボイラーの各部点検、内部清掃などを年２回の保守業務、必要なメンテナンスをその都度実施しておりまして、本来から有する薪ボイラーの性能、能力を大きく損なう損傷、劣化は生じていないものと考えております。

また、薪ボイラー室の構造といたしましても、湯の沢温泉四季の森の名にふさわしく、四季折々の自然を満喫していただくためにも周囲の自然環境に配慮した設置場所、薪の搬入経路、配管の配置などを十分考慮したうえで設計、建設され現在の状況に至ったものと考えており、特段の改善や見直しは実施しておりません。

加えて薪ボイラーの使用燃料につきましても、直近の５年間の薪及びＡ重油の使用量の実績では、薪は年間使用量66から90立方メートル、Ａ重油は４万リットルから４万8,000リットルと安定的に推移をしており、コロナ禍による休館の影響もありましたが、薪とＡ重油の使用バランスに大きな変化は見られないことから、非効率な稼働状況であるとは考えておりません。今後におきましても、現状の施設での稼働を継続していく考えでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　村長から答弁いただいた内容は、要するに整備点検もしっかりやっているし、当初の運開からみても、薪ボイラーの効率が仮に下がってくれば当然重油の焚く量だって増えるでしょうというとこから、大きな変化はないというような答弁かと思います。

要するに当初はこれでスタートして、特にその目指す効率は得られて、その後の整備環境も決して劣悪なものではなく、ほぼ適正に整備してきたんだと、そのとおりかと思います。

そこで私が提言したいのは、要するに効率改善を図るべきじゃないでしょうかと。例えば、その後村として大きな取り組みをされました、幼稚園のバイオマスボイラーの中身等々みますと、かけている費用も違うんだけれども、どうみてもボイラー室の環境が著しく天と地ぐらいの差がある。建物が立派かどうかの話じゃないです。湯の沢温泉のボイラ

一室をみた時に倉庫に近く、外壁鉄板１枚で囲っている。これはやっぱり断熱という観点からみても、今それほど大きなお金をかけなくても、住宅等々のいろんな技術が進んでいますから、二重構造、内壁張りその中に断熱構造を施してやる構造にするだけでも、熱効率は格段に上がります。また改造できるかどうかは別として、例えば最新のものであれば、排熱を再度回収する、そういったボイラーになっているはずです。当初導入時期はまだまだそういうところはありませんが、そのへんも大きな金をかけずとも改善を図る余地は十分にあると私は考えますが、再度村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　湯の沢の薪ボイラーにおきましては、例えばボイラー自体に触れても熱くないほど外部に熱が漏れないようになっておりまして、新たにボイラー室を設けても熱効率に影響はないというふうに伺っております。過去５年間の実績もみますと、安定的に薪とＡ重油の使用料は均衡が保たれている状況であります。平成 30 年度で薪が 90 立方、Ａ重油が４万 8,000 リットル、令和４年度の実績をみますと、薪は同じ 90 立方、Ａ重油は４万リットルと 8,000 リットル減少している状況でありますので、効率的には問題はないと思っています。議員言われるとおり、保育所と比較するとそういった状況になっていないというのは認めますけれども、そういったエネルギー生産の大きさが温泉と保育所では相当違うということもあると思いますので、そのへんは事業者とも御相談をしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君）　これで５番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩します。

休憩　午前11時47分

再開　午後１時00分

○議長（児玉眞澄君）　午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。６番、小林潤君。

○６番（小林潤君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

湯の沢温泉の冷泉を温める熱交換器の修理、修繕、取り替えについてお伺いいたします。

湯の沢温泉の泉質は食塩泉で村内外の利用者から、湯冷めしにくいと人気があります。

湯の沢温泉の浴槽の清掃は週に１回火曜日に行っております。清掃後に冷泉を適当な温度に温め浴槽に注いでいます。冬場ですと、朝９時に浴槽に湯を張り始めても、夕方４時、入浴開始時間には浴槽の湯量が間に合わないことがあります。現在の熱交換器、プレートと呼んでいるんですけれども、2000年に取り換えたもので、水漏れも確認されており、プレートの性能低下により温泉運営に支障をきたす状況であります。

最初に今言った状況の中で、今後の熱交換器の修繕計画についてあるのか、ないのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　小林議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の熱交換器の状況につきましては、指定管理者に確認したところ２台ある熱交換器のうち、清掃後にお湯の入替え用に利用する熱交換器が経年劣化により水漏れが生じているとのことでありました。このため、季節にもよりますが毎週火曜日のお湯入替えの時には、水温の上昇に時間を要することもあり、入浴のお客様には事前にその旨を説明し、御理解をいただきながら対応していると

のことでありました。

湯の沢温泉の修繕につきましては、本村と締結しております基本協定におきまして30万円以下は指定管理者が負担する取り決めとなってございます。現在、指定管理者により修繕にかかる見積を業者に依頼済みであるということでございましたので、金額次第で村、または指定管理者が修繕することになると考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　６番、小林潤君。

○６番（小林潤君）　私も修繕がされるのかということで、今回提案される補正予算、それから新年度の予算みてもそれらしきところに予算がついていないということで、今の答弁で修繕になるのか取り替えになるのかわかりませんけれども、見積を徴してその金額と相談して進められるというふうにお聞きしました。

今言いましたように、新年度予算でもこれに係る部分の予算は計上されておりませんので、見積を徴した中で、令和６年度の補正の中で対応するという認識でいいのかの確認をさせてください。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　修繕に関しましては、議員お見込みのとおり、見積書が届き次第、予算対応をさせていただくということになろうかと思いますけれども、今後も施設の維持、管理、修繕につきましては指定管理者と情報の共有を図りながら緊急性と優先順位を考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君）　これで６番、小林潤君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君）　続いて１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

午前中にも双珠別川に関しては質問があったかと思いますが、再度質問させていただきます。双珠別川河川の砂利処理の進捗はということで、令和３年 12 月の定例会において、水害時には危険があるということで対策の質問をしております。このことに関しては、村管理ではないということの説明で要請事項という回答はいただいております。午前中もそのような対応でしたけれども、その中で一部先行実施をできないのかという要請をしているというふうに回答されていましたので、それは国の方の関係の一部先行実施という解釈をしたのですが、これを村側で一部先行するようなことができないのかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　大谷議員の御質問にお答えをします。

河川の整備でありますけれども、双珠別川は御存じのとおり増水時には河川水が隣接する畑、草地に流入し、被害を及ぼしていることから、築堤及び護岸の整備、土砂除去を北海道に要望をしております。しかしながら、要望の中から優先度によって予算の確保が行われることから現状、双珠別川の土砂除去は実施に至っておりませんが、今後も継続して要望をしてまいります。

先ほどの一般質問の中でもお答えしましたが、とは言っても実際に被害が予想されるところについては、予算規模、大きな予算がなくても、できる予算でなんとかその部分だけでもやっていただけないかということは要望の際には申し上げているところであります。私の感覚ですが、北海道も後手に回って災害が起きたところに予算が食われて、予想されるところに対応ができていないんじゃないか

なということが一つあります。そういった要望に対しましても、国において浚渫債が創設されたので、北海道の起債により実施可能になるのではないかということで、改めて要望をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　要請はしていただくのはもちろんなのですが、一部先行して村で対応することができないのかということをお聞きしたのですが、それには答えていただいていないのですが。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　あくまで北海道の管理河川ですので、村が単独でやるということはないと思います。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　今、村長がおっしゃったように道側も後手に回っているんじゃないかということで、村長自身も災害が起きてからということなので、それはどうしようもないという意味だと思うんですけれども、これによって災害を受ける農家さんは、毎回心配で生きた心地がしないと言ったら大げさかもしれませんけれども、そういう気持ちでいらっしゃると思うんですね。それを放置しているとは言いませんけれども、要請しているだけではちょっと物足りない、それこそ村も後手に回っているんじゃないかなというふうに考えざるを得ないのですが、１番目は砂利の処理はできないよという回答だと思うんですね。双珠別川全体がダムもあることですので、川底は上げられて流れが変化して学校のそばの橋の下はかなり流れが変わって浸食されていることは御存じかと思いますが、砂利処理されないばかりに、双珠別川全体が大きく変化されていると思うんですね。その流域にいる農家さんは毎年、災害に関して心配をしないで済むということがない状況にあると思うんですが、そのへんの考え方としては村長としてはどのように思っているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　双珠別川沿いには農地や民家が点在していることから、危険箇所については個別に対応していただけるよう、要望活動をとおして早急な調査と河川改修を強くお願いをしているところであります。

　議員おっしゃるとおりまったくその成果がないのではないかということでありますけれども、村として引き続き強く要望する以外にないかというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　双珠別川がそういう状況であるということですが、それに注がれる支流に関しては午前中の回答で村の管理が増えてきたということなので、支流に関して流れてくる砂利というのも結構あると聞いております。そこは村有林もありますでしょうし、国有林にもなっているだろうと思うんですが、その支流に注がれる砂利、村独自でならないと思いますし、国有林ですので営林署も関係してくるのかなと思いますけれども、この砂利が流れない状況にする、減らす対策というのは可能かどうかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　支流からの土砂によって下床が上がっている状況につきましては、村内の他の河川でも同様のことが言えると思います。河川の現状を伝え、土砂除去の要望活動を継続していくしかないのかなというふうに現状としては考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　要望だけではなく村

管理になった支流に関して村はどのような対応をするのかということでお伺いしているのですが、それは国任せというか関係省庁の方への要請だけで済まされるということでしょうか。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　村管理河川、多くは沢ですが、民有林治山事業等で土砂ダム、土留めダム等をかなり施工しておりますし、流末についてもこの治山事業で水路整備等も行っております。採択基準に合うものについては、そういった事ができるかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　いろんな対策は取られているということで承知したいと思いますが、昨年もお名前を申し上げたらあれですけれども、[redacted]さんが住んでおられる道路にもかなりの水量が流れてきている、そこは村で対応しているんだろうと思いますが、この支流から流れてくる砂利も結構な量で、双珠別川には影響があるだろうというふうに思いますので、そのへんの処理を適切に行っていただければというふうに思います。

２番目の質問に移らせていただきます。村が所有する施設を指定管理というシステムで運営管理していただいていますが、この指定管理を受けた後、村はどのような対応をしているのか、どんな関わりを持って運営管理していただいているのかということが、かなり疑問な部分がありまして質問させていただこうと思いました。

指定管理者と３年なり、５年なりの定期的な契約を結ばれて結構な金額を支払って管理していただいていると思いますが、その関り方、村としてどのように打ち合わせなりを行っているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　指定管理者との関係でございますけれども、本村では小規模多機能居宅介護施設とま～る、道の駅自然体感しむかっぷ、湯の沢保養施設、双民館、トマム給油所の５つの公の施設において、指定管理者を選定し、協定を締結しております。

定期的な打ち合わせについては、各施設でその対応が異なることから画一的な対応とはなっておりませんが、基本協定書や年度協定書を締結し、それらに基づく毎月の報告などにより情報共有や意見交換を行っております。この毎月の報告に様々な課題、問題提起を含めて報告をいただいた後に指定管理料をお支払いするということで、必ずそういった報告は上がってくるようになっております。

それととま～るにつきましては、２か月に１回運営会議を開催し、情報共有を図っているという状況でございます。

○議長（児玉眞澄君）　１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　とま～るに関しては２か月に１回、その他に関しては月１回の報告はあって、そこで意見交換等、問題提起などをしてもらっているということですが、その意見交換された後、問題提起された後、どのように対応されているのかということです。ましてや２番目にいきますと担当者が移動する時の引き継ぎ、これがまちまちであるというふうな指定管理者からの意見も聞きました。統一されないと、受けた側はどのようにしていくんだというふうに右往左往する状況にありますので、とま～るに関しては、今介護者の人員不足とかが問題になっていたり、先ほども湯の沢温泉の機械の問題があったり、建物的な問題もあったりで、そういう問題提起されていると思うんです。道の駅は木村議員がおっしゃったように、問題がずっと山積さ

れていたということですので、これを担当する方たちは大変な問題を抱えることになると思うんですけれども、そのへんの対応、一本筋の通った対応ということをしていただいているのかということをもう一度確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　公の施設の指定管理ということは、基本的には村直営の管理ではなくて、経済活動として管理をしていただくということが概念というか理念です。それに基づいて村としては、これをどう管理していただくかというところが基本協定書、それから毎年度の今年はこうしようということを決めさせていただいているのが年度協定書、これらに基づいて報告をいただいて、仮に課題があれば、例えば修繕が必要であれば基本協定の中でいう30万円以下は指定管理者が修繕してくださいと、それ以上については村がやりますよと。こういった取り組みをしながらその施設の管理をしていただいているという状況であります。

人事異動等で担当が変わったとしても、村担当者の異動時には他の業務の引き継ぎと同じように書面による引き継ぎ、また現地確認、顔合わせ等を行ってそういった空白のないように対応させていただくということで努力をしているという状況でございます。

○議長（児玉眞澄君）　1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君）　指定管理に関しては、そういう協定があるということでございますが、湯の沢温泉に関しては、どこもそうでしょうけれども30万円以下は業者が、30万円以上は村がなんとか対応するということですけれども、指定管理を受けた時に新品のものを受けたのならそれも可能かなと思うんですけど、老朽化している建物、全面的に改修された建物ではなく、そういう古い建物を受けた時点で、故障するのはもちろんわかる話ですよね。湯の沢温泉は特に古い建物ですので、往々にして故障部分が増えてきます。道の駅も30年以上近くなりますので、あちらもこちらも雨漏りがするだとか、きれいに改修されて受けたのなら話はわかりますが、指定管理業も益の出る業者さんが受けているということで、益ができるようになったら指定管理料は削減されるよという契約になっているかと思うんですね。そのへんもう少し約束事というか、していただけるとこういう問題が次から次へと出なくなるのではないかと思うのですが、そのへんはいかがかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　指定管理にあたって、選定委員会で現状あるいは状況をお伺いして、じゃあどうしましょうというようなお話も含めてやっているつもりです。その想定されるものについては、その場で処理できるのですが、その後指定管理の中で修繕が必要になったりということはあって、その中で一つの30万円というルールを作りながら指定管理料も含めて、要は指定管理者がこれでやらせてくださいということで取り決めをしておりますので、その範囲でやっていただいていると村としては理解をしているということになります。

そういったことで、老朽化、例えば今年の道の駅の工事とかですが、村が実施をしたという例もありますし、湯の沢についても村が修繕をしたという実積もありますから、そこは指定管理者と指定管理契約を結ぶ時に、協議をしてやっているということになります。

○議長（児玉眞澄君）　これで1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第４　承認第１号

○議長（児玉眞澄君）　続いて日程第４、承認第１号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）　それでは議案書１ページをお願いいたします。

承認第１号、専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

緊急執行を要したので、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和６年３月７日提出。占冠村長、田中正治。

２ページをお願いいたします。

当該専決処分の内容につきましては、トマム診療所の緊急修繕に要した金額に関する繰出金ということでございます。令和５年度占冠村一般会計補正予算第９号は、第１条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、29億8,440万円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表、歳入歳出予算補正によります。

以下、第１表により御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。18款、１項、繰入金、700万円の増額でございます。

続きまして歳出について御説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳出、４款、衛生費、１項、保健衛生費は、700万円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから承認第１号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、承認第１号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第５　承認第２号

○議長（児玉眞澄君）　日程第５、承認第２号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案書９ページをお願いいたします。

承認第２号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第１項の規定により、令和６年２月１日付で別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和５年度村立診療所特別会計補正予算第３号でございます。

議案書10ページをお願いいたします。

令和５年度村立診療所特別会計補正予算第３号は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,230万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

議案書11ページ、第１表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明申し上げます。

４款、１項、繰入金、700万円の増額です。

次に、歳出は議案書12ページになります。１款、総務管理費、１項、施設管理費において700万円の増額でございます。

議案書13ページから15ページは、事項別明細書になります。

以上、御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから承認第２号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、承認第２号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第６　議案第14号

○議長（児玉眞澄君）　日程第６、議案第14号、令和５年度占冠村一般会計補正予算第10号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）　それでは、議案書43ページをお願いいたします。

議案第14号、令和５年度占冠村一般会計補正予算第10号につきまして御説明申し上げます。

令和５年度占冠村一般会計補正予算第10号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,040万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費につきましては、第２表、繰越明許費によります。

債務負担行為の補正につきましては、第３表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正につきましては、第４表、地方債補正によります。

以下、御説明申し上げます。議案書44ページをお願いいたします。

１款、村税、１項、村民税、1,800万円の増額。２項、固定資産税、4,800万円の増額。

10款、１項、地方交付税、1,730万4,000円の増額。13款、使用料及び手数料、１項、使用料は１万2,000円の増額。２項、手数料、

４万9,000円の増額。

14款、国庫支出金、１項、国庫負担金は47万3,000円の増額。２項、国庫補助金は1,041万3,000円の増額でございます。

15款、道支出金、１項、道負担金は103万5,000円の増額。２項、道補助金は77万7,000円の減額。３項、委託金は83万1,000円の減額でございます。

17款、１項、寄附金は1,831万7,000円の増額。

18款、１項、繰入金は9,594万8,000円の減額。

20款、諸収入、５項雑入は２万9,000円の増額。

21款、１項、村債は1,890万円の増額でございます。

22款、１項、自動車取得税交付金は102万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。議案書45ページをお願いいたします。

１款、１項、議会費は３万5,000円の増額。

２款、総務費、１項、総務管理費は323万6,000円の増額。２項、徴税費は164万円の増額。３項、戸籍住民基本台帳費は34万4,000円の増額。

３款、民生費、１項、社会福祉費は3,696万2,000円の増額。２項、児童福祉士は1,002万円の減額でございます。

４款、衛生費、１項、保健衛生費は434万8,000円の減額。２項、清掃費は17万6,000円の減額。

６款、農林業費、１項、農業費は21万8,000円の増額。２項、林業費は736万1,000円の減額。

８款、土木費、１項、道路橋梁費は988万5,000円の増額。３項、住宅費は541万1,000円の減額。

10款、教育費、１項、教育総務費は1,080万7,000円の減額。２項、小学校費は2,270万円の増額。３項、中学校費は470万円の増額。４項、社会教育費は165万5,000円の減額。５項、保健体育費は40万円の減額でございます。

11款、災害復旧費、１項、農林業施設災害復旧費は203万8,000円の減額でございます。

46ページをお願いいたします。

13款、諸支出金、１項、普通財産取得費は120万円の減額。

14款、１項、職員費は30万4,000円の減額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑の際は、ページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確、簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　何点かお聞きいたします。

52ページ、歳入の第１款、村税、１項、村民税、２目、法人、法人税割が増えたということで、1,800万円の計上があるわけですが、協議会の時には課長、どうして増えたというふうに聞いたら、景気が回復して儲かったからということだったんですけども、最初の予算の時に、前年度から1,400万ほど減額して予算付けしているわけなので、景気がよくなったこともあるのかもしれませんが、一応法人の会社、対象になる会社が増えていることも考えられるのかなという気がするのですが、そのへんはどうなのかお聞きいたします。

それから56ページ、15款、道支出金の３項の委託金の２目、農林業費委託金に１節で、農業費委託金が17万3,000円いうのは、これ

は農業委員会委員の報酬引き上げの原資になると説明がありました。報酬の引き上げに関して文句はないのですが、結局、報酬を引き上げることにより農業委員会の役割が増えるということで、毎年度最適化活動にかかる目標を設定し、そして先ほど藤岡議員が質問されたように、地域計画、そして目標地図を作っていくということになるので、結局忙しいから報酬を上げるってことで、それはいいとは思うんですが、気になるのは、農業委員会の村のホームページですか、それを見て、結局農業委員の名簿の更新がないし、農業委員会の活動報告及び活動計画、翌年度の目標、その目標に達成に向けた計画というのがホームページに載っているんですが、平成26年度、27年度くらいの古い計画と目標の評価っていうのがまだ載っているというのは、結局農業委員会委員は一生懸命やっても、事務局がきちんとしなきゃダメだと思うんですよね。そのへんのことについて、担当者の考えを聞きたいと思います。

それから、61ページ、22款、自動車所得税交付金、１項、自動車取得税交付金、１目、自動車取得税交付金ですが、一応、自動車取得税というのは2019年９月まで、10月以降は環境性能割っていうんですか、それに変わっているわけですが、ちょっとよくわからないので、この自動車取得税交付金、これと歳入の８款にあります、環境性能割交付金っていうのがあるんですが、１項、１目、本年度250万あるんですが、この違いを教えていただきたい。

そして22款に自動車取得税交付金という、款、項、目を作ったわけですが、この款を作った諸収入が、款の作成が適正かなのかどうか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　総務課長。

○総務課長（三浦康幸君）　はい。木村議員の御質問にお答え申し上げます。

法人税割につきまして、抑制的な計上をしているのではないかということでございますが、まったくおっしゃるとおりでございまして、ここ数年コロナの影響によりまして、法人税割、御存じのとおりどんどん減少してきたということもございまして、歳入割れを決してしないようにということで、抑制的な計上させていただいているということはございます。

増額につきましては、トマムリゾート関連会社が前年に比較いたしまして、大幅に法人税割の額が増えたということで、１社で1,800万円程度の増収が見込まれることになったということであります。

もう一つ御質問いただいた自動車取得税の関係でございますけれども、議員言われるとおり現在は環境性能割に変わっているということでございますけれども、滞納繰越分のものが、北海道の方でストックされまして、それが一定程度溜まると各市町村に交付されるという形になっておりますので、制度自体は移行しているんですが、既存の滞納繰越分がこの度入ったということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）　農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君）　木村議員の御質問にお答えいたします。

議案書56ページ、15款、道支出金、３項、委託金の２目、農林業費委託金でございます。こちらにつきましては、議員御指摘の農業委員会に関する交付金ではございませんで、道営草地整備事業の、私、補助監督員ということで、道から委託されております。その分の費用でございます。

それと合わせて、御指摘のありましたホームページのデータの更新ですが、怠慢と言われればそこまでですが、書類といいますか成果については、目標と実績については毎年度、国に報告することになっておりまして、毎年作成しておりますので、早急にホームページの方で公開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　ホームページのことについてはわかりました。

法人の関係ですかね、結局、法人の対象というのが１件のままで増えていないという認識でいいのかどうか。

あと、自動車取得ですか、自動車取得税交付金の関係の滞納繰越分ということですが、款項の22款に置いたことがはたして適正なのかどうか、そこのへんの認識について説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　総務課長。

○総務課長（三浦康幸君）　御質問にお答えいたします。

１点目につきましては、もちろん議員御存じのとおり複数の法人税割の会社ございますので、１社のみということは厳密には言えないと思いますが、中心となるのが１社という捉え方をしていただければと思います。

２点目の款の設定につきましては、既存の管理は設けられていない、すでに占冠村では閉鎖していた、使っていないものでしたので、後ろに追加させていただいたという取扱いになっていると思います。もしそちらの方が不適正ということがいろいろ調査して判明いたしましたら、今後につきましては訂正させていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。７番、小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　議案書71ページです。８款、１項、１目の道路維持費で、12節の委託料、村道の除雪委託料、620万4,000円と村道等の管理委託料268万1,000円。

全員協議会の時に内容についてはお聞きして、それぞれ単価契約によって経費も嵩んでいるということの説明だったんですけども、やはり今３月初めにきて私も感じるところは、昨年より雪の量は半分くらいかなと思っています。この全額を執行するわけではないとは思うんですけども、やはり除雪の経費、確かにその年によってバランスよく決まった金額にはならないかとは思うんですけれども、言い過ぎかもしれないですけど、昔の直営でやっていたときの経費の方が低く抑えられていたのではないのかなっていうのは懸念もあるものですから、例年にないこういう降雪状況で、ここまでの経費の捻出ということで、内容について再度確認させてください。

それと同じページの、８款、３項、１目、住宅管理費の14節の工事請負費で、社会資本整備総合交付金工事ということで、508万7,000円の減額ですけども、一応名目上はこの公営住宅の取り壊しの経費になるのか、そのへん確認をさせていただければと思います。

○議長（児玉眞澄君）　建設課長。

○建設課長（小林昌弘君）　小尾議員の御質問にお答えいたします。

71ページ、８款、１項、１目、道路維持費、12節、委託料、村道除雪委託料、620万4,000円、村道等管理委託料で268万1,000円の増額の件でございます。

こちらにつきましては、12月の定例会においても、多額な経費を補正させていただきました。今回の補正につきましては、２月分と３月分の支払いの分ということで、すでにそれぞれの委託路線において、除雪の費用が減

少しているということで、２月、３月分の除雪費を補正するものでございます。補正するにあたって、今年の冬の雪の状況も、担当の方では調査いたしておりまして、令和４年度のシーズンでは、降雪量10センチ以上の時が、11月、12月、１月と６回ありましたけれども、今年度のシーズンにおいては、11月、12月、１月のこの３か月においては、11回ということで、降雪量の方は増えております。

それと除雪の委託の内容ですけれども、村道等の管理委託料においてはですね、通常の降雪時の除雪の他に、除雪の時にそれぞれ空きスペースに雪を押している部分ありますけれども、そういった部分の雪の除去ですとか、コミプラとかの駐車場の雪の除去もこの村道等の管理委託料で行っている状況であります。そういったことで非常に機械の稼働時間が長くなっていることもあります。

また、降雪時、雪の量にもよりますけれども、降雪量によっても１回の出動の稼働時間、これもやはり長いものになっております。これにつきましては、乗っていただいているオペレーターの方の丁寧な除雪もあろうかと思いますけれども、そのような除雪の状況になっております。

我々としてもお金を支払う方でありますので、そういった除雪作業については、極力無駄のないようにやっていただきたいということはお話しておりますけれども、丁寧な除雪を心がけるという意味ではこのように時間がかかっているものと思っております。今回につきましては、２月、３月分の不足する額を補正させていただきたいということで、予算の計上させていただいております。

一応、この補正予算作成時においては、２月、３月の天気予報、長期予報も加味して、なおかつこれまでの稼働時間も加味したうえで予算の方計上させていただいております。実際２月はあまり雪が降らなかったということもありますので、２月に関してはそれほどの除雪費の支払いはないかなというふうには考えております。

続きまして、同じく71ページ、８款、３項、１目、住宅管理費、14節の工事請負費、社会資本整備総合交付金工事でございます。508万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり湯の沢温泉の公営住宅の解体工事になります。

こちらにつきましては、当初予算で1,480万円計上しておりました。これには解体ですので石綿の含有があるかどうかという調査をこの同じ年度に調査、工事する前に行っております。この石綿の含有が確認できれば工事費も当初予算で計上させていただいておりました、1,480万円が必要になるものですから、計上していたわけでありますけれども、実際石綿の検査においてはそれが確認できなかったということで、その石綿の処理に関しては設計ではみずに解体、それと解体の廃材の処理で設計をしております。そのようなことで、今回508万7,000円という高額な金額でありますけれども、減額をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。４番、下川園子君。

○４番（下川園子君）　議案書47ページの、繰越明許費について伺います。10款、教育費の２項、３項、学校施設環境改善事業ということで、エアコン設置ということでの明許だったかと思いますが、このエアコンについては設置台数がどの程度になるのかということと、これ明許されていつ頃執行されるのかというのを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　教育次長。

○教育次長（木村恭美君）　下川議員の質問にお答えいたします。

47ページ、繰越明許費の教育費、学校施設環境改善事業に係るエアコンの部分についてでございます。

小学校、中学校合わせまして14台、普通教室を中心に見込んでおります。

設置時期でございますが、予算通った後、設計いたしましてすぐに取り掛かって、夏に間に合うようには考えてはいるところですが、エアコンのそのものがまだ未定ということで、そこを確保できたらということになると思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和５年度占冠村一般会計補正予算第10号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第７　議案第15号

○議長（児玉眞澄君）　日程第７、議案第15号、令和５年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第３号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案書79ページをお開き願います。

令和５年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第３号について提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第３号は歳入歳出予算の総額からそれぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億4,580万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

議案書80ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

１款、１項、国民健康保険税は271万8,000円の減額。

３款、国庫支出金、１項、国庫補助金は6,000円の増額。

４款、道支出金、１項、道補助金は150万円の減額。

６款、１項、繰越金は230万5,000円の増額。

７款、諸収入、３項、雑入は7,000円の増額でございます。

次に81ページになります。

歳出は、１款、総務費、１項、総務管理費は28万7,000円の減額。

２款、保険給付費、１項、療養諸費は150万円の減額。

３款、１項、国民健康保険事業費納付金は11万3,000円の減額です。

議案書82ページから91ページは事項別明細書でございます。

以上、御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説

明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、令和５年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第３号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり、可決されました。

ここで２時20分まで休憩します。

休憩　午後２時05分

再開　午後２時20分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

◎日程第８　議案第16号

日程第８、議案第16号、令和５年度村立診療所特別会計補正予算第４号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案書93ページをお開き願います。

議案第16号、令和５年度村立診療所特別会計補正予算第４号についての提案理由の御説明を申し上げます。

議案第16号、令和５年度村立診療所特別会計補正予算第４号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,280万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

議案書94ページ、歳入、第１表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

１款、診療収入、１項、外来収入は135万円の減額。２項、その他の診療収入は48万7,000円の増額。

５款、１項、繰越金は136万3,000円の増額です。

議案書95ページ、歳出は、２款、１項、医業費、50万円の増額です。

議案書96ページから99ページまでは事項別明細書でございます。

以上でございます。御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、令和５年度村立診療所特別会計補正予算第４号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第９　議案第17号

○議長（児玉眞澄君）　日程第９、議案第17号、令和５年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第３号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君）　議案書101ページお願いいたします。

議案第17号、令和５年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第３号について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,160万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は、第２表、地方債補正によります。

102ページお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

歳入です。１款、使用料及び手数料、２項、手数料、1,000円の増額。

３款、繰入金、１項、繰入金、は10万円の増額。

５款、諸収入、１項、雑入、1,000円の減額。

６款、村債、１項、村債、110万円の減額でございます。

歳入における補正額の合計は、100万円の減額でございます。

次に歳出について御説明いたします。103ページお願いいたします。

２款、管理費、１項、施設管理費、19万9,000円の増額。

４款、施設費、１項、施設建設費、119万9,000円の減額。

歳出における補正額の合計は、100万円の減額でございます。

議案書104ページお願いいたします。

第２表、地方債の補正でございます。起債の目的、公営企業会計適用債、補正前、限度額1,060万円を補正後、限度額950万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、令和５年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第３号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第10　議案第18号

○議長（児玉眞澄君）　日程第10、議案第18号、令和５年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第３号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君）　議案書113ページお願いします。

議案第18号、令和５年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第３号について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,200万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は、第２表、地方債補正によります。

114ページお願いいたします。

歳入です。２款、使用料及び手数料、１項、使用料、52万4,000円の減額。２項、手数料、1,000円の減額。

５款、繰越金、１項、繰越金、12万6,000円の増額。

６款、諸収入、１項、雑入、1,000円の減額。

７款、村債、１項、村債、110万円の減額。

歳入における補正額の合計は、150万円の減額でございます。

続きまして、115ページです。

歳出について御説明いたします。

２款、管理費、１項、施設管理費、40万円の減額。

３款、施設費、１項、施設建設費、110万円の減額。

歳出における補正額の合計は、150万円の減額でございます。

議案書116ページになります。

第２表、地方債の補正でございます。起債の目的、公営企業会計適用債、補正前、限度額1,070万円を補正後、限度額960万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、令和５年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第３号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第11　議案第19号

○議長（児玉眞澄君）　日程第11、議案第19号、令和５年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第２号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊

藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案書125ページをお開き願います。

議案第19号、令和５年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第２号についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、令和５年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第２号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,060万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

議案書126ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明申し上げます。

１款、１項、後期高齢者医療保険料、20万1,000円の増額。

４款、１項、繰越金は19万9,000円の増額です。

議案書127ページ、歳出です。

２款、１項、後期高齢者医療広域連合納付金、40万円の増額です。

議案書128ページから132ページまでは事項別明細書です。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、令和５年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第２号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第12　議案第20号

○議長（児玉眞澄君）　日程第12、議案第20号、令和５年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第３号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案書133ページをお願いいたします。

議案第20号、令和５年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第３号についての提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第３号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,220万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。

議案書134ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

１款、１項、診療収入は334万6,000円の減

額。

３款、１項、繰入金は170万円の増額。

４款、１項、繰越金は81万7,000円の増額。

５款、諸収入、１項、雑入は40万円の減額。

７款、国庫支出金、１項、国庫補助金は42万9,000円の増額です。

議案書135ページは歳出です。

１款、総務管理費、１項、施設管理費は15万円の増額。

２款、１項、医療費は95万円の減額です。

議案書136ページから143ページまでは事項別明細書となります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　137ページ、歳入の１款、１項、１目から４目まで全部減額になっております。

そして１目の国保の診療報酬収入、これ予算の半分ぐらい減額になっているわけです。これいったいどういうことで、こういう状況になっているのか、何が起きているのか説明していただけますか。

○議長（児玉眞澄君）　住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君）　木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬の状況についてでございますが、この当初予算につきましては、前年度の予算の内容を精査して令和４年度については、診療報酬が結構あったものですから、それに倣った形で診療報酬をみてきていたということもありまして、５年度では１日当たりの患者数が平均で１名弱、１日当たりの患者数が減っている状況等ありまして、診療報酬が全体的に落ち込んでいる状況にあります。

あと診療の内容とかにもよるかと思いますけれども、そういった部分含めて診療報酬が減っているという状況にあります。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　診療の内容によるかもしれませんけども、半分っていうのはちょっと異常だと思うんですよね。そしてこの中身ですが、トマムと占冠診療所合わさっていると思うんですが、内容を分析していますか。そのへんちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

○議長（児玉眞澄君）　しばらく休憩します。

休憩　午後２時41分

再開　午後２時46分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

答弁願います。住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君）　木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬の関係についてでございますけれども、令和４年度の実績で申し上げますと、診療報酬につきましては、占冠歯科診療所917万6,000円、トマム歯科診療所91万7,000円という状況でありまして、令和５年度の１月診療分までの状況で申し上げますと、占冠歯科診療所分567万5,000円、トマム歯科診療所52万4,000円、計620万円といった状況になっておりまして、受診者数でみますと、令和４年度では、占冠歯科診療所が970人、トマム歯科診療所が113人、計1,083人でありまして、令和５年度の１月末現在の受診者数でいきますと、占冠歯科診療所が623人、トマム歯科診療所が82人、計で708人といった状況であります。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　今の話聞いたら、令和４年と５年にかけて半分くらい落ちているわけです。結局予算書に使う頭出しの数字は前年の2,400万がずっと続いているから、結局こういうことになると思うんだよね。今回令和６年の予算書を見てみると、240万の数字をずっと使っているからこういうことになっちゃうと思うんだよね。だからそのへんもうちょっと精査して、きちんとした数字を出すようにしたらどうかなと思うですけど、そのへんちょっと答えてもらって終わります。

○議長（児玉眞澄君）　住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君）　木村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに言われるとおりでございますので、令和６年度についてはもう計上しておりますので、精査しながら予算編成の方、進めていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第20号、令和５年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第３号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり、可決されました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会　午後2時50分

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和６年７月25日

占冠村議会議長　　児玉　眞澄

（署 名 議 員）

占冠村議会議員　　下川　園子

占冠村議会議員　　藤岡　幸次

令和６年第２回占冠村議会定例会会議録（第２号）

令和６年３月８日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前 10 時）
日程第１		令和６年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第２	議案第１号	財産の無償貸付について
日程第３	議案第２号	財産の無償貸付について
日程第４	議案第３号	指定管理者を指定することについて
日程第５	議案第４号	指定管理者を指定することについて
日程第６	議案第５号	指定管理者を指定することについて
日程第７	議案第６号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第８	議案第７号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第９	議案第８号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第９号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第10号	占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第11号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第12号	占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第13号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第21号	令和６年度占冠村一般会計予算
日程第16	議案第22号	令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第17	議案第23号	令和６年度村立診療所特別会計予算
日程第18	議案第24号	令和６年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第19	議案第25号	令和６年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第26号	令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第21	議案第27号	令和６年度占冠村簡易水道事業会計予算
日程第22	議案第28号	令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算

○出席議員（８人）

議長	８番　児玉眞澄君	副議長	１番　大谷元江君
	２番　木村一俊君		３番　細谷　誠君
	４番　下川園子君		５番　藤岡幸次君
	６番　小林　潤君		７番　小尾雅彦君

○欠席議員（０人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡　卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田　幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木　隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑　浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘　佳則
社会福祉担当係長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間　敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗		

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	平川満彦		

〇出席事務局職員

事　務　局　長　平　川　満　彦　　事　務　補　三ツ谷　陸翔

開会　午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君）　皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君）　本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第１　村政執行方針

○議長（児玉眞澄君）　日程第１、令和６年度村政執行方針並びに教育行政執行方針を議題とします。

初めに村長から令和６年度村政執行方針についての説明を求めます。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君）　令和６年度村政執行方針を申し上げます。別冊の村政執行方針を御覧ください。１ページであります。

Ⅰ、初めに、令和６年第２回占冠村議会定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、４年間にわたり地域経済活動をはじめ、住民生活や地域コミュニティなどに大きな影響を与えてきましたが、感染症分類が５類に変更となり、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。

そうした中、長期間にわたる活動制限からの切り替えに難しい面もあったと思いますが、いろいろな場面で村民の皆様の御理解と御協力で乗り越え、村政運営に対し御支援いただきましたことに感謝を申し上げます。

新年度においては越えなければならない課題は多くありますが、産業経済基盤の支援、人的資源の確保、感染症対策支援、公的施設の温暖化対応、地域コミュニティの活性化、自主財源の確保などを考慮した政策を進めてまいりたいと考えています。成し遂げるため、様々な機会を通じ皆様からの御意見や御助言をお聞きし、より良い方向へと努力してまいります。

占冠村を取り巻く環境は、インバウンドの回復などトマムリゾートをはじめ観光関係産業は元に戻ってきましたが、長引く国際的な緊張関係の影響を受けた原油や原材料の高騰、光熱水費や社会福祉費の負担増加、物価高が続き、経済的なマイナス状況などもあって住民生活は大変厳しい状況になっているのが現状であります。

こうした環境にあって、これまで以上に公共の果たすべき役割は大きく、期待に応える努力が必要だと思います。国の予算配分では地方交付税が前年並みに確保される見通しですが、多くの政策課題に対応するには新たな財源確保が必要と考えています。

経常経費が増加傾向であることから、選択と集中を念頭に必要なところへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

以下、令和６年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

Ⅱ、村政執行の基本方針。

村政執行の基本政策として、引き続き３本の公約を中心に掲げさせていただき、それぞれの行政課題をこれまで以上に前へ進めてまいります。

誰もが行政サービスを享受することができ、安全で安心して暮らしやすい生活が実現できるよう挑んでまいります。

次の事項を柱として進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

第１、持続可能な地域づくり。

コロナ禍で地域のコミュニティに影響を与え、住民生活や地域経済活動などが大きく変化しました。

持続可能な地域づくりを進めるうえで、特性を生かした地域づくりを進め、農業、林業、観光業の基幹産業を中心として、経済循環が図れる取り組みが必要であります。

近年は、新たな農業者が様々な形態で営農を行っているほか、新規就農を希望し営農を始めています。より良い環境をつくり地域農業者との融合を図り、本村の農業に必要な支援を行ってまいります。

林業では、森林環境譲与税を有効に活用した事業の充実を図り、森林資源の経済循環が図られる林業六次産業化の取り組みをはじめ、「ゼロカーボンシティ占冠宣言」の実行に有効な森林整備により炭素吸収量の拡大を図ります。森林整備を進めるうえで基盤となる林業事業体の育成に努めます。

観光業では、インバウンド等による観光需要が復調の兆しを見せ始めています。トマムリゾートを中心に関連事業者の経済活動が活発化してきており、新たな需要に応えるために必要な支援をしてまいります。需要に応えるための財源として協議を続けてきた宿泊税について、早期に施行できるよう調整を進めます。

第２、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。

村民が安全で安心して暮らすための基盤は、生活に必要な社会資本インフラをはじめ、医療や福祉、地域交通環境の確保、少子高齢化社会に対応した支援が必要不可欠です。住み続けたいと思える環境をつくり、住民の要請に応えるため努力してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、定期接種により希望者へのワクチン接種ができるよう進めます。

新年早々、能登半島地震が発生し改めて災害の恐ろしさを実感しましたが、様々な災害に対応できる地域防災力を高め、頻発する自然災害に対処できるよう環境整備を図ります。

併せて、地域協働ボランティア活動など人々が地域で支え合う社会づくりが定着してきており支援をしてまいります。

第３、未来を託す子どもの環境づくり。

持続可能な地域づくりにおいて、定住意識を高めることは大きな要素となるものであると考えており、子どものいるところには必ず大人がいます。安心して子育てができる地域、人が集まり活気が生まれる地域を創造することにより、活力が生まれ次代への希望が持てると思います。

妊娠期から高等教育にわたる支援は、子育て環境をしっかり確保し、多くの方が社会参加できる環境をつくり、村を活発にしてくれます。

子育て支援の柱としてきた占冠・トマム保育所においては、１歳児保育も始まり、より充実したものとしてまいります。

子育て環境を確保し、これまでも進めてきた医療費助成や周産期医療、母子保健など、総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境向上のため、支援制度の拡充にも努めてまいります。

学校教育においては、近年の異常気象による温暖化対応のため冷房設備の設置、学習支援員の増員、ＩＣＴ教育の充実、公設塾の継続など、特色ある教育環境づくりをめざします。

また、昨年姉妹都市提携30周年記念事業を

実施し、より友好関係が強まったアスペン市との姉妹都市交流や短期交換留学、平和の村宣言に基づく平和教育も引き続き取り進めてまいります。

Ⅲ、主な施策。

第１、持続可能な地域づくり。

１、未来を拓く村政。

（１）地方自治・地方創生の推進。地方自治・地方創生を推進していくため、宿泊税の導入に向けて関係者と協議を進めてまいりました。本村が持続的に成長していくためには、継続的かつ安定的な財源の確保が重要であることから、早期導入をめざしてまいります。

地域の活力を維持していくため継続的に取り組みを実施していく必要があることから、「第２期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の次期戦略の策定について準備を進めてまいります。

また、デジタル社会の実現に向けた基幹業務システムの統一・標準化は、今年度より２か年計画でシステムへの移行を進め、行政運営の効率化を進めます。

（２）道の駅周辺整備の推進。道の駅自然体感しむかっぷへ出入りする国道交差点でスムーズな通行を確保できていない状況が見られます。このため、今年度基本計画を策定し、利用促進に向けた最適案の抽出を行い、安全性、利便性を確保するための道の駅周辺整備及び今後の道の駅全体の利用促進方策などについて検討してまいります。

（３）子育て・教育施設整備の推進。昨年８月に初めて熱中症警戒アラートが本道全域に発令されました。占冠村においても本州並みに暑くなる中、子どもたちの生命と健康を守り、充実した環境の中で子育て・教育活動を行っていくため、村内の保育所及び学校にエアコンを設置してまいります。

（４）特産品開発の推進。本村の森の恵みから誕生したメープルシロップ「トペニワッカ」も占冠村の特産品として定着してまいりました。

新たな特産品として、アカエゾマツの新芽やイタヤカエデの樹液、メープルシロップを活用したジンとリキュールの開発を進め、ふるさと納税との相乗効果も生み出しながら地域振興につなげてまいります。

２、経済循環が図られる基幹産業の振興。

（１）農業。

①、酪農・畜産。

自給粗飼料の生産基盤強化を図るために行われた、道営草地畜産基盤整備事業が令和５年度で完了しました。村内農業者の実績として、草地更新91.73ヘクタール、草地造成4.72ヘクタールが整備され、自給粗飼料の生産性向上に寄与しました。

飼料価格や化学肥料の高騰により営農経費が増え続けていることから、引き続き輸入飼料の依存度を軽減し、自給粗飼料の生産基盤強化を図るための草地整備事業や、増頭による経営拡大を支援するため畜産振興資金貸付事業を引き続き行うことで、安定した畜産物の生産を支援します。

エゾシカ・ヒグマによる鳥獣被害対策は、草地での設置について資料の収集を行い、補助事業等を活用して実施できるよう検討します。今後も鳥獣被害対策実施隊等の助力を得て有害鳥獣の捕獲を推進し、農業被害の軽減と酪農畜産農家の経営安定化に寄与してまいります。

②、畑作振興。

水田活用の直接支払い交付金の見直しに伴う畑地化は、昨年までに約193ヘクタールとなり、対象面積の約97％となりました。

今年度中に残り約７ヘクタールが畑地化さ

れ、本村における水田は無くなりますが、引き続き定着支援交付金により畑地化後の農地整備を推進します。

また、農業振興事業及び中山間直接支払交付金事業により、農家の生産基盤強化や農村の課題解決に向けた支援を継続してまいります。

農業経営研究会が実施する農作物の消費拡大イベントを後援し、地元食材のＰＲや収穫祭、夕市での野菜販売を継続し、食の安全や地産地消の取り組みを支援してまいります。

③、担い手対策。

令和元年度から令和５年度までの５年間で、新規就農希望者２名、地域おこし協力隊員３名の研修が行われ、その内３名の方が新たに就農しました。

全国的な課題である農業者の減少や高齢化による担い手の不足は、本村においても喫緊の課題となっております。解決策は容易ではありませんが、この間の新規就農対策の取り組みや、研修牧場・農場の確保など新たな取り組みの検討を行い、担い手の確保に努めてまいります。

先人が開拓、開墾し、今を生きる私たちに残してくれた大切な農地を次世代に残すため、令和６年１月から農業委員を中心として「将来の農地利用の設計図」と言われる「目標地図」の策定に向け、話し合いを開始いたしました。農業委員を中心とした農地利用の取り組みを引き続き支援してまいります。

（２）林業。

①、村有林の管理・経営。

村有林の管理・経営は、占冠村森林整備計画に基づき、進めてまいります。

特に、ゼロカーボンシティ占冠宣言を推し進めるため森林吸収源対策の主体となる、森林の適切な保全・整備に取り組みます。森林環境譲与税をもとに、寄附・継承された森林の整備を計画的に進めます。

②、私有林の育成支援。

森林所有者の負担軽減を図り、森林資源の循環利用、森林の持つ多面的機能の発揮と山村地域の振興を図るため、豊かな森づくり推進事業や民有林育成促進対策事業の推進・助成を引き続き実施いたします。

③、林業事業体への支援。

森林環境譲与税を有効活用した林業担い手対策事業及び林業労働安全推進事業を引き続き実施してまいります。

また、主伐・再造林を進め事業の安定供給を図り、林業事業体への支援とともに、後継者育成と労働安全の確保を一体的に行ってまいります。

④、林業の六次産業化。

メープルシロップの生産・販売事業については、樹液採取の生産性を高めるとともに、企業版ふるさと納税を活用して施設・設備の更新等を図りつつ、販売拡大に向けて取り組みを進めてまいります。

木質バイオマス生産組合において、今後の事業運営についての検討・協議が進められていると聞いております。必要な助言等を行い、設立の趣旨を踏まえた円滑な事業実施体制の確立や起業を視野に入れた支援を行ってまいります。

（３）商工・観光・労働。

①、商工振興。

コロナ禍による影響も落ち着きを見せ、国もコロナ対策から物価高騰対策などの経済対策に転換しております。

村商工会と連携し、人材育成支援事業や雇用支援事業などを進めるほか、企業の施設誘致に必要な措置を講じ、雇用の拡大、地域産品の消流促進を図ります。

また、国の臨時交付金を活用したプレミアム商品券発行事業により、地域経済の活性化に向けた消費喚起に努めます。

②、観光振興。

本村の一大イベントであります「ふるさと祭り」が今年で50回目を迎えます。半世紀を迎えた節目のイベントを開催し、更なる村の発展につなげてまいります。

また、村の経済において重要な役割を担っているトマムリゾートとの定期協議を継続するほか、宿泊税の導入に向けた協議を進め、本村の観光振興の強化に努めてまいります。

③、双民館。

令和４年度より指定管理者制度にて施設運営管理を実施しており、今年度が最終年度となります。指定管理者とこの間の施設運営について総括し、今後の運営方針を今年中に取りまとめるとともに、体験観光メニューの豊富化による施設の利用拡大に向けて支援してまいります。

④、労働。

富良野地域人材開発センターや富良野広域圏通年雇用促進協議会などの関係機関と連携を深めるとともに、占冠村勤労者生活資金貸付制度、占冠村勤労者福祉金庫の活用により労働者の生活向上に努めてまいります。

３、地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。

（１）移住・定住。

民間賃貸共同住宅等建設促進制度により、民間賃貸共同住宅の建設を推進するほか、活力あるむらづくり対策制度により、企業の福利厚生施設整備事業を支援してまいります。

また、空き家バンクとマイホーム奨励事業を連動させ、個人住宅の取得を促進してまいります。

（２）しむかっぷ・村づくり寄附金と企業版ふるさと納税。事業者の協力をいただきながら返礼品を増やしたほか、効果的な宣伝を行うことにより、寄附額の増加につなげることができました。

また、企業版ふるさと納税についても本村の取り組みに賛同を受け３件の寄附があったほか、北海道銀行と企業版ふるさと納税マッチング支援業務基本契約を締結しました。

今後も様々な工夫を凝らし、占冠応援団の獲得を図るとともに、寄附金を有効に活用して地域の振興につなげてまいります。

第２、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。

１、暮らしの基盤づくり。

（１）道路。

道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買い物など生活をするうえでも必要不可欠なものであります。

安全で円滑な交通確保のため、道路の補修や維持管理に努めるとともに、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づいて占川橋、林友橋の修繕を実施してまいります。

除雪体制については、将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう除雪トラックを更新します。

（２）村営住宅。

村営住宅につきましては、長期にわたって良好な状態で居住できるよう改修工事や維持管理を実施し、快適性や安全性に配慮した住宅環境に努めてまいります。

また、用途廃止になっている住宅の除却を実施し、地域の環境改善を図ってまいります。

（３）上下水道。

簡易水道事業及び下水道事業は、各施設の適切な維持管理を行い、安定的な供給と衛生的な生活環境の確保に努めてまいります。

また、簡易水道・下水道事業では、本年度

から公営企業会計の適用を開始します。

各事業の安定した経営を持続するため、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ってまいります。

（４）環境衛生。

ごみの排出につきましては、様々な問い合わせがあることから、周知方法について、他自治体の周知事例の情報収集を行い、その手法について検討してまいります。

ごみ処理につきましては、今後も村民の皆様の御協力をいただきながらリサイクルに努め、資源の有効活用を推進し、ごみの減量化を図ってまいります。

また、嵩上げ後の最終処分場においては、残余容量調査を行い、その結果をもとに処分場の使用期間の推測を行い処分場の延命化を図ってまいります。

（５）地域交通。

通学、通院等、村民の身近な移動手段であることからその運行と安全管理に努めるとともに、利便性や効率性を検討しながら、現状に即した交通体系の確立を図ってまいります。

根室線廃止に伴う対応として、トマム線の終点を「幾寅駅前」から「道の駅南ふらの」に延伸するほか、南富良野町営バスによる富良野・金山間と東鹿越・トマム駅間の運行、高速都市間バスの増便及び南富良野町落合での乗降、富良野市内での乗降により、利便性の向上に努めてまいります。

また、占冠・金山間のデマンド運行についても検討を進めてまいります。

（６）地域協働への取り組み。

「ファミリーサポート・しむかっぷ」は、地域における有償ボランティアとして、高齢者から子どもまで様々な住民ニーズに対する支援サービス事業を行っています。地域に親しまれ、活力を生み出す大きな存在であることから、引き続き活動の支援と補助を行ってまいります。

また、住民活動推進事業により住民の自主的な活動を支援し、地域協働が広がる村づくりを推進します。

（７）防災対策。

防災力、減災力の強化を図るため、自主防災組織への支援、各避難所における分散備蓄、避難訓練を実施してまいります。また、関係機関からの情報収集及び補助金等の検討を行い、より充実した災害情報伝達手段の検討を進めます。

２、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。

（１）高齢者福祉。

高齢者等が抱える課題やニーズへの対応について、地域包括支援センター機能を生かし、占冠村社会福祉協議会やリハビリ専門職など、関係機関と連携しながら社会資源の活用やサービスの提供に努め、地域包括ケアシステム構築の充実を図ってまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま～る」については、指定管理者と協議しながら、適切な施設の維持を行うとともに、利用者が安全で安心した施設利用ができるよう努めてまいります。

（２）地域福祉・障がい者福祉。

一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らせるよう、行政区や民生委員児童委員のほか、各種団体、地域住民と連携、協力しながら、地域福祉の充実を推進します。

また、相談支援をはじめ、自立支援協議会による関係機関や専門職との連携、各種福祉サービスへつなげ支援を行うなど、障がい者福祉の充実を継続してまいります。

（３）保健・医療。

①、保健予防。

住民一人ひとりの健康意識の向上を図り、住民の健康づくりを推進するため、住民健診や保健指導の推進、各種がん検診や予防接種事業を実施し、住民の健康増進に努めてまいります。

生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みを支援するためには、健診受診率の向上が必要です。引き続き、集団健診未受診者への個別健診への受診勧奨を進め、受診率の向上に努めてまいります。

帯状疱疹の発症予防や発症後の重症化予防を図るため、帯状疱疹ワクチン接種に係る費用助成事業を実施してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、重症化予防を目的として、高齢者に対する定期接種を全額公費負担で実施してまいります。高齢者以外の住民においては、接種費用の一部助成を行い、接種体制を整えてまいります。

②、母子保健。

安心して出産し、子育てができるよう、妊産婦健康診査費用や交通費等の助成、産後ケア事業や助産師等による母子ケア事業の実施、新生児聴覚検査費用助成を拡大するとともに、１か月健診からの発達に応じた各種健診を実施してまいります。

③、国民健康保険事業。

北海道国民健康保険運営方針では、加入者負担の公平化を図るため、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険税負担となる統一保険税率について、令和12年度の改正をめざすこととしております。

占冠村においては、令和８年度までに資産割を廃止し、所得水準に応じた賦課割合にするなど、12年度の統一保険税率に向け、国保財政調整基金を活用した激変緩和措置を図りながら、段階的に税率改正を進めてまいります。

また、被保険者の健康維持増進を図るため、特定健康診査や特定保健指導の実施により生活習慣病の重症化予防と改善を図り、医療費の抑制に努め、健全で安定的な国保運営に努めてまいります。

④　村立診療所及び歯科診療所。

村民が安心して暮らし続けられるよう、計画的に医療機器の更新を進めるなど、地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

第３、未来を託す子どもの環境づくり。

１、子育て支援の拡充と地域子育て支援拠点の設置。

子育て支援に係る施策については、保育所において１歳児保育事業を拡充し、賑やかで活気ある保育運営を行っております。今後とも、働く保護者の支援を行い、継続して子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

また、熱中症対策として占冠・トマム両保育所にエアコンを設置するなど、安全で安心な保育環境の構築・整備に努めてまいります。

各家庭で保育を行っている親子や妊婦への支援として、これまで別々に行ってきた、親子交流事業、保健師との相談事業を統合し、新たに「地域子育て支援拠点」を設置します。子育ての孤立感、不安感を緩和しながら、子育て親子の交流、育児相談、講習等を実施し内容の充実を図ります。

また、子育て世代包括支援センターにおいて、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、相談支援、経済支援の継続を行うとともに、個別事情に寄り添った支援を柔軟に対応するよう取り組みます。

２、学習環境の整備。

近年の気候変動により真夏日の増加や熱中

症警戒アラートが発令されるなど、子どもたちの生命や健康への影響が懸念されることから、各学校へのエアコンの設置に加え、夏季休業日及び冬季休業日を設定できる総日数を拡大し学習環境を整備してまいります。

３、特色ある教育。

アスペン市との短期交換留学においては、昨年度、姉妹都市提携記念行事が行われ30年の歩みを振り返り、更に深い信頼関係が生まれました。今後においてもホームステイや現地での様々な体験をとおして、国際感覚をもった未来人材育成、国際理解教育として取り組んでまいります。

また、国際平和を希求する心を育む教育を推進するため、平和体験学習への支援を継続してまいります。

Ⅳ、行財政の概要。

第１、行財政の運営。

かねてより、「歳入に見合った歳出」を財政運営の基本として取り組んでおりますが、住民サービスの確保、村有施設の老朽化への対応など必要性の高い事業が多く、加えて物価高騰の影響もあり、経常経費の増大と基金残高の減少が大きな課題となっています。

これらの課題に対応するため、今後におきましても補助事業の積極的な活用、有利な起債や貸付金の検討などに加え、地場産品の充実を通じたふるさと納税の増額、魅力ある地域づくりを通じた人口増による税収増や地方交付税の増額など、攻めの財源運営・地域振興を進めていく必要があります。そして、これらの施策を推進するためには地域の人材が必要不可欠であるため、地域企業振興条例を活用した人材育成事業の推進や職員研修等を積極的に進めてまいります。

第２、令和６年度の一般会計、特別会計の概要。

令和６年度占冠村一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、

一般会計 28 億 200 万円。

国民健康保険事業特別会計１億 4,050 万円。

村立診療所特別会計 8,320 万円。

介護保険特別会計１億 1,660 万円。

後期高齢者医療特別会計 2,230 万円。

歯科診療所事業特別会計 2,260 万円。

簡易水道事業会計１億 8,580 万円。

公共下水道事業会計１億 5,890 万円。

８会計合わせて 35 億 3,190 万円です。

前年度と比較しますと、一般会計は１億4,300万円の増額で5.38%の増、その他特別会計及び公営企業会計を含めた全体では２億4,530万円の増額で、前年比7.46%の増となっております。

本年度の予算編成の考え方としては、「骨太の方針」と昨年の実績等を参考としながら、地方交付税については抑制的な計上を行うとともに、物価高騰の影響等に鑑み、一般会計は前年比 5.38%の増額で計上しております。

歳出においては、橋梁の補修工事など、必要かつ緊急性の高い事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制に留意しながら、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、昨年度の実績等を考慮し、前年比6.02%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が6.78%の減額、特別交付税は前年同額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金１億6,153万5,000円、特定目的基金２億7,303万5,000円の繰り入れで17.37％の増額計上としております。

村債は、国の地方財政計画に基づく臨時財政対策債の減少などから、前年比10.6%の減額となっています。

歳出を性質別にみますと、それぞれ人件費0.75%、物件費20.55%、維持補修費4.49％、扶助費2.86%、補助費等5.26%の増額、公債費9.55%、繰出金5.83%の減額となっております。

令和６年度末見込みの基金残高は、財政調整基金１億8,347万7,000円、特定目的基金は、３億4,490万4,000円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。

今年度は、国民健康保険事業特別会計4.16%、村立診療所特別会計0.72%、介護保険特別会計10.99%の減額、後期高齢者医療特別会計10.95%の増額、歯科診療所事業特別会計0.44%の減額となっています。また、新年度より新たに公営企業会計へ移行する簡易水道事業及び公共下水道事業について、簡易水道事業会計については１億8,580万円、公共下水道事業会計については１億5,890万円を計上し、それぞれ皆増となっております。

特別会計等においても、所要の経費の削減を図りながら、健全な事業運営を進めてまいります。

Ⅴ、むすびに。

以上、令和６年度の村政執行にあたりまして、基本方針及び主な施策について申し上げました。

コロナ禍を乗り越え、次代に向け基礎となる大事な１年となりますが、誰もが同じことをしなければならないと考えるのではなく、できる人が自分にできることをするという考え方で課題を乗り越え、持続可能な地域づくりの第一歩となることを願うところです。

私自身は、占冠村の未来を着実に前へ進め、地域を発展させることを目標に、今後も村づくりを進め、議会、村民の皆様と共に情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、職員と共に努力し村民に信頼され、期待に応えられるよう頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

むすびに、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりのため、これからも努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ村政執行方針といたします。

令和６年３月７日。占冠村長、田中正治。

◎日程第１　教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君）　続いて教育長から令和６年度教育行政執行方針について説明を求めます。教育長。

○教育長（多田淳史君）　それでは令和６年度教育行政執行方針について御説明を申し上げます。資料をお開きください。

Ⅰ、はじめに。

令和６年第２回占冠村議会定例会が開催されるにあたり、占冠村教育委員会の教育行政に関する主要な方針について申し上げます。

情報技術やグローバル化の進展により、価値観やワークスタイルが大きく変化する中で、本村においては、少子高齢化に加え、児童生徒の減少問題が深刻であり、その対策を迫られています。改定学習指導要領は、折り返しを過ぎ、困難を極めながらも、学びを止めず、そして様々な教育課題に対応しながら、着実に前進してまいりました。今年度においても、魅力ある学校を創造しながら、これらの問題

に対応してまいります。

また、人生100年時代を見据え、村民一人ひとりのウェルビーイングのために、生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境を創っていくことも必要であり、その環境が地域における生涯学習の役割を十分に発揮することができるように取り組んでまいります。

Ⅱ、学校教育の充実。

令和３年度から全面実施された新学習指導要領に基づき、育成すべき資質・能力「学びに向かう力、人間性等」「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」の三点を柱として、効果的な学校運営に努めてまいりました。今後においても、すべての子どもたちの可能性を引き出し、一人ひとりの学びの課程を重視しながら、「主体的・対話的で深い学び」を実践し、「個別最適な学びと協働的な学び」を充実させることを目指してまいります。

（１）確かな学力向上の推進。

令和５年度に実施した、全国学力・学習調査では、小学校、中学校ともに平均正答率が全国平均を上回りました。結果の把握と分析を踏まえた、児童生徒が確かな学力を身に付け、一人ひとりの学びを充実させるため、教員の専門性と実践的指導力、資質・能力向上の取り組みがされていることから、引き続き、学力を向上させるための授業改革を推進するとともに、教育課程に必要となる資質や能力の育成に努めます。

（２）豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。

子どもたちが、規範意識を身に付け、存在意義を自覚し、将来に向けた自己実現を図り、たくましく成長していくためには、その基盤となる体力、健康が必要となります。学校教育指導や教育活動全体を通じて、様々な道徳的課題に取り組みながら、豊かな心を育む道徳教育の充実に努めます。

川の学校、森の学校や羊の学校などの体験学習を継続し、ふるさとへの豊かな自然や産業を学び、愛着と誇りを育むため、ふるさと教育を推進してまいります。

全国体力・運動能力等調査結果の分析と実態把握に基づいた体力向上活動支援を継続し、栄養や食事についての正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように給食指導や教科指導を通じて、食育の充実など健康教育を推進してまいります。

（３）学びを支える教育環境の推進。教職員が心身ともに健康で、子どもたちが一日の多くを過ごす学びの場を安全で安心な教育環境とするため、特別支援教育支援員、学校支援員など、教職員、児童生徒への支援体制の強化を継続します。

特別支援教育に関しましては、校内支援のほかに、村外関係機関と協力体制を構築し、義務教育９年間の継続的な支援に努めます。

国際理解教育については、今年度新たに着任する外国語指導助手と小・中学校の英語連携において中学校英語教諭との協力体制を構築しながら、小・中学校における外国語活動及び外国語科の指導の充実を図ります。また、アスペン市との短期交換留学に関連した、相互理解教育を推進してまいります。

施設整備については、猛暑対策として、各学校の普通教室を中心にエアコンの設置を実施してまいります。

（４）義務教育学校・小中一貫校の充実。

義務教育学校「トマム学校」、小中一貫校としての「占冠中央小学校」「占冠中学校」は義務教育９年間の学びの連続性・系統性に基づいた学校運営を実施してまいりました。

児童生徒の減少に伴い、教職員定数の減少も深刻な課題となっています。

質の高い授業の維持、欠員となっている教職員を補完するため、相互乗り入れや兼務発令により学校間連携を強化、継続してまいります。

また、主体的に地域に関わる児童生徒の育成と学校と地域をつなぐ人材の配置・育成を推進するため、コミュニティスクールと学校支援地域本部との関りと取り組みを強化してまいります。

小中一貫校で成果のあった合同行事については、地域住民の理解と協力を得ながら、実施範囲を拡大してまいります。

Ⅲ、社会教育の充実。

将来の予測が困難な時代の中にあって、誰一人取り残されることなく、生きがいを感じることができる包括的な社会を目指し、すべての村民が自分らしく安心して暮らすことのできる環境を社会教育を通じて充実させていくことが重要であり、第８次社会教育中期計画の目標である「共に学び支えあう社会教育」に基づき、各世代の村民が生涯にわたって学び続けることができる取り組みを進めてまいります。

（１）生涯にわたる学習機会の確保と充実。

地域の活力や課題解決へとつながる、ともに学びあい支えあえる生涯学習社会を推進するため、人材の育成に努めるとともに、様々な地域活動に参画し活躍できる環境づくりを積極的に支援してまいります。

また、多様化する教育ニーズに対応するため、講演会や、学習プログラムなどを提供しながらすべての世代が、学び交流できる場の確保に努めてまいります。

（２）スポーツ活動の充実。

日常的にスポーツに親しむ人を増やし、スポーツを通じて村民同士が交流し、占冠ならではのスポーツ環境を提供するため、本年度においても、村民スポーツレクリエーション大会、村民スキー大会等を実施してまいります。

占冠村の豊かな自然環境を活用したスポーツを推進するため、村内団体や事業者と連携しながら取り進めてまいります。

また、引き続き、体育協会など関係団体への活動助成、アスリート補助金等地域のスポーツ活動への支援をしてまいります。

（３）芸術・文化活動の振興。

村民に心の潤いや豊かさを与え、感性と創造性を育むために必要な芸術・文化に触れる機会の創設に努めます。村内文化団体や道内団体等へ積極的に働きかけながら、幅広い分野にわたる企画・選定に努めてまいります。

また、伝統文化の保存・伝承活動を支援しながら、後継者の育成と人材確保に努めてまいります。

（４）社会教育施設の充実。

身近な社会教育の拠点として、多くの村民が集い、学び、交流する場として活用するため、一部施設を日常的に開放し、村民が自由に利用できる取り組みを進めてまいります。

また、コミュニティプラザ和室に新たにエアコンを設置し、夏の猛暑にも対応してまいります。

各施設の維持補修、備品管理に関しましては、改修・整備計画を明確にし、財源を確保しながら維持管理に努めてまいります。

Ⅳ、おわりに。

以上、令和６年度の教育行政の執行に関する重点施策について申し上げました。

本村の学校教育・社会教育それぞれが協働体制を強め、すべての村民が学び支えあう教育環境を実現させるため、所管する施策を村

民との協働により取り組んでまいります。村民の皆さんの積極的な参画と議会議員並びに教育関係機関、団体の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君）　以上をもって執行方針の説明を終わります。ここで、11時10分まで休憩します。

休憩　午前11時00分
再開　午前11時10分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

◎日程第２　議案第１号から
日程第14　議案第13号

○議長（児玉眞澄君）　日程第２、議案第１号、財産の無償貸付についての件から、日程第14、議案13号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第１号から議案第２号について、農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君）　それでは、議案書17ページをお願いいたします。議案第１号、財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本件は、上川南部森林管理署に無償で貸付けていた、下記の土地について継続して無償で貸付けるため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、財産を無償で貸付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付をする財産、土地、所在、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番６の内、面積、8,097平方メートル。

無償貸付の目的、国有林と民有林から搬出される木材の集積場所として、国有林と当村が連携して共同利用を図ることにより、効率的な木材供給体制の確保や有利販売等に繋げていくことを目的とする。

無償貸付の相手方、空知郡南富良野町字幾寅、上川南部森林管理署長。

無償貸付の期間、貸付契約締結の日から令和11年３月31日までとなってございます。

以上で議案第１号の説明を終わります。

続きまして、議案書19ページお願いいたします。議案第２号、財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本件は、占冠村木質バイオマス生産組合に無償で貸付けていた、下記の土地、建物及び物品について継続して無償で貸付けるため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げます。無償で貸付ける財産の所在等につきましては、土地は、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番６の内、面積、5,031.25平方メートル。

建物は、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番６、木造造り平屋建て４棟、面積、延べ304.7平方メートル。

物品につきましては、油圧ショベルグラップルソー仕様１台、ミニホイールローダーパレットホーク仕様１台、薪割機１台、簡易製材機１台、コンプレッサー１台でございます。

無償貸付の目的は、本財産の貸付により木質バイオマス燃料の製造・製材・供給を安定的に行うことにより、木質バイオマスエネルギー及び地域材の利用促進を図り、地域資源の地産地消を図ることを目的とするものでございます。

無償貸付の相手方は、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番６、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合。

無償貸付の期間、貸付契約締結の日から令

和11年３月31日まででございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）　議案第３号から議案４号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君）　議案書21ページをお願いいたします。議案第３号、指定管理者を指定することについて、占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、湯の沢保養施設。

指定管理者となる団体の名称、株式会社スポートピア占冠。

指定の期間は、令和６年４月１日から令和９年３月31日まででございます。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第４号、指定管理者を指定することについて、占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、トマム給油所。

指定管理者となる団体の名称、一般財団法人トマムスタンド。

指定の期間は、令和６年４月１日から令和９年３月31日まで。

以上、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　議案第５号、議案７号から議案第10号、議案第13号について、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君）　議案書25ページをお願いいたします。

議案第５号、指定管理者を指定することについての提案理由を申し上げます。

占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、占冠村小規模多機能型居宅介護施設。

指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会。

指定の期間は令和６年４月１日から令和９年３月31日までの３年間となります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第７号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、安全計画を策定することが義務付けられたこと、また特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

議案第８号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、放

課後児童健全育成事業について、安全計画を策定することが義務付けられたことにより、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書33ページお願いいたします。

議案第９号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等について、安全計画を策定することが義務付けられたことにより、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書35ページお願いいたします。

議案第10号、占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、富良野圏域市町村で委託している地域生活支援事業の内、コミュニケーション支援事業の名称が、意思疎通支援事業に変更になること、また視覚障害に対応した現在の事業内容に知的・発達・高次脳機能障がい等の障がい者にも対応できるよう、条文の一部を改正するものです。

施行期日は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書41ページお願いいたします。

議案第13号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する法令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容については、現行の介護保険料基準額5,000円から100円アップの5,100円となる保険料改定を行いたいこと、現在の第８期、令和３年度から令和５年度の介護保険料、第１段階から第９段階から、次期であります第９期、令和６年度から令和８年度の介護保険料。第１段階から第13段階目に改めるものであります。

また、第１号保険料の低所得軽減強化として、第１段階の割合を0.455から0.285に引き下げ、第２段階の割合を0.685から0.485に引き下げ、第３段階の割合を0.690から0.685に引き下げるとするものであります。

施行期日は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　議案第６号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）　それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第６号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、農業委員会の委員報酬を改正しようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表、農業委員会の項、報酬の額の欄中、184,000 円 を 234,000 円 に 。 154,000 円 を 204,000円に。148,000円を174,000円に改めようとするものでございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）議案第11号から議案第12号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君）　議案書37ページをお願いいたします。

議案第11号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中、1,003番地の６（幾寅駅前）を687番地１（道の駅南ふらの）に、54キロ900メートルを56キロ100メートルに改めるものでございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、39ページです。

議案第12号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を次のように改正する。

第５条第１項、第34条第２項及び第37条第１号中、厚生省令及び厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。

議事進行の前に村長より発言を求められておりますので、発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君）　先ほど御説明を申し上げました村政執行方針の中で、１箇所誤植がありましたので訂正をさせていただきたいと思います。

執行方針の 20 ページになります。20 ページの６行目、令和６年度見込みの基金残高はというところで、令和５年度末、６が５ということで誤植がありましたので大変申し訳ありません。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第15　議案第21号から
日程第22　議案第28号

○議長（児玉眞澄君）　議事進行を続けます。

続いて、日程第15、議案第21号、令和６年度占冠村一般会計予算の件から日程第22、議案第28号、令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、８件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第21号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）　議案第21号、令和６年度占冠村一般会計予算について御説明申し上げます。

令和６年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書により御説明申し上げます。

当該予算書の１ページをお開きください。

令和６年度の占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ28億200万円にしようとするものと、地方自治法第230条第１項の規定による地方債の設定７件及び地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金

の借入の最高額を８億円と定めようとするものでございます。

以下、第１表、歳入歳出予算で歳入から御説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

１款、村税、１項、村民税、１億1,001万3,000円。２項、固定資産税３億7,100万8,000円。３項、軽自動車税325万円。４項、村たばこ税540万2,000円。

２款、地方譲与税、１項、地方揮発油譲与税700万円。２項、自動車重量譲与税2,000万円。３項、森林環境譲与税736万4,000円。

３款、１項、利子割交付金、20万円。

４款、１項、配当割交付金、30万円。

５款、１項、株式等譲渡所得割交付金、20万円。

６款、１項、法人事業税交付金、400万円。

７款、１項、地方消費税交付金、3,100万円。

８款、１項、環境性能割交付金、250万円。

９款、１項、地方特例交付金、20万円。

10款、１項、地方交付税、12億円。

３ページをお願いいたします。

11款、１項、交通安全対策特別交付金、1,000円。

12款、分担金及び負担金、１項、負担金、２万4,000円。

13款、使用料及び手数料、１項、使用料、4,987万6,000円。２項、手数料、387万2,000円。

14款、国庫支出金、１項、国庫負担金、3,784万8,000円。２項、国庫補助金、１億1,087万8,000円。３項、委託金、120万7,000円。

15款、道支出金、１項、道負担金、2,501万3,000円。２項、道補助金、3,203万円。３項、委託金、303万9,000円。

16款、財産収入、１項、財産運用収入、3,558万1,000円。２項、財産売払収入、362万円。

17款、１項、寄附金、4,010万1,000円。

18款、１項、繰入金、４億3,457万円。

19款、１項、繰越金、2,000万円。

20款、諸収入、１項、延滞金、加算金及び過料、１万円。

４ページをお願いいたします。

２項、村預金利子は1,000円。３項、貸付金元利収入、6,352万8,000円。４項、受託事業収入、772万5,000円。５項、雑入、5,298万9,000円。

21款、１項、村債、１億1,765万円。

歳入の合計は28億200万円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

予算書の５ページをお願いいたします。

１款、１項、議会費2,956万6,000円。

２款、総務費、１項、総務管理費、５億807万7,000円。２項、徴税費、1,487万8,000円。３項、戸籍住民基本台帳費、4,898万5,000円。４項、選挙費、79万円。５項、統計調査費、28万6,000円。６項、監査委員費、100万3,000円。

３款、民生費、１項、社会福祉費、１億9,987万3,000円。２項、児童福祉費、7,940万2,000円。

４款、衛生費、１項、保健衛生費、１億9,583万円。２項、清掃費、4,439万6,000円。

５款、労働費、１項、労働諸費、1,295万9,000円。

６款、農林業費、１項、農業費、4,278万9,000円。２項、林業費、8,893万1,000円。

７款、１項、商工費、１億4,781万9,000円。

８款、土木費、１項、道路橋梁費は２億4,908万9,000円。２項、河川費、169万9,000

円。３項、住宅費、8,015万2,000円。

６ページをお願いいたします。

４項、都市計画費、7,911万9,000円。

10款、教育費、１項、教育総務費は7,032万1,000円。２項、小学校費は2,562万6,000円。３項、中学校費、2,010万1,000円。４項、社会教育費、2,425万8,000円。５項、保健体育費、1,495万2,000円。

12款、１項、公債費、２億9,062万5,000円。

13款、諸支出金、１項、普通財産取得費、886万4,000円。

14款、１項、職員費、５億1,861万円。

15款、１項、予備費、300万円。

歳出合計は28億200万円でございます。

予算書93ページから103ページまでは給与費の明細書でございます。

104ページは、債務負担行為に関する調書を掲載してございます。

105ページから107ページは、地方債に関する調書をそれぞれ掲載させていただいております。

予算書７ページにお戻りください。地方債につきましては合計７件。総額で１億1,765万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第２表地方債に記載のとおりでございます。

以上、一般会計予算について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　議案第22号、議案第23号、議案第25号及び議案第26号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君）　議案第22号、令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書、国保１ページをお願いいたします。

この度御提案いたします令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を１億4,050万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の３第２項に規定による一時借入金の借入最高額を2,000万円に、また地方自治法第220条第２項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めようとするものでございます。

前年度当初予算と比較しますと610万円の減額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算によります。

次に第１表、歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

国保２ページをお開き願います。

１款、１項、国民健康保険税は、本年度予算額2,791万4,000円の計上です。

２款、使用料及び手数料、１項、手数料は、１万円の計上です。

４款、道支出金、１項、道補助金は、本年度予算額9,349万8,000円の計上です。

５款、１項、繰入金は、本年度予算額1,870万円の計上です。

６款、１項、繰越金は、本年度予算額20万円の計上です。

７款、諸収入、２項、受託事業収入は、本年度予算額、17万8,000円の計上です。

次に歳出について申し上げます。

国保３ページをお願いします。

１款、総務費は、１項、総務管理費、1,417万1,000円。２項、徴税費、37万6,000円。３項、運営協議会費10万2,000円の計上で、１款、総務費計、本年度予算額、1,464万9,000円の計上です。

２款、保険給付費は、１項、療養諸費、6,550万円。２項、高額療養費、1,107万5,000円。３項、移送費、1,000円。４項、出

産育児諸費、100万円。５項、葬祭諸費、３万円の計上です。

２款、保険給付費計、7,760万6,000円の計上です。

３款、１項、国民健康保険事業費納付金は、本年度予算額、4,022万7,000円の計上です。

４款、１項、共同事業拠出金は、本年度予算額、1,000円の計上です。

５款、保険事業費は、１項、特定健康診査等事業費、本年度予算額571万円。２項、保健事業費、140万7,000円の計上です。

５款、保険事業費計は、本年度予算額111万7,000円の計上です。

６款、１項、公債費は、本年度予算額80万円の計上です。

８款、１項、予備費は、本年度予算額10万円の計上です。

国保17ページから、国保27ページまでは、職員の給与費明細書。

国保28ページには、地方債に関する調書を掲載しております。

以上が令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算でございます。

続きまして、診療所１ページをお開き願います。

議案第23号、令和６年度村立診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

この度御提案いたします令和６年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8,320万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入最高額を1,000万円に、また地方自治法第220条第２項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めようとするものであります。

前年度当初予算と比較しますと60万円の減額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算によります。

第１表、歳入歳出予算により、歳入から御説明いたします。

診療所２ページをお開き願います。

１款、診療収入は、１項、外来収入、本年度予算額2,533万円の計上。２項、その他の診療収入、本年度予算額479万円の計上です。

１款、診療収入計は、3,012万円の計上です。

２款、使用料及び手数料、１項、手数料は、本年度予算額、７万円の計上です。

３款、道支出金、１項、道補助金は、本年度予算額、800万円の計上です。

４款、１項、繰入金は、本年度予算額、4,390万円の計上です。

５款、１項、繰越金は、本度予算額110万円の計上です。

６款、諸収入、１項、雑入は、本年度予算額、１万円の計上です。

次に歳出について申し上げます。診療所３ページをお願いします。

１款、総務管理費、１項、施設管理費は、本年度予算額6,109万6,000円の計上です。

２款、１項、医業費は、本年度予算額2,190万4,000円の計上です。

３款、１項、予備費は、本年度予算額、20万円の計上です。

診療所15ページから診療所24ページまでは職員の給与費明細書でございます。

以上が令和６年度村立診療所特別会計予算の内容でございます。

続きまして、予算書、後期１ページをお開き願います。

議案第25号、令和６年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算について明いたします。

この度御提案いたします令和６年度占冠村

後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2,230万円に定めようとするものと、地方自治法第235条の３第２項に規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また地方自治法第220条第２項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しますと220万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算によります。

第１表、歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

後期２ページをお開き願います。

１款、１項、後期高齢者医療保険料は、本年度予算額1,344万9,000円の計上です。

２款、使用料及び手数料、１項、手数料は、本年度予算額1,000円の計上です。

３款、１項、一般会計繰入金は、本年度予算額870万円の計上です。

４款、１項、繰越金は、本年度予算額10万円の計上です。

５款、諸収入は、１項、延滞金、加算金及び過料、本年度予算額5,000円。２項、雑入、本年度予算額４万5,000円の計上です。

５款、諸収入計、５万円の計上です。

次に歳出について申し上げます。

後期３ページをお願いします。

１款、総務費は、１項、総務管理費、本年度予算額203万3,000円。２項、徴収費、本年度予算額５万5,000円の計上です。

１款、総務費計、208万8,000円の計上です。

２款、１項、後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度予算額2,009万2,000円の計上です。

３款、諸支出金、１項、償還金及び還付加算金は、本年度予算額２万円の計上です。

４款、１項、予備費は、本年度予算額10万円の計上です。

以上が令和６年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の内容でございます。

続きまして、歯科１ページをお開き願います。

議案第26号、令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算について御説明申し上げます。

この度御提案いたします令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2,260万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと、10万円の減額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算によります。

次に第１表、歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

歯科２ページをお開き願います。

１款、１項、診療収入は、本年度予算額1,078万円の計上です。

３款、１項、繰入金は、本年度予算額1,100万円の計上です。

４款、１項、繰越金は、本年度予算額30万円の計上です。

５款、諸収入、１項、雑入は、本年度予算額52万円の計上です。

次に歳出について申し上げます。

歯科３ページをお願いします。

１款、総務管理費、１項、施設管理費は、本年度予算額1,822万3,000円の計上です。

２款、１項、医業費は、本年度予算額407

万7,000円の計上です。

３款、１項、予備費は、本年度予算額30万円の計上です。

以上が令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の内容でございます。

以上、御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　議案第24号については、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君）　令和６年度占冠村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書介護１ページをお願いいたします。

議案第24号、令和６年度占冠村介護保険特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億1,660万円と定めるものでございます。

予算書、介護２ページをお願いいたします。

第１表、歳入の款項から御説明申し上げます。

１款、１項、介護保険料、1,701万円。

２款、使用料及び手数料、１項、手数料、1,000円。

３款、国庫支出金、１項、国庫負担金、1,532万3,000円。２項、国庫補助金1,173万円、計2,705万3,000円。

４款、１項、支払交付金基金は2,423万8,000円。

５款、道支出金、１項、道負担金は1,200万8,000円。２項、道補助金260万1,000円、計1,460万9,000円。

６款、財産収入、１項、財産運用収入、1,000円。

７款、繰入金、１項、一般会計繰入金、3,090万円。２項、基金繰入金150万円、計3,240万円。

８款、１項、繰越金、92万1,000円。

９款、諸収入、１項、延滞金及び過料、2,000円。２項、預金利子1,000円。３項、サービス収入36万円。４項、雑入4,000円、計36万7,000円。

歳入合計１億1,660万円でございます。

次に介護３ページ、歳出について御説明申し上げます。

１款、総務費、１項、総務管理費、665万3,000円。２項、徴収費９万円。３項、介護認定審査会費113万1,000円、計787万4,000円。

２款、保険給付費、１項、介護サービス等諸費、8,611万円。２項、高額介護サービス等費、200万円。３項、特定入所者介護サービス等費、180万円。４項、その他諸費、６万4,000円、計8997万4,000円。

３款、１項、地域支援事業費、1,823万2,000円。

４款、諸支出金、１項、償還金及び還付加算金、２万円。

５款、１項、予備費、50万円。

歳出合計１億1,660万円でございます。

なお、介護５ページから介護17ページは事項別明細書。介護18ページから介護27ページは、給与費明細書を掲載しております。

以上で、令和６年度占冠村介護保険特別会計予算の説明を終わります。以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　議案第27号及び議案第28号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君）　簡水１ページをお願いいたします。

議案第27号、令和６年度占冠村簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

第１条、令和６年度占冠村簡易水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は次のとおりとする。

給水戸数600戸、年間給水水量71万6,000立方メートル、１日平均給水量2,423立方メートル。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款、簡易水道事業収益、第１項、営業収益、2,298万円。

第２項、営業外収益、１億2,030万1,000円。

簡易水道事業収益の合計は、１億4,528万1,000円でございます。

支出、第１款、簡易水道事業費用、第１項、営業費用、１億2,537万6,000円。

第２項、営業外費用、95万9,000円。

第３項、特別損失、405万3,000円。

第４項、予備費、12万円。

簡易水道事業費用の合計は１億3,050万8,000円でございます。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第１款、簡易水道事業資本的収入、第１項、企業債、580万円。

第２項、出資金、100万円。

簡易水道事業資本的収入の合計は、680万円でございます。

支出、第１款、簡易水道事業資本的支出、第１項、建設改良費、1,255万7,000円。

第２項、企業債、償還金、4,278万7,000円。

簡易水道事業資本的支出の合計は、5,534万4,000円でございます。

第５条、起債の目的限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

公営企業会計適用事業、限度額580万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第６条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定めるものでございます。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

３ページお願いします。

第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第９条、利益剰余金の処分について定めております。

第10条、棚卸資産購入限度額を定めております。

４ページから５ページは、簡易水道事業会計の予算実施計画になります。

６ページにつきましては、簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書になります。

７ページから９ページが給与費の明細書。

10ページが地方債の現在高の見込みになっております。

11ページ、12ページが占冠村簡易水道事業予定貸借対照表でございます。

以上で簡易水道事業の説明を終わります。

失礼しました。

貸借対照表の次から予算に関する資料として当初予算の明細書を記載しております。

続きまして、下水道１ページお願いいたします。

議案第28号、令和６年度占冠村公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第１条、占冠村公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は次のとおりとする。排水戸数517戸、年間総汚水量19万7,000立方メートル、１日平均汚水量5,021立方メートル。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款、下水道事業収益、第１項、

営業収益、1,501万9,000円。
第２項、営業外収益、8,932万2,000円。
第３項、特別利益、53万1,000円。
下水道事業収益の合計は、１億487万2,000円でございます。
支出、第１款、下水道事業費用、第１項、営業費用、9,920万6,000円。
第２項、営業外費用、259万4,000円。
第３項、特別損失、103万2,000円。
第４項、予備費、20万円。
下水道事業費用の合計は１億303万2,000円でございます。
２ページお願いいたします。
資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。
収入、第１款、資本的収入、第１項、企業債、2,260万円。
第２項、補助金、440万円。
第３項、出資金、400万円。
第４項、負担金、３万円。
資本的収入の合計は、3,103万円でございます。
支出、第１款、資本的支出、第１項、建設改良費、2,079万7,000円。
第２項、企業債、償還金、3,500万7,000円。
資本的支出の合計は、5,580万4,000円でございます。
第５条、起債の目的限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。
浄化槽事業、公営企業会計適用事業、合わせまして、限度額1,350万円でございます。
起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。
第６条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定めるものでございます。
３ページになります。
第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるものでございます。
第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。
第９条、棚卸資産購入限度額を定めております。
４ページから５ページは、下水道事業会計の予算実施計画になります。
６ページは、下水道事業予定キャッシュフロー計算書になります。
７ページから９ページが給与費の明細書。
10ページが地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。
11ページ、12ページが下水道事業予定貸借対照表でございます。
その次いきまして、予算に関する資料として当初予算の明細書を記載しております。
以上で、下水道事業の予算説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（児玉眞澄君）　これで提案理由の説明を終わります。昼休憩に入っておりますけれども、議事の都合によりこのまま審議を続けます。
お諮りします。
議案第21号、令和６年度占冠村一般会計予算の件から、議案第28号、令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件につきましては、議長を除く７名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第21号から議案第28号までの件については、議長を除く７人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩　午後12時08分

再開　午後12時12分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に木村一俊君、副委員長に細谷誠君が互選され、開催日程は３月13日とする旨の報告がありました。

◎休会

お諮りします。議事の都合により、３月９日から３月11日までの３日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。

したがって３月９日から３月11日までの３日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君）　以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

散会　午後12時13分

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和６年７月25日

占冠村議会議長　　児玉　眞澄

（署 名 議 員）

占冠村議会議員　　下川　園子

占冠村議会議員　　藤岡　幸次

令和６年第２回占冠村議会定例会会議録（第３号）

令和６年３月12日（火曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第１		令和６年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第２	議案第１号	財産の無償貸付について
日程第３	議案第２号	財産の無償貸付について
日程第４	議案第３号	指定管理者を指定することについて
日程第５	議案第４号	指定管理者を指定することについて
日程第６	議案第５号	指定管理者を指定することについて
日程第７	議案第６号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第８	議案第７号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第９	議案第８号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第９号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第10号	占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第11号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第12号	占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第13号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

○出席議員（８人）

議長	８番	児玉眞澄君	
副議長	１番	大谷元江君	
	２番	木村一俊君	
	３番	細谷　誠君	
	４番	下川園子君	
	５番	藤岡幸次君	
	６番	小林　潤君	
	７番	小尾雅彦君	

○欠席議員（０人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬

総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡　卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田　幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木　隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑　浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘　佳則
社会福祉担当係長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間　敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗		

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	平川満彦		

○出席事務局職員

事務局長	平川満彦	事務補	三ツ谷陸翔

開会　午前10時

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君）　皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第１　村政執行方針

○議長（児玉眞澄君）　日程第１、これから村長並びに教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお、質疑は一括質疑とし、質疑回数は会議規則により３回までとします。また、質疑答弁の際は要点を明確にし、簡潔に発言してください。

始めに、村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。４番、下川園子君。

○４番（下川園子君）　３点ほど質問させていただきます。

まず、執行方針４ページにあります、第３、未来を託す子どもの環境づくりというところになりますが、こちらの下から８行目のところですね。総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境の向上のため、支援制度の拡充にも努めてまいりますとありますが、この支援制度の拡充については、この執行方針16ページにある地域子育て支援拠点の設置ということも含まれるのかと思いますが、この支援拠点以外にどういった支援を充実させていくのかということがありましたら伺います。

２点目、執行方針５ページにあります、道の駅周辺整備の推進。こちらの中で、今年度基本計画を策定するとありますが、この策定についてはどのようなメンバー構成、どのようなスケジュール感で基本計画というのを作っていくのか伺います。

３点目、13ページ、地域交通についてです。この中で一番最後に占冠、金山間のデマンド運行についても検討を進めてまいりますとありますが、同じくこちらの検討についてもどのような方法でデマンド交通の運行について、どういう検討をしていく、どのように進めていくのかというのを伺います。

以上３点です。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　下川議員の御質問にお答えをいたします。

まず４ページの子育て制度の拡充についてであります。これまでも、子育て支援につきましては、拡大、あるいは新設というようなことでやってきております。そういった意味からして、現状で需要というか、要望のあります事案について拡大をしたいなということで、具体的に乳幼児の１か月検診、あるいは新生児聴覚検査費用助成額の拡大などを現状では考えているところであります。

次に５ページの、道の駅周辺整備の推進についてであります。本基本計画につきましては、現状の周辺環境について見直しをしたいということが基本的にあります。そういった意味で、専門事業者の委託業務を終えて内部検討をさせていただきたいということでありまして、基本計画につきましては、地形測量、概略設計、駐車場内の通行方法等々を調査委託をさせていただきたいということであります。これにつきましては、国道、あるいは道道、それから地権者等々と協議するにあたってしっかりとした村の計画を提示しながら、

そういった協議を進めるということでありまして、やみくもに協議をしてもなかなか御理解をいただけないということもありますので、そういった方向をしっかりと出しながら協議をしたい。合わせて国道から出入りする新規接続する駐車場裏側から出入りをして、駐車場内の通行方法を含めた最適案を抽出したいということであります。

現実には、駐車場の出入りも箇所的な問題、それから広さの問題、大変通行に危険性があるということも御指摘いただいておりますので、用地のこともありますけれども、そういった関係、それからコミプラの裏の村道が一方通行の通行止めになっております。これをできれば、診療所の方まで村道を延長できないかというようなことで、測量もしてみたい、ということで総合的に通行、それから周辺整備含めてそういった検討をしたいということであります。

６年度において、そういった地形測量、概略設計等々をやっていただいて、７年度で詳細設計、あるいは用地確定買収、それから関係機関との協議等々をやった後に、本工事を８年度から実施したいということで、予算的な問題もありますので、計画的にこのことを進めていこうということで、補助金だとか起債だとか使えるものは、計画を持つことで得られますので、そういった方向を示していきたいというふうに思っております。

それから13ページの上段の地域交通についてであります。今回ＪＲの廃止を受けて富良野から金山までは民間バスが運行するということですが、占冠までの接続がないということで、昨年の住民懇談会でもなんとか接続をしてほしいという御要望もございました。しかしながら、開通と合わせてなかなか難しい協議だということで、村としても積極的にぜひ走らせたいということを考えました。

定期運行ではなかなか難しいだろうということで、金山とのデマンド交通でどうだろうということで、まずは持続可能性や合理性などを考慮しながら、利用者ニーズや運行経費の算定、あるいは事業者の確保などについて、調査、検討をしていくということにしております。

現状では金山の最終便には、部活バスが走ってますので、これを一般利用ができるかできないか含めて早期の導入を図るために調査もしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　下川園子君。

○４番（下川園子君）　３点目の地域交通のデマンドバスについてですが、今現在走っている村営バスとの連動性とかも検討したうえで、村営バスの時刻を見直すとかそういうことではなく、それとは別に富良野から金山間の民間のバスに合わせた、接続しやすい形態のものを新たに考えるということで、村営バスの時間とかは再検討するとか、そういうことはされないのか。そういった検討も含めたデマンド運行の検討になるのかということを伺います。

道の駅の質問になりますが、こちらは令和６年度に概略を作って令和７年度の詳細を元に、現在運営されている方々と調整をされていくのかと思うのですが、道の駅自体の利用促進ということも考えられているかと思うので、そういった利用者の満足度向上といいますか、そういったものも含めた利用促進になっていくのかなと思うんですね。その時にちゃんと丁寧に、今現在であれば指定管理者の方に運営をお願いしているかと思いますので、その方と運営向上に向けた、運営目線の話し合いというのもしていただけるのか、そうい

ったことも考慮していただきながら先に進めていただけるのかということを伺います。

１点目の子育て支援拠点の設置ですが、こちらの場所はどちらに設けるのかということを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　村長

○村長（田中正治君）　再質問にお答えをいたします。答弁は頭からいきたいと思います。

子育て支援制度についての、子育て支援拠点の設置場所につきましては、現保育所内の交流広場に設置をするということと、会議室も空いておりますので、それを利用したいということであります。

それから２点目の道の駅周辺整備であります。当然、取得した用地も含めて利用がどうなるかもありますし、今の指定管理者も含めた事業者も道の駅全体のイメージアップを図る計画を作りたいと思っておりますので、関係者ともどういった利用が希望なのかも含めて御意見を伺いながら総合的な計画書にしたいということで考えております。

それから地域交通でありますけれども、現状、南富良野バスも時間がすでに発表になっておりまして、４月１日から運行されます。村営バスについても、今の時間で調整をさせてもらったという経過からして、現状の時間帯で動くと。ＪＲ等の接続もありますが、現状それで４月１日から動き出しますので、そういうことで調整をさせてもらっていると。地域公共交通会議の中でも、以前御指摘をいただいた料金の問題、あるいは路線の問題含めて再度提起をしながら南富良野との調整を図って村としての考え方を提案させてもらうということで、一定の考え方を申し上げましたけど、ここでは言えませんけども、大体合意はできております。そういったことで、南富良野路線と占冠のバス路線が異なっている路線があるものですから、そのところを修正しながらそれに合わせて料金も統一をしていくというようなことで、調整をこれからさせていただくということで、とりあえず４月１日の運行には現状になろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑はありませんか。７番、小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　それでは、執行方針について大きく６点の内容について質問させていただきたいと思います。

まずは、２ページ、３ページにかけてです。第１、持続可能な地域づくりについてであります。この中で、３ページで林業施策の記述がありますが、森林環境譲与税を有効に活用した事業の充実ということで記述があります。前年対比で増額計上でありまして、林業六次化ですとかゼロカーボンへの取り組みが期待されるとことです。その内容について、具体的な素案があれば伺いたいと思います。

２つ目です。６ページ、７ページの農業、①、酪農畜産についてであります。

飼料価格や化学肥料の高騰によりまして、営農経費が増え続けているという記述があります。これまで、国、北海道、そして村も村内農家に対しての助成もしている過去の事例もありますが、あらゆる物価高騰が続いている現状がありますので、今後においての農家支援のお考えがあるのか伺いたいと思います。

７ページの酪農畜産の記述で、エゾシカ、ヒグマによる鳥獣被害対策、ここではシカ柵のことを言っているんですけど、草地での設置を検討しているという記述です。従前までのシカ柵の設置については、飼料作物のデントコーンの作付け地でありました。草地の設置については、本当に被害の金額の証明が難しい状況で、道とも掛け合ってきた経緯があ

るとは思うんですけど、これまでの事業としては、シカ柵の資材費についての補助であったと思います。設置については、受益者の負担となりますので、今の現状考えると、設置費用も資材費の経費と同じくらい経費が見積もられるということで、人件費の高騰もあるので設置費は膨大な金額になると思うんですが、実現可能かということも伺いたいと思います。

３点目は、８ページの（２）林業、①、村有林管理経営についてであります。

一番最初の質問と重複するかもしれないですけど、①、村有林管理経営の記述で森林環境譲与税を元に、寄附、継承された森林整備を計画的に進めますということで、ここではコバリンの山林を指していると思われますが、この箇所は占冠村内の市街地からも望める持続可能な森林造成として、伐採跡地の混広林の造成ですとか、広葉樹を増やす、そういった施業も取り入れて、ただ単に伐採跡地の箇所を再生するために針葉樹の造林だけでは公益的な森林の造成にも至りませんので、寄附者からの意向も十分取り入れるべきと思うんですが、村長の考えを伺いたいと思います。

４つ目、９ページの③、林業事業体への支援についてであります。

これも同じく森林環境譲与税を有効活用した林業担い手対策事業と林業労働安全推進事業とありますが、林業労働者の労働条件が満たされなければなかなか就労の長続きはしない現状もありますので、これから労働者の減少が危惧されますし、福利厚生の分野でも手厚い助成策が求められますので、村長の考えを伺いたいと思います。

５点目です。同じく９ページの④、林業の六次産業化についてであります。

木質バイオマス生産組合の事業の運営についてですが、３月定例会の議案にも５年間の施設の無償貸付の継続が提出されております。運営当初からの使用で古くなってきている重機類の損傷状況ですとか、円滑な事業運営にはまだまだ村からの継続的な事業支援が要されます。今回、メープルを活用した特産品開発事業での施設の更新もされるようですが、今後の業務体制も含めた方策についての村長の考えを伺いたいと思います。

６点目です。15ページ（３）保健医療、③、国民健康保険事業についてです。

北海道国民健康保険運営方針を踏襲して、令和12年度までの保険料統一から、村としては令和８年度までの３年間で試算割を廃止して所得水準に応じた付加割合にするという記述がありますが、今後７年後に迫る激変緩和措置の方策の考えを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　小尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、３ページの上段です。森林環境譲与税の活用についてということであります。森林環境譲与税を有効に活用した事業の中身を申し上げますと、林業労働者の安全装備品、自動注射器の助成から賃貸住宅料及び退職金共済における事業主の掛金の補助を行ってきました。さらに、日々事業主が従事者に行う技術指導への補助や、高性能林業機械リース契約料等への補助を行ってまいりました。

令和６年度はさらに寄付採納された森林の整備と作業道の補修を行います。これらのことを通じてゼロカーボンの施策へ寄与できるものと考えているところであります。

次に６ページの酪農畜産についての飼料等の補助でありますけども、令和５年度でも飼料価格や化学肥料の高騰による営農経費に対

する助成を行ってきておりますけども、新年度予算では具体的に計上はしておりませんが、必要な支援については国や北海道、他の市町村の取り組みなどを注視しながら適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

７ページでございます。同じく酪農畜産についてでありますが、鳥獣被害対策のシカ柵であります。議員御指摘のとおり、国の事業採択に向けては、厳しい状況ということは理解をしておりますけれども、いろいろな場面で農業者の方から状況を伺っておりまして、また令和５年度に終了しました道営草地基盤整備事業において１／４負担でありますけれども、営農経費が増す中で整備を行った草地が被害にあっているという状況でありますので、わずかな可能性ではありますけども、被害状況などの情報を収集して、設置に向けて進めていきたいという考え方であります。

次に８ページの村有林管理運営についてのコバリンの関係であります。村有林の管理でありますけども、苗木を植栽する場合、人工林を造成する場合、気象や地形などの土地の立地に着目をした最も適した樹種を選んで植林をいたします。合わせてその際、周辺の環境等も大切な要因と考えております。例えば、植栽苗木に影響及ぼす恐れのある野生鳥獣の生息状況や、周辺の人工造林地の育成状況などを考慮しつつ、苗木選定を行っているところであります。

次に９ページの林業事業体の支援ということで、御質問の件でありますけども、言うまでもなく林業労働者へ福利厚生を措置するのは第一には事業主の責務であります。このことを踏まえ、村として事業体に対する福利厚生への助成にあたっての基本的な考え方は執行方針本文でも明らかにしているとおり、林業の担い手確保と林業災害の絶滅です。この延長線上に林業事業体の育成があると考えております。従いまして、村として必要な施策を講じております。

お尋ねのとおり産業としての林業、林産業の労働条件が他産業と比較して低位にあることは承知をしておりますけれども、ここの改善は急がれるところであります。一方、実際に村内事業体に就労、移住された方の就労の動機は、会社の取り組みに共感をし、自らが持続可能な森林整備経営に携わりたいとの思いを募らせた結果であると聞いております。このように、企業の経営理念を明確にすることで人材の確保、就労が得られる実例もあることから、福利厚生も整備しつつ会社の目指す方向を明らかにするなどの取り組みの重要性も強調をしたいというふうに思っております。

次に９ページの林業の六次産業化の部分でございます。木質バイオマスの事業運営ということでのお尋ねでありますが、今後の業務体制を含めた方策については現段階で明らかにできるものではないという状況であります。まさに協議中であると推察をしておりまして、あくまでも主体は木質バイオマス生産組合にあります。その中で、今後の事業運営について検討、協議が具体的に行われているというふうに聞いている段階でありまして、方向性を持って村も支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に15ページの国保医療の国民健康事業であります。北海道国民健康保険運営方針に示されておりますとおり、令和12年度には全道どこでも、どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税負担となるよう保険税水準の統一を目指していく旨の方針が示されております。本村における課題と

しては、令和８年度までに資産割を廃止すること、それから12年度までに統一保険税の水準まで税率改正をすることであります。税率の改正にあたっては、応能割と応益割の構成割合に配慮をし、北海道へ納付する納付金額が確保できるよう税率改正を行っていく必要があります。北海道が示す納付金額の推計では、令和５年度との比較では令和10年度までに約1,500万円程度増加するとの試算が示されております。村としましても急激な被保険者負担の上昇を抑えるために国保財政調整基金の繰り入れを行いながら残り６年間で計画的に、段階的に税率改正を行っていく考えでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　それぞれ前向きな回答を得ましたので、若干補足程度に再質問させていただきたいと思います。

１つ目の質問については、これまでどおり林業の安全対策ですとか諸々の補助金を継続してということで、増額分の譲与税の活用も含めて運営されるということですので、ここで言うのもどうかなとは思うんですけど、就労されて今は公営住宅に住みながらも家族を呼んで生活したいという、そういう労働者もいるということで聞いています。ぜひ占冠で家を建てたいというそういう前向きな労働者の方もいらっしゃいますので、そこはやはり大事なことでもありますので、そういった福利厚生の面も含めて取り組みをぜひこういう考えのある労働者もいるということで、聞いていただきたいと思っております。

質問２の農業に関してなんですけど、状況をみて農家さんへの支援も６年度でも検討したいということでありますので、ここは状況を注視して検討お願いをしたいと思います。懸念されるシカ柵の獣害被害対策ですけども、私も従前関わってましたので、これまでの２年間は資材費の100％補助ということで、こういった事業はそうそうないんだろうなと思って実務を担当していました。設置費が可能な状況が合意形成できて、ゴーサインが出たとしても、設置費の経費が今まで以上に掛かるというところが私もちょっと引っかかっておりまして、やっぱりここには受益者の農家さんだけでは設置できないんでないかなと思ってますので、ここも状況みてではありますけど、なんらかの村の支援が必要になってくるのではないかなと思ってますのでそのへんの見解もお願いしたいと思います。

３点目の村有林の管理、経営についてなんですけど、コバリンの山は本当に皆伐に近い状態に伐採されてますので、本当に残っている木が広葉樹の細い木ばかりで、従前までの針広混交林みたいな状況、将来性はあまり期待できないと思うんですよね。確かに現地での苗木の自主選定は難しいとは思うんですけど、どうしても占冠市街からも望めるそういう場所になってますので、林層の復活に向けては、ぜひ針葉樹だけではなく広葉樹の方も検討していただけたらなと思っております。

林業事業体への支援についてですが、やはり継続性を高めるためにも、事業体との綿密な意見交換が今後も要されますので、急務として取り組みの状況もお聞きしましたので、ぜひ担当部局では林業の振興策を高めるためにもぜひ綿密な意見交換をお願いしたいと思います。

５番目の林業の六次産業化なんですけど、これについても前向きな検討ということで村長のお考え聞いておりますので、確かに今の現状ではできうる支援が見出されていないという状況なんですけど、特産品の開発ということで、大きな節目でもありますので、この

へん木質バイオマスだけに丸投げするような形じゃなくて、村のできうる支援も継続してということで協議の場に参画してほしいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　答弁必要ですか。村長。

○村長（田中正治君）　それでは再質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税の活用について、議員言われるように就労者が希望する方向について村としても内容精査しながら希望に沿った環境を整備していきたいなというふうに思うところであります。

酪農畜産の農家支援については、言われるように状況を十分判断しながら農業者の状況も聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

それからシカ柵の問題でありますけれども、議員御指摘のとおり経費負担の面で農家負担が増えるということは想定されますけれども、そういった中で農家負担の軽減が図られるようなものがあるかどうかも含めて、村がどこまで努力をすればいいのかということも含めて状況を判断しながらやってまいりたいというふうに思います。

村有林の管理、コバリンの山林につきましては、そういったことで植林をしていくということでありますけれども、天然林更新含めて植えるところに植えて、天然林が活かされるところは活かすといった方法も考えられる箇所もあろうかと思いますので、そのへんは担当とも協議をしながら森林整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

林業事業体への支援ということで、事業体との打ち合わせ、あるいは就労者としての希望の突き合わせみたいなことをしながら、今何が必要なのかということをしっかり把握しながら取り進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑はありませんか。６番、小林潤君。

○６番（小林潤君）　それでは村政執行方針について質問をさせていただきます。当初通告で６点あげてたんですけれども簡易水道事業会計については、執行方針において質問することが馴染まないと、細かくなりすぎてますので、明日の予算特別委員会の方で質疑をしたいと思います。今日については簡易水道事業会計については取り下げたいと思います。

それでは５点についてお伺いをしていきたいと思います。

宿泊税の関係でございます。３ページの需要に応えるための財源として協議を続けてきた宿泊税について早期に施行できるよう調整を進めます。５ページ、ここでは地方自治・地方創生を推進していくため、宿泊税の導入に向けて関係者と協議を進めてまいりました。で最後に、早期導入を目指してまいります。それから10ページ目、宿泊税の導入に向けた協議を進め本村の観光振興の強化に努めてまいります。ということで、宿泊税という文言、言葉が３回出てきておりますが、いずれも導入に向けた協議を進め早期導入を目指すという内容でございます。

これからは昨年の12月、道内の自治体の12月の議会、それから、今年の３月７日の道新の報道を若干読み上げて、他の自治体の取り組み状況を確認しておきたいと思います。北海道では札幌市や小樽市が25年度の導入を想定しており、足並みを揃えたい考えのようでございます。道は宿泊税関連条例案を夏頃にも道議会に提出する考えで、総務省の同意を得たうえで、25年度以降の徴収開始を目指している。これは２月20日付の道新の報道でご

ざいます。

そして、昨年12月22日付の道新ではニセコ町は宿泊税の条例案が21日の定例会で原案どおり可決、総務省の同意手続きを経て24年11月の導入を目指す。

また、赤井川村では宿泊税を25年４月にも導入する方針を固め、24年３月の定例村議会に関連条例案を提案するというふうに報道されております。そして３月に入りまして、３月７日の道新では、富良野市も26年４月導入を目指す。宿泊税について24年度内に条例提案を行うと報道されております。今述べたように宿泊税の導入に向けて、それぞれの市町村が早い時期に条例を制定する活発な動きの報道がされております。

宿泊税導入にあたっては、総務省の同意を得るなど余裕を持って進めなければならないと思っております。

ここからが本題ですけれども、これまで村の回答というのは、協議からということを中心に進めていまして、協議から一歩も前に進んでいない状況だと私は感じざるを得ません。昨年私が12月に一般質問した時の、宿泊税の制度設計は導入の準備についてはあえて申しませんけれども、本村において協議の後、一歩踏み出すために、宿泊税の税条例の提案というのが一番大事なポイントになると思っております。

村としての宿泊税の提案時期についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に２番目いきます。３ページの下段から２行目、新年早々、能登半島地震発生し改めて災害の恐ろしさを実感しましたが、様々な災害に対応できる地域防災力を高め、頻発する自然災害に対処できるよう環境整備を図ります。具体的に14ページで、（７）の防災対策で、防災力、減災力の強化を図るため、自主防災組織への支援、各避難所における分散備蓄、避難訓練を実施してまいります。そしてそれが続きまして、後半、充実した災害情報伝達手段の検討を進めます。と記載されております。

私も例年、避難訓練に参加しておりまして、毎年実施していることにつきましては一定の評価はできるというふうに考えております。

避難訓練参加者を募って行っているようですけれども、実際に避難しなければならない災害が発生した場合は、避難に介助が必要な高齢者や身体障がい者もおりますので、普段の避難訓練では、私の見落としかもしれないですけど、そういう方が参加したというのが見受けたことがありませんでした。

実際の避難訓練は、介助、介護が必要な高齢者、障がいのある方、もっと言えば車いすを利用しなければ移動できないような方もいらっしゃるわけで、そういう人たちも含めた避難訓練をしなければ、行政を担当する者も、そういう車いすを利用している当事者にとっても、今までの避難訓練では安心感が得られないのではないかという気がしております。それで、今年も実施するということですので、介助が必要な高齢者、身体障がい者のある方も参加してもらっての避難訓練を検討できるのか、そのへんについてお伺いをしたいと思います。

避難訓練に関連して、自治体、占冠中学校ではテントで覆ったプライバシー保護仕様の段ボールで作られた簡易トイレも設置されております。私も実際テントの中に入ってみたのですけど、実際に座ったとかそうことがなかったものですから、実際に介助の必要な高齢者の方や障がいのある方にとっても、使い勝手の良いトイレでなければならないというふうに考えております。そのへんの検証が必

要かと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

次３点目でございます。７ページで先ほど小尾議員が質問したシカ柵のところの下の方になりまして、今後も鳥獣被害対策実施隊等の助力を得て有害鳥獣の捕獲を推進し、農業被害の軽減と酪農畜産農家の経営安定化に寄与してまいります。ここの鳥獣被害対策実施隊の点についてお伺いいたします。

村では12名の猟友会の会員がいるそうでございます。ライフル使用の会員が10名、罠資格の方が２名ということですけれども、実質６から７名しか捕獲に従事できていないということです。会員に聞いてみると、現状としてかなり負担が厳しい状況にあるということを聞かされました。猟友会会員の負担がかかりすぎているようですので、負担軽減について村はどのように考えているのかを伺いたいと思います。

次４点目でございます。17ページ、２、学習環境の整備というところで、４行目の後半です。夏季休業日及び冬季休業日を設定できる総日数を拡大し学習環境を整備してまいります。この関係は昨年の12月定例会で藤岡議員が一般質問しておりまして、教育長答弁で村立学校規則を改正して総休業日数を50日から56日とし、夏休み期間を25日から30日で協議を進める。校長会とも話をしているということでしたので、内容的にはこれで進んでいると思うのですけれども、夏休みが今の20日から５日増えることで、各学校の授業時間の確保については支障はないのか。

それからコロナが発症した時に文科省がコロナの危機感を持って、各学校に臨時休校するような通知をしたことで、各学校では本来行われている学校行事の数を減らすとか、そういうことが新聞でも話題になりました。休みが５日間ですから、コロナの心配してあの時はかなりの長い休みを取ってたので、要は５日増やすことによって、その学校行事などが、犠牲にしなくて済むのかという内容でお伺いをしたいと思います。

村政執行方針については今の４点です。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　小林議員の御質問にお答えをいたします。

まずはじめに、宿泊税のことについてであります。

私もこの宿泊税を北海道の導入が先が見えないという状況の中で、先行してでも村で導入をしたいということで、早くに手を挙げてこの課題について取り組んでまいりました。実際に総務省に行った折に、これはしっかり都道府県と協議をして総務省には議会の議決を付して、申請してくれということでありました。肌感覚ですけど、総務省が言われているのは、これ法定目的税ですから利用方法、使用方法、それから徴収する平等性、それと協議が整うかどうかというのが問われたんだろうと思っています。それで、北海道にも出向いてぜひ村はやりたいんだということで、北海道の担当部局にも相談をし、報告をしたという状況になってまして、そういった折に北海道もやり出すということで、道内的にいろいろ議論になってなかなか北海道の統一見解というか、北海道の方向性が示されない環境でありました。この環境の中で、村が先行してもなかなか難しいだろうと、というのが総務省申請に耐えれるかどうかということもあって、北海道の動きを少し協議に参加しながら見てきたという状況であります。そういった意味では、私の想定していたスケジュールからみれば、１年以上は遅れているなと感

じていて、議員の皆さんにも御心配をかけている、一方で迷惑をかけているのかなと感じているところであります。

ここへきて、北海道が定額制に決定をしそうな雰囲気です。これもまだ道議会がなかなか難しいというようなお話も聞きますけども、定額制で三段階で導入をしたいということを表明されておりますので、村としてもここへきて定額制をしっかり説明できる環境にきたなというふうに感じております。

そういったことで、議員言われるとおり３月に条例化するという地域、自治体もいらっしゃるようですけれども、村としてはこの宿泊税について早期に条例化をしたいということで、内容の提案を現状では９月議会に提案をして、令和７年度に施行をしたいということで考えております。

一部年度途中でという自治体もあるようですけれども、先進事例を伺いますと、やっぱり年度途中は事業者が大変混乱をするということで、始めるのであれば４月１日がいいだろうということが、先進事例として言われております。村としても、６年度議会提案、総務省の審査で許可を得て７年度４月１日に実施をしたい。このスケジュールで努力をさせていただきたいというふうに思っております。

防災対策についてであります。

介護の必要な高齢者、障がい者等への配慮した訓練ということでの御質問であります。避難に介護が必要な高齢者や障がい者等に配慮した訓練が重要であることは、議員の言われるとおりと考えておりますし、過去に社協に協力をいただきまして、とま～る利用者に訓練に参加していただいたという事例があります。新年度におきましては、社会福祉協議会など関係者との協議を早期に開始をして、より実践的な訓練となるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、障がい者等が使えるトイレ等でございますが、現在車いすの方が使えるトイレハウスを６台用意しています。実際の使い勝手等については検証が必要かと思いますけれども、より実践的な内容に改善をしていきたいと思っております。

次に17ページの学習環境ということで、子どもたちの学校の夏季休暇、冬期休暇の総日数を５日間延ばしたことによる影響ということで、現場からは校長会でも協議しているということで、授業時間、学校時間への時間確保も含めてそれらを配慮しながら進めていきたい、導入をしていきたいというふうに伺っておりますので、村としてもそういった方向で支援をしていきたいと思っております。

７ページからの猟友会の負担軽減ということであります。猟友会におきましては現在、村の捕獲従事者の人たちには、例えば捕獲数のノルマを課しているということはありませんし、それぞれが自身の職業や家庭生活との兼ね合いの中で、可能な範囲で捕獲に努力をしていただいております。従いまして、従事者からは従事人数が少ないことによって厳しい負担に悩んでいるという声は聞いておりません。また、そのような状況でもないと考えております。

ただ、一方で村としては、シカを捕獲する能力を上げて今より生息密度を下げたいという状況はありますけれども、また従事者同士で助け合える体制づくり、それからヒグマ対応も含め将来に向けた体制維持のために、御指摘のような新たな捕獲従事者を養成する必要はございます。狩猟者養成事業補助金制度によりまして、新規参画者への費用補助を行っておりますが、より重要なのは捕獲従事者が地域社会や家族の支援を受けてやりがいを

持ち、胸を張って捕獲に臨むことができる状況だと思っております。村は従事者先行のプロセスを定め、安全講習や一斉捕獲事業を通じて効率よりも法を順守し安全を第一とする従事者教育を行い、まずは既存の従事者の質の向上に努めていきます。過去５年で新たに３名の従事者を得まして、それぞれ捕獲実績の差はありますけれども、皆さんが活動を続けています。

また、他にも捕獲参画への意欲を示して担当部署や関係の際に接触されてる方も現在おりますので、村は現在の方向性に自信を持ちながら、じっくりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　質疑中ですがここで11時20分まで休憩します。

休憩　午前11時09分

再開　午前11時20分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。６番、小林潤君。小林議員、簡潔に発言してください。

○６番（小林　潤君）　了解いたしました。

先ほど宿泊税の関係で、村長の方から条例を提案する時期、それから導入年月日、25年の４月１日ということで答弁ありました。北海道の方も、この宿泊税については後手後手になっていて、これもこの間の新聞であったんですけども、これから本格導入を目指して局長クラスの管理職を宿泊税担当に置くと。そして各市町村の宿泊税を導入するということで、連絡調整の職員を増やすということが出ておりました。村もこれからが、非常に大事な時期を迎えると思うんですけれども、人的に増やすといいますか、そのことは述べられてなかったんですけれども、それは考えていないのかどうか確認したいと思います。

それからもう１点、先ほど夏休みの関係で、授業時間には支障はないというようなことで答弁されました。学校行事も影響はないという形でセッティングができるという理解でよろしいのか、２点お伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　再質問にお答えいたをします。

まず宿泊税の関係での、人的な対応ということでの御質問であります。

村の職員、人事的なことで申し訳ないんですけれども、なかなか専門的に対応するだけの余力がないという状況にありますので、現状の職員の中で対応してまいりたいと考えております。

学校の休みを増やすことでの影響ということで、大変恐縮ですけれども学校行事等も含めて校長会の方を通じて協議をしていると伺っておりますので、このことも対応をできるんだなというふうに認識をしているところであります。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　村政執行方針について何点かお伺いいたします。

５ページ、持続可能な地域づくりの中の、（１）の下から５行目ですね。第２期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期戦略の策定に準備を進めてまいります、と。その中で、デジタル社会の実現に向けた基幹業務があって、今年度より２か年計画でシステムへの移行を進め、行政運営の効率ということです。デジタル化社会は進んではいると思うのですが、２年の間に進むというのは庁舎内で進めていくんだろうなというふうには思うのですが、このデジタル社会へ村民への効果っていうのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

次の６ページの特産品開発の推進についてです。新たにジンとかリキュールを進めていくということで、これ企業版ふるさと納税を使ってというふうに聞いておりますが、これは寄附された金額全額を投じて利用するのかということと、９ページ、林業六次産業化の中に木質バイオマス生産組合との関わりでということでの中に、設立の趣旨を踏まえた事業実施体制の確立や起業を視野に入れた支援を行ってまいります、というふうに記載されておりますが、今メープルシロップに関わっている方が、メープルシロップに特化して起業するということで捉えていいのかどうかお伺いいたします。

12ページ、１、暮らしの基盤づくりの村営住宅で下から２行目、用途廃止になっている住宅の除却を実施し、地域の環境改善を図ってまいります。あちらこちら除却が進んで空き地化になっていると思いますが、この空き地を利用するという方向性はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

14ページです。地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策ということで、下から３行目、小規模多機能型居宅介護施設とま～るについて、利用者が安全で安心した施設利用ができる、という文言が入っておりますが、安全で安心に施設を利用するということは、介護者が必要だと感じたのですが、これは人員確保ということだと思います。社会福祉協議会との連携をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　大谷議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、５ページの基幹業務のシステムの統一・標準化という部分であります。これについては、国における自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備ということで、基幹事務のですね国と自治体が統一したもので、デジタル化をしていくと。全てではないですけれども、基幹業務ですね。そういったことで、村のシステムもそれに移行をしなければならないという環境がありますので、整備をしていきたいと、準備を進めていきたいということでございます。

６ページの特産品開発の推進でございますけれども、このジン、リキュールの開発でありますけれども、これについては企業版ふるさと納税ではなくて、個人のふるさと納税を財源として事業を進めたいと考えているものであります。

９ページの林業六次化の中で起業を視野に入れた支援という部分でございます。現在、木質バイオマス生産組合の理事者協議の場におきまして、メープルシロップの生産販売を担う地域おこし協力隊員の方から起業をしたいという旨の申し入れがありました。今現在協議を進めておりますけれども、この中では概ね認めていきたいというふうに聞いているところであります。

次に12ページの村営住宅でございます。住宅状況については、宮下の２棟を予定しておりますけれども、空き地の利用ですけれども、令和６年度に除却予定であります宮下Ｂ団地の土地につきましては、川添団地の一部建て替え先として利用したいなというふうに考えています。一方で、できれば住宅用地としても活用できないかということもありまして、民間住宅も情報提供を行っているところでございます。

次に14ページ、高齢者福祉のとま～るの介護職員の問題であります。令和５年度当初のとま～るの正職員は11名いましたけれども、現在退職によりまして１名減、また３月末で

１名退職予定で、１名がケガによる手術で休暇中ということであります。こういったことから、社会福祉協議会に所属をしている介護士資格を持った者が１名出向している状況となっています。

社会福祉協議会において、新聞折り込み、ハローワークで正職員２名、パート勤務若干名ということで募集しています。問い合わせは現在、１件あるということですけれども、まだ不足している状況となっております。全国的に介護士不足が言われる中ですけれども、村としては人件費をしっかりと計上したうえで指定管理をお願いしている状況にあります。

社会福祉協議会での募集も限界があると思われますので、村としても村内の人材や知り合い等に働き手がいないかどうか等も含めて再度、掘り起こしを行いながら介護職員の確保に向けて取り組みたいと考えているところであります。

○議長（児玉眞澄君）　大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　２点ほど再質問させていただきます。

９ページの林業六次化産業のところの地域おこし協力隊の方が独立をということで、組合の方も承認ということのようですが、これに関しては木質バイオマスの経理というか営利目的というかそういう経営には独立した後、影響ないのかどうかを知りたいと思います。

とま～るの関係ですが、私も会長とお話してみたところ、もう少し柔軟な対応は必要なんじゃないかなという、資格だけじゃなく、無資格でも対応のできる人がいるんじゃないか、そういう人の掘り起こしはどうなんでしょうという話しはしたのですが、お金も掛かってくることですし、危険も伴うということで、むやみに人を入れるということにはならないんです、という話はしておりましたけれども、建物を建てた、あとはお任せ、お金だけは入れるよという方針でないことは、今の村長の回答で確認いたしましたが、もっと高齢者が増える、私も後期高齢にはいる状況ですので、お世話になる可能性が高いともいますし、人口の１/３は高齢者ですので、もっと村としての対応が必要なんじゃないかなと思いますけれども、そのへんも少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　再質問にお答えをいたします。

この起業に向けての準備がこれからという状況ではありますけれども、木質バイオマス生産組合の理事者協議におきましては、これを進めていきたいということであります。バイオマス組合における影響ということでの御心配かと思いますけれども、これについても協議が進められていると聞いておりますので、村としてもこの意向を尊重していきたいというふうに考えているところであります。

次に、とま～るの介護職員の問題であります。金だけ入れて何もしていないという御指摘でありますけれども、社会福祉協議会とはそういったお話もさせていただいておりますけれども、村としてやれることは協力をしながらやっていかざるを得ない。そのうえで介護職員を確保していくということなんですけども、なかなかそこが難しい。介護職についても、報酬等を含めて近隣の職場と比較しても、遜色ないものを出しているなと。村としてできることはやってきていると感じています。

先ほど言われたとおり、人材開発センターのヘルパー研修とかの資格で、こういった業務ができないかなって僕も思うんですけども、現場ではそういうわけにはいかないんだろう

なというふうに思っております。村としても先ほど答弁させていただいたとおり、支援する形で努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。３番、細谷誠君。

○３番（細谷　誠君）　７点ほど質問いたします。

まず１点目、１ページの中段です。新年度においては越えなければならない課題は多くありますが、産業経済基盤の支援、人的資源の確保、地域コミュニティの活性化、自主財源の確保など施策を考慮した政策を進めてまいりたい。とあります。それぞれ具体的な施策内容を伺います。

２点目、２ページ、上段、多くの政策課題に対応するには新たな財源確保が必要、経常経費が増加傾向であることから、効率化を図りつつ財政の健全化を保つ。効率化を図るとは具体的にどのような内容なのか。

３点目、５ページ、中段、道の駅周辺整備の推進、その中で先ほど整備構想については概略お聞きしましたので、利用促進の方策この点について何か腹案等はあるのか伺います。

４点目、６ページ、中段です。（４）の特産品開発の推進というところで、ジン、リキュールの開発計画、これは６年度中に販売まで行う計画になっているのか伺います。

５点目、７ページ、下段、担い手対策。担い手対策は今後農業だけではなく、様々な職種で人材不足になると思われますが、他の職種の担い手対策を伺います。

６点目、12ページ、中段、上下水道。簡易水道、上下水道、維持、更新、改修には多額の費用が必要ですが、前年度ストックマネジメント準備計画、これはどのように計画されたのか。また、維持管理計画はこの計画を踏まえた内容となっているのか伺います。

７点目、18ページ、行政の概要、第１、行政の運営というところで、財政調整基金、特定目的基金残高は令和２年、３年から半減しております。今後の財政はますます厳しい状況にあります。どのような対策を具体的に考えているのか。また、魅力ある地域づくりを考えた人口増、税収増、攻めの財源運営とは地域振興とはどのように進めるのか伺います。以上７点お願いします。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　細谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず１ページの越えなければならない課題、それぞれの具体的な対応内容ということであります。一義的には自主財源の確保ということが上げられると思います。こういったものを、ふるさと納税あるいは宿泊税、国庫補助事業の活用、有利な起債等の活用等を図りながら、様々な課題に対応できるような財源基盤を確立することが大事だろうと思っております。

２ページの財政の健全化についてでありますが、財政の効率化といいましてもいろいろあると私も思っておりますけれども、現状でいきますと、村内の施設の修繕だとか工事等の一体化、一本化、あるいは有利な起債等を活用した施行等を含めて効率化を図っていかなければ、なかなか財源措置ができないなという思いからであります。

次に７ページの担い手対策、農業以外の担い手対策です。これについては、占冠村地域企業振興条例あるいは人材育成支援事業、雇用支援による事業者支援を考えておりまして、新年度予算においても計上をしているところであります。

次に５ページです。道の駅周辺の整備構想

についての利用促進の腹案ということでございます。現在考えられることは、現状ポケットパーク側入り口から大型バスやトラックがすれ違えないので、その道路改良を検討することが上げられます。またコミプラ裏の村道を中央団地、診療所方向へ延伸をしてアクセス利便性の向上に資することもあろうかとも思います。いずれにしても、地域、地先住民の方や関係機関との合意形成がなされた形での内容になってくると考えております。道の駅全体の利用促進方策については、これといった決まった腹案は持ち合わせていませんけれども、今後控えております裁判の状況も念頭に置きながら、関係者とも協議を進めていきたいと思っております。

次に６ページのジン、リキュール開発でありますけれども、かねてから各自治体で集まりますと酒、ビール、ワイン、全道の多くの自治体では地元のアルコールがあるということでありまして、私もなんとか占冠の素材のアルコールがないかなということで大雪酒造に行ったときに、地元のものを使ってなんとか酒できますかねと、そうすると水を持ってきてくれたら酒作ってあげるよという話なんです。水だけって原料入ってませんよねっていうことで、ほかに名寄だとか士別だとか大雪酒造に米を持ち込んで買取で酒を作ってもらって地元で味わっているという事例を聞いたときに、たまたま木材関係できていた事業者からジンがあるよというお話をいただきまして、実際どういったものかということで去年担当にも調査をさせて、１年かけてできるのかできないのか含めてやってきました。

私も地元の素材を活かしたアルコール、そしてこれを地産地消で、あるいはふるさと納税での産品としてなんとかできないだろうかと考えた結果が、このジン・リキュールの開発であります。

占冠産の原料を使用したこの商品ということで意外と原料、メープルシロップとイタヤカエデの水と松だったかな、原料を持ち込めば、短期間でできるというふうに聞いておりまして、できれば今年の50回ふるさと祭りでＰＲして味見をしていただきたいというふうに進めているところであります。

次に12ページの下水道についてであります。維持管理計画に関連して下水道について令和５年度に社会資本整備総合交付金を要望しておりまして、令和６年度、７年度の２か年で処理場、それからマンホールポンプ施設の下水道ストックマネジメント計画を策定します。

１年目は対象施設の点検調査、２年目は評価及び計画策定を行う予定になっております。水道事業の役割を踏まえて持続可能な水道事業の実現を目的に明確な目標を定め、様々な施設の状況、客観的に把握して評価し、長期的な施設の状況を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理したいという思いであります。

次に18ページになります。財政政策についての御質問でありまして、ふるさと納税、宿泊税等のお話かと思います。どのように具体的に考えているのかということで、村としてはふるさと納税、宿泊税、国庫補助事業の活用、有利な起債との活用をより具体的に活用を進めながら財政に活かしていきたいというふうに思っております。合わせて、経常経費の削減も大切ですけども、実際の歳入を増やす努力が必要であります。それが攻めの財政運営、つまり入ってくるのを待つということよりも、自ら税収、補助金、起債含めて取りに行く努力、こういったものを強めていかなければなかなか確立をしていけないということでありますので、様々な施策を通じて増収

について前向きな取り組みを行うという考え方であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　質疑中ですが、ここで午後１時まで休憩します。

休憩　午前11時51分

再開　午後１時00分

○議長（児玉眞澄君）　午前中に引き続き会議を開きます。執行方針に対する質疑を続けます。５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　３ページ、持続可能な地域づくり。林業です。森林環境譲与税を活用した森林整備、炭素吸収量の拡大を図りますと。ゼロカーボンの取り組みかと思います。こちらについては全体像は、再三他の議員からの質問もあり、村長答弁にありますので、私は具体的に地域、どのような地域での整備なのか、面積、整備樹木について伺いたいと思います。

２番目になります。４ページ、安全、安心な暮らしを守る基盤づくりです。地域共同ボランティアの支援とありますが、どのような活動へのどの程度の支援を考えておられるのか、人的なもの、物的、資金等あるかと思いますが、具体的にお伺いします。

３つ目になります。６ページ、持続可能な地域づくり。特産品、こちらについても新たな特産品としてジンとリキュール開発、これも再三いろんな議員の方からの質問が出ております。私の方としては、製品完成のタイムスケジュールはどのように考えているのか。また、今年度における資金手当てはどの程度を考えているのかについて伺います。以上です。

○議長（児玉澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

３ページの林業関係の森林整備ということでございます。兼ねてよりゼロカーボン宣言の折に、やはり炭素吸収量を上げるためには、木を切って植え替える必要があるということで、主伐再造林を目指すと。高齢樹の造林地も村内で増えてきておりますので、そういったことから高齢樹の伐採を進め、再造林を目指すということにしております。議員言われる地域というのは、民有林、村営林含めて全村的にそういったことを計画的に進めたいということであります。面積目標等々ですね、そういったものは現在定めておりませんので、もしそういった方向性が担当の方であれば、再答弁をさせていただきたいと思います。

４ページの地域ボランティアであります。村内各地域において協働のボランティア、有償のボランティア含めてやっておりますけれども、中でもファミリーサポートセンターにおいては、見守りから除雪、人員輸送というかな、そういったことを積極的に協力をしていただいておりますし、各行政区においても環境整備等々のボランティア活動が行われております。そういった地域ごとにある協働の活動について村としても支援をさせていただきたいということであります。

６ページの特産品開発のメープルシロップであります。ジン・リキュール生産ということで、タイムスケジュール的には、現在樹液を採取してメープルを生産、始まっていると思います。これができれば、樹液と合わせてメープルと松の芽を持ち込んで、すぐ生産に入れるようになっておりますので、先ほどもお答えしましたけれども、製品の出来上がりを50周年のふるさと祭りに地域の皆さんに御披露をしたいなと考えているところであります。これの生産予算については、担当の方から回答させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君）　企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君）　６ページのですね、特産品の開発の推進の関係で補足をさせていただきます。ただいま、村長の方から予算の関係については担当課でということで、事業費は６年度予算、500万円見込んでおります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君）　藤岡議員の御質問にお答えいたします。３ページでございます。林業の関係で森林環境譲与税を有効に活用した事業の充実を図り、ゼロカーボンシティ宣言の占冠宣言の実行に有効な森林整備の中身についての御質問でございます。占冠村として、私有林の整備を優先するということはもちろんでございますけれども、今回森林環境譲与税を活用して村有林の整備ということを図りたいというのが、この令和６年度の方針でございます。その中身を申し上げます。

具体的な内容でございますが、49林班の12小班、3.17ヘクタール、今これから申し上げますのは寄附、採納されたタンネナイ地区の箇所のお話でございます。失礼しました。

49林班の12小班、3.17ヘクタール、人工林でございますけれども、過去に気象害、端的に申し上げますと霜です。遅霜にやられまして、100パーセント近い被害を受けて苗木が枯れてしまっております。それの再造林をしなくちゃならないということを考えております。

２つ目の箇所は、53林班の14小班、2.44ヘクタールです。ここもトドマツの人工林でございましたけれども、寄附をいただきましたけれども、ほぼ100パーセント近くなんらかの原因があって苗木が枯れているということでございまして、ここも再造林をしていくということ。

そして最後になりますが、53林班の17小班、1.88ヘクタールです。小尾議員の御質問にもありましたけれども、全体的に寄附、採納された森林は強く伐採をされている箇所でございまして、残存木、残された木が少なくなっております。今申し上げました1.88ヘクタールも、丸裸のような状態の木の伐り方になってございますので、ここも再造林を速やかに進めなくてはならないということで、以上この３つの箇所を計画的に再造林をしてゼロカーボンシティ占冠宣言の施策に合致するようにしてまいりたいと、再造林を図りたいという考えでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　今の再造林の関連の再質になりますけれども、整備樹木は何を考えておられますか。

○議長（児玉眞澄君）　林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君）　藤岡議員の御質問に御説明申し上げます。

私の考えとして申し上げますと、以前の樹種でありますトドマツ等を植栽したいと考えておりますが、先ほど来の質疑の中で天然林あるいは針広混交林ということで、広葉樹、あるいは針葉樹を混ぜ合わせた森林の整備ということも検討すべきではないかという御議論もございましたので、ここのところは、森林の環境ですとかあるいは野生鳥獣の生息状況、そういったものも加味をしながら、どういうふうに多様性のある森林の整備が図ることができるのか、それについては今一度検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）

最初に９ページ、上から２行目になります。森林環境譲与税についてです。この項目については、３ページ、８ページにも触れられておりますし、先ほど小尾議員、藤岡議員からも質問がありました。この２行目に、林業労働安全推進事業を引き続き実施してまいります、と書かれてありますが、令和５年度の予算においても84万円の予算計上がありました。ところが、先日の10号補正で67万6,000円と減額されまして、実際使われたのが16万4,000円ということでありますし、また森林の若返りに資する主伐作業補助のための地域林業振興事業補助金、これも令和５年度当初、250万予算措置されておりましたが、10号補正で全額減額されております。

森林環境譲与税としての有効活用としての使い道がこんな状況でいいのかどうか。これからやるような施策については説明がありましたけれども、結局この森林環境譲与税は今年から、我々は森林環境税という税金を徴収されるわけで、こうやって残されたものが基金に積まれて、使われないでただ貯金にされるっていうのはちょっと納得がいかないので、そのへんのお答えをいただきたいと思います。

次は、２番目は５ページ、下から８行目、道の駅周辺整備の推進ということで、先ほどから各議員から何点か質問がありまして、周辺の整備と利用促進を図るということの説明はありましたけれども、この道の駅の施策というのは、主な施策として、第１、持続可能な地域づくりの中の未来を拓く村政として取り上げられておりまして、道の駅の周辺をなんとかするよりも、今大事なことは道の駅自然体感しむかっぷの中身が重要でないかと思うところであります。今、不当占有されている店舗や、まだら開店が行われている、そういう問題の早期解決を図るのが先なのではないかなというような気がするんですけど、その考えを伺いたいと思います。

３点目が、８ページ、上段に、全国的な課題である農業者の減少や高齢化による担い手不足、との記述があります。このような状況は全国的な問題でありまして、国は人工知能ＡＩ、あと情報ＩＣＴなどの先端技術を活用するスマート農業というのを推進し、農作業を受託する企業などのサービス事業体の参画を促すというような方針が進められようとしておりますけれども、村の対応もやはりそのような方向に進んでいくべきでないかなと思うのですが、そのへんの考えをお聞きいたしたいと思います。

４点目です。10ページ、中段の③、双民館というところの箇所でありますけれども、令和５年度の執行方針では、体験型観光の振興に繋がる環境整備に努める、とありました。その進捗状況と結果がどうなっているか伺いたいと思います。

５番目です。12ページ、中段の３、上下水道の箇所で、適切な維持管理を行い安定的な供給と衛生的な生活環境の確保に努める、とありますが、３月２日の北海道新聞に水道管の耐震化率がゼロである自治体として占冠村の名前が列挙されておりました。今回の能登半島地震においても、断水が続き避難長期化の要因ともなっておりまして、本当に水というのは生活のために大切なものでありまして、安定的な供給のためにも、水道管の耐震化というのは考えていかなきゃならない問題であると思うのですが、そのへん村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

６番目です。13ページ、先ほどから論点に上がっておりました、地域交通のところの占冠、金山間のデマンド運行についてですが、今、コンビニも何もない金山に行ってどうな

るのかなっていうような感じがするので、富良野まで行くためのデマンド交通を考えるよりは、むらびと交通の充実、もう１本富良野までやるように、便利にするように、むらびと交通の充実をもっと考えていったほうが、金山までのデマンド交通を考えるよりはいいのかなっていう気がするんですが。

７番目です。16ページの中段の④、村立診療所及び歯科診療所についてであります。執行方針の主な施策の２番目にあげられております、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということで、その２、地域医療の充実とありますけども、大変重要な施策の項目であろうと思うのですが、わずか２行しか触れられていないわけです。やはりコロナの関係もありました。発熱外来の対応についてとか、あるいは占冠がリゾート地として成り立っていくためには土日の救急外来の対応をどうしていくかとか、あるいは今人口が1,500、600ですか、そして外国人の方が500人ということで、この方が多分トマムにおられると思うんですけれども、結局トマムの人口と中央の人口というのが半々ぐらいだと思うのです。そうなると、例えば診療日の日割りの問題が２対２だったらわかりますけれども、今３対１か４対１になってるかわからないですけれども、そういう問題を考えていかなきゃならないのではないかなというような気がするんですけれども、そのへんの村長の考えをお聞きしたいと思います。

18ページです。上から８行目から９行目ぐらいに、魅力ある地域づくりを通じた人口増による税収増や地方交付税の増額、の箇所ですけども、結局地方交付税を増やすには、国勢調査時点の人口が多ければ増えるという観点からこういう書き方になっていると思うのですけども、今、村では外国人の方を抜いた人口では、本当に1,000人ちょっとと思うんですね。間違いなく昔からみたら人口は減ってきているのが現状だと思います。結局今まで人口減対策といろいろとやってきたようですが、あまり効果がないのかなという感じはするんです。この間も言いましたけれども、2050年には806人になりますという推計も納得いくような数字でありまして、やはり、政策というか施策の転換を考えていかなければならないのではないかと思うのですが、そのへんの村長の考えをお聞きいただきたいと思います。

最後です。20ページ、上から６行目にある財政調整基金。これも毎回やっているんですけど、令和５年度末の残高が１億8,000万なにがしということで発言の訂正があったところですが、令和２年度、３年度、４年度末の決算による基金の残高は約３億ずつくらいあったのが１億8,000万ぐらいになってしまうということで、この財政調整基金というのは、今年度も１億6,000万くらい繰り入れしなければ結局予算が組めない状況になってきているわけです。とすれば、２、３年経てば、今ある１億8,000万ですか、これも枯渇するという状況になってくると思うのですね。やはり今のうちに委託料、負担金、補助金の見直しだとか、経常経費の点検だとかそういうのをきちんとしていかないと、大変な状況になっていくのでないかと思うのですけど、そのへん村長のお考えをお聞きしまして私の質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君）　村長。

○村長（田中正治君）　木村議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、９ページの森林環境譲与税の使い道ということで、予算はあっても使われていない実態にあるのではないかという御指

摘でございます。森林環境譲与税、この間、全国的な中で使用がされないで基金に積まれたままである御指摘は国からも言われて、本当に必要なのかという議論もありました。

地方においては交付額が少額で、森林整備を含めてその額を使おうにもなかなか難しい。配分が都市偏重になっているということで人口割合の再見直しをされ、今年改正がされる予定でありまして、若干増えているのが現実であります。

占冠においても労働安全衛生あるいは森林整備にそういった譲与税をしっかり使っていくということでありますので、使用額が未使用になっている部分については使えるように、村としても政策的に進めてまいりたいというふうに思うところであります。

次に５ページの道の駅でありますけれども、周辺整備ももちろん今回委託するのが主でありますけれども、この道の駅というのは近年ではその街の顔だというくらいに言われておりまして、私としてはやはり誰もが寄りたいと思えるような道の駅にしていかなければならないというふうに思っています。もちろん議員御指摘の中身の議論、これもしなければならないと思っていますから、指定管理者、あるいは中に入る方々含めそういった議論も合わせて、将来の道の駅のあり方含めて議論をして計画をまとめていきたいと思っているところであります。

８ページの農業就農者の問題であります。確かに全国的な流れでは、スマート農業、ＩＣＴ化といわれますけれども、私の感覚では大規模経営の農業者がやはりこういった最新先端技術を使いながらの営農をしなければ、いってみれば働き手がいなく、高齢化の中で機械でといわれるわけですけども、私は近年、占冠の農地面積、農地の点在あるいは農業の経営規模等々含めると必ずしもこの政策にのらなければならないというふうには思ってはいません。小規模経営の農業者もいらっしゃいます。まずは食える農業をしっかりとやっていただくということが大事だと思います。近年は小規模の畑作農家だってあったり、羊飼いであったり、そういった農業者も入植されていますので、そういった農業者がここで食える農業をどう作るのかということをしっかり支援していきたいと思っているところであります。

10ページの双民館の問題であります。様々な双民館利用のためのアイデアがなされているわけですけども、昨年ドックランであったり、キャンプであったり、そういった方の誘致を図ったり、それが大きく利用が増えるかどうかということはこれからだと思いますけれども、そういったやれるものをまずやりながらポテンシャルを上げていく努力をしていくということなのかなと思っています。指定管理者とも十分協議をしながら有効活用、有効利用が図れるように進めたいなというふうに思うところであります。

12ページの水道管の耐震化。議員言われるとおり本村の水道については、経年劣化、あるいは長い期間修繕がされてきていないということで、経年劣化が心配されている一方で、耐震化は図られていないのが現状であります。こういったことを考えれば、いつの時点かでしっかり改修をしなければならないというふうには思いますけれども、現状の制度、水道における制度補助、あるいは村の財政状況をみた時に、大規模改修等含めて実行できない環境にあるというのは事実だと思いますので、このへんの資金含めてどう作っていくのかということを長期計画を立てながら、維持補修をしながら必要に応じて改修をしていく以外

にこれを解消していく方法がないのかなというふうに思ってます。

実際に地震がきて断水したらどうするのかという御心配もわかりますけれども、現状においてはそういった対応しかないのかなと思っているところであります。

13ページの地域交通。金山、占冠間のデマンド交通というのは、金山までは富良野からＪＲの代替交通として３便走ります。村が３便走っている中で、南富良野の交通、ＪＲの代替交通は金山までしかこないということで、この金山、占冠間をデマンドで繋げば富良野から金山まで来られた方が占冠まで来れるということへの対応でありますので、このへんは検討を要するということです。先ほども回答いたしましたけれども、この金山までのＪＲ代替バスの最終便については、今まで汽車を利用した部活動生を村から迎えに行って帰ってきていたということで、デマンド的にやっていたものがあります。その最終便に一般の方も金山から占冠まで帰って来れるのかどうかを検討したい、あるいはその中間のバスが必要であればデマンドで対応したいというのが今回の検討の内容でありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

16ページの診療所でありますけれども、占冠における医療、あるいは歯科含めて、このへき地医療についてまず医師の確保、それから一定の医療機器の更新を図りながら一時医療の充実を図っていく以外に方法はないと思っています。

救急医療等につきましては中核病院であります富良野にお任せをして、救急業務、消防体制の強化をしていく以外に占冠の医療を守るすべはないのかと。占冠で開業してくれるお医者さんはいませんので、やっぱり医師の確保、医療機器の更新等を含めた診療所体制を構築していくということだと思います。

診療日の割合については、人口規模は言われるとおりトマムと中央と大差ないわけですけれども、現状の割合がこれまでの中で利用状況含めて適しているというふうに今は思っております。

18ページの人口対策であります。議員御指摘の日本人の人口ですけども、私の記憶では最低1,100人ぐらいまで減っていました。今1,050、60人だと思います。私の感覚では、この高齢化人口減少の中でそれくらいの減少幅というのは、頑張っているほうだと印象を受けてます。よそを見ると占冠より減少幅の大きいところが道内では数多くあるわけです。その中にあって、占冠村は日本人の人口についてもがんばっているほうだと思いますので、これを減らさない政策、減らさない努力をやっぱり続けていかなければならないと思います。

国勢調査でいけば、外国人、あるいは日本人関係なく占冠村の人口になりますので、今年から高速道路も入ってきて、工事が始まってきたら作業員の方も増えてきます。たまたま2025年が国勢調査の年ですから、ここを増やす努力をして、これが交付税に跳ね返りますので、財政的にはやはり外国人であろうと、占冠に来ている方であろうと、そうやって人口をまず増やして、交付税をいただく努力をして財政に寄与するという流れを作っていくことも片方で大事だと思います。一概に社人研の人口推計が占冠村に該当するとは私思ってませんので、そういった努力をこれからも続けたいと考えているところであります。

20ページの財政調整基金。議員言われるとおり、財政調整基金、減っていて将来どうなんだという心配はごもっともと思っておりま

す。

私自身も総務課長時代に財政調整基金１億2,000万くらいまで減らして、そのあと約10億近くまで貯めた経験もあります。ただ、ここ数年の財政需要を考えれば、この財政調整基金を使わざるを得なかった環境も片方でありましたが、基金がなくなってしまったらどうしよう、ということを指をくわえて待つわけにはいきません。ここのところは当然、議員言われるとおり経常経費の見直しも含めて、持続可能な財政規模、あるいは財政状況を保つために様々な方法を活用しながらやっていきたいと思っていますので、これについても御理解をお願いしたいというふうに考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第１　教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君）　続いて、教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。　４番、下川園子君。

○４番（下川園子君）　１点質問いたします。執行方針６ページ、（４）にあります社会教育施設の充実ということで、この（４）の２段目に一部施設を日常的に開放し、自由に利用できる取り組みということと、この後７ページにわたって、コミュニティプラザ和室に新たなエアコンを設置し、猛暑にも対応していきますということなんですが、この一部施設を日常的に開放というのは、具体的にどういった施設を検討されているのかということと、このコミュニティプラザ和室にエアコンを設置するというのは、この一部開放の施設の中に含むという意味での設置も検討されているのかなと思いますが、このコミュニティプラザ和室以外にもエアコンの設置を検討される施設があるのかどうかということと、コミュニティプラザ和室はどういった用途で使われる予定なのかということを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　御質問にお答えいたします。社会教育施設の充実の関係で、日常的に一部施設を開放するというところで、今考えているのは、昨年度も執行方針の中でコミュニティプラザを開放していくということでお話をさせていただいていたんですけれども、それを継続していきたいというところでございます。

コミュニティプラザは予約なしで利用はほとんどできない状況でしたので、５年度において子ども広場ということで、小中学生にも開放させていただいております。それに関連しまして、例えばホールの廊下部分ですとか、そういうところを皆様に予約なしで開放させていただくような形を考えております。

それから、コミプラの和室のエアコンに関しましては、学童でも使うことがあります。今、総合センターで学童やってますけれども、例えば選挙の時とかですとコミプラの和室を使ったりしていますので、そういう用途もございます。

コミプラでよく葬儀が行われますが、今回の猛暑に関しましてコミプラは非常に暑かったというところで、なんとかならないかというお話もございましたので、それも考慮しまして、まずは和室にエアコンを入れさせていただきたいというところでございます。

その他の施設に関しましては、使用頻度等を考えながら、社会教育施設はあまりないん

ですけれど、使用頻度、室温などを考えながら、あとは財源が一番のところなんですけれども、考えながら導入については検討させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　再質疑ありますか。

他に質疑ありませんか。７番、小尾雅彦君。

○７番（小尾雅彦君）　教育行政執行方針について４点ほど質問させていただきます。

３ページの（３）学びを支える教育環境の推進についてであります。国際理解教育の記述で、今年度新たに着任する外国語指導助手の方は、姉妹都市のアスペン市との調整次第と思うのですが、その調整は順調に行われているのか、着任について支障がなければ何月ごろの予定か伺いたいと思います。

２つ目です。４ページの（４）義務教育学校・小中一貫校の充実についてであります。ここでは合同行事の実施範囲の拡大とありますが、これまでの運動会、体育祭の合同行事に追加して、想定されるのは学芸会ですとか、学校祭のことを想定しているのかどうか、というのを伺いたいと思います。

３つ目ですが、５ページの（１）生涯にわたる学習機会の確保と充実についてです。講演会ですとか学習プログラムの提供の記述では、すべての世代が学び交流できる場の確保ということで、大変有意義な内容で記載があります。現状、これからだとは思うのですけども、具体的な方策があるのか伺いたいと思います。

最後になりますが、７ページの（４）社会教育施設の充実についてです。各施設の維持補修と備品管理の記述で、それぞれ各施設が老朽化している現状にあって、改修を要される整備は急務であるというふうにも思いますが、具体的な方策があるのかどうか。またコミプラの多目的ホールの長机が重たくて使用しずらいというのも過去の一般質問で申し上げていますので、更新予定は６年度であるのを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　教育長。

○教育長（多田淳史君）　お答えをいたします。

１点目の国際理解教育の関係で、外国語指導助手の関係でございますが、着任の手続きにつきましては、今入国審査の方で入管の方に手続きをしており、許可が下りてきておりますので、その書類を至急アスペンの方に送りまして、それから手続きが開始されますので、早ければ３月中には来日、来村していただけるのかなと思っています。万が一遅れたとしても、４月中には着任していただけるというふうに考えておりますので、英会話教室、その他の授業に関して、支障が出ないように今、取り進めているところでございます。

２点目の小中一貫校の合同行事の拡大の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、学芸会、学校祭というのを想定しております。ただし、関係機関、保護者もそうですけれども、地域の皆様の御理解をいただきながらということで考えておりますので、６年度に実施できるかというのはちょっと難しいかもしれませんが、小学校、中学校の中で具体的な検討はしていきたいというふうに考えております。

また、その他の授業でも１日防災学校ですとか、そういうものについては小中合同で行っているという経緯がございますので、それについても６年度、継続して行っていきたいと考えております。

３点目でございます。すべての世代が学び交流できる場の確保の方策というところでございますけれども、こちらにつきましては、令和５年度でも事業をいろいろと実施させて

いただいております。公民館事業ですとか、自主創造プログラム、こちらの方を活用していただいておりますが、特に自主創造プログラムは令和４年度と比べると倍くらいの実績が現時点でございます。ですので、住民のニーズとしては学ぶニーズは非常に多いという認識でおりますので、自主創造プログラムを継続して活用していく。それから、その他にも清流大学の中でも講座をやっていますが、それを公開講座に切り替えて皆様に学んでいく機会を提供したいというところもございます。

あと、自主創造プログラムから例えば書道教室ですとか、こういうものが毎週のように開催されるような形になってきていますので、住民ニーズを確かめながら、提供できるものは皆様にどんどん提供していきたいというふうに考えているところでございます。

従前から行っている、音楽ですとか芸術に関するイベントに関しても、機会を減らすことなく続けていきたいというふうに計画をしているところでございます。

４点目です。社会教育施設に関してでございますが、修繕計画等に関しましては明確な計画は持ち合わせておりませんので、大規模改修を含めたものを財源の計画とともに作っていかなければならないと考えておりますので、こちら取り組んでいきたいと思っております。

長机に関しては、令和５年度、補助対象にということで申請をさせていただきましたが、諸事情により却下になりまして、補助金が付かないという事態になりました。ですので、単費での導入となってしまいますが、こちらについては今のところ６年度は予算計上させていただいておりません。ですが、状況的には老朽化がかなり激しいというところもございますので、導入に向けてはなにか方策を考えながら、なんとか導入できるように調整をさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　再質疑ありますか。

他に質疑ありませんか。６番、小林潤君。

○６番（小林　潤君）　それでは教育行政執行方針について、１点質問させていただきます。

３ページです。上から４行目、全国体力・運動能力等調査結果の分析と実態把握に基づいた体力向上活動支援を継続し、となっております。今、継続しということで、具体的にこの体力向上活動支援の内容を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　教育長。

○教育長（多田淳史君）　御質問にお答えいたします。

こちらの全国体力・運動能力等調査の結果を踏まえた体力向上活動の支援ということに関しましては、令和５年度の執行方針の中にも記載をさせていただいておりまして、それを継続的に続けたいというところでございます。

具体的な支援としましては、学校においては、この分析を踏まえて、運動機会を増やすというところで、いろいろな取り組みをしていただいております。例えば、休み時間を活用して筋力トレーニング等を実施しているということもございます。学校においては、人数が少ないということもありまして、個人の運動能力についてほぼ把握されているというところです。例えば中学校では、表を作って自らの体力のどこが劣っているのかですとか、そういうところがわかるようになっていて、個人がそれをもって自分の体力を把握しながら、鍛えていくというようなこともできるよ

うになっているようです。

教育委員会としましては、現在も続けているのですけれども、部活動、これに関してはどうしても合同チームということになっておりますので、合同練習の際の送迎、こちらのほうの支援を継続的に続けていきたいというふうに考えております。

また、他の補助金なども活用しながら、運動機会を作るというところで支援をしてまいりたいというところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　質疑中ですが、ここで２時10分まで休憩します。

休憩　午後１時57分

再開　午後２時10分

○議長（児玉眞澄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。教育行政執行方針に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。１番、大谷元江君。

○１番（大谷元江君）　教育行政執行方針については、他の議員さんの方で質問されていますので、私の方からは１点だけ。６ページになります。

社会教育の充実の中の、芸術・文化活動の振興というところで、伝統文化の保存・伝承活動を支援しながら、後継者の育成と人材確保、というふうに記載されております。神楽については、順調に後継者もいて活動されていると思っておりますし、昨年のＣＳ会議でも子どもたちから、そういうものに参加できないだろうかというような質問をされておりまして、興味を持っていただいているなとうれしく思っておりました。昨年の執行方針の中にも、伝統芸能、太鼓について指導者をというような教育長の答えがあったと思うんですが、一向に進んでいないような気がしておりまして、太鼓への今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　お答えをいたします。

芸術・文化活動の振興ということで、今回記載をさせていただいております、伝統文化の保存・伝承活動の支援というところ、それから後継者の育成と人材確保というところでございますけれども、こちらにつきましては、現在文化連盟に所属されている団体、こちらを中心に神楽についても今現在は人数はいるというふうには聞いていますが、実際後継者、人材不足には相変わらず悩んでいるというところは聞いてございます。ですので、こちらの支援もしていかなければいけないというところです。その他の団体におきましても、やはり人数が少なくて構成員が固定化してしまっている。高齢化しているという現状も伺っていますので、積極的に宣伝をしながらこちらの文化連盟の各団体に所属していただけるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

太鼓につきましては、平成29年に団体が解散しているというところで、皆様からの復活といいますか、太鼓を望む声が聞かされているというのは承知しているところでございます。解散理由が指導者の高齢化というところでしたので、それを引き継ぐ方が今のところはいないということです。

太鼓の使用というところでいきますと、単発にはなってしまいますが、キッズスペースですとか、自主創造プログラムですとか、小学校の学習発表会などで活用されてきているところです。それを聞くたびに村民の皆様から太鼓復活しないのか、という声は聞かされているのですけれども、やはり先ほど申し上げたようになかなか後継者がいないというところです。

村外の他団体にお声かけさせていただいて、指導者を育成していくという方法もあるのかなというふうに今考えてはおりますので、占冠村の太鼓を復活させるために他団体の協力が仰げるかどうかというところで、今年度は模索をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。３番、細谷誠君。

○３番（細谷　誠君）　３点質問させていただきます。

１点目、３ページ上段、（２）豊かな心と健やかな体を育む教育の推進というところで、教育指導、食育の充実とありますけれども、特に給食に関しては富良野広域連合との関係もありますが、給食、食育の充実というのは生産者への感謝だったり、命の大切さを知る大切な健康指導と思います。この給食の内容の充実、特に地場産食材などの活用であるとか、こういったことを推進していく考えはあるか伺います。

２点目、５ページ中段、（１）生涯にわたる学習機会の確保と充実です。先ほど、他の議員からの説明もあって、講演会、学習プログラムなど、数も増えて充実してきているという話がありましたが、ちょっと抽象的な質問になってしまいますけれども、単発ではなく継続的な取り組みを考えてはいないのか伺います。

３点目です。５ページから６ページ上段、スポーツ活動の充実。スポーツレクリエーション大会はとても素晴らしいイベントだと私も思っています。また占冠村の豊かな自然環境を活用した、スポーツを推進することは生涯学習や健康増進、冒頭にある人生100年時代、村民のウェルビーイングのために重要な役割があると思います。占冠村の豊かな自然環境を活用したスポーツ推進とは具体的にどのような取り組みなのかお伺いします。以上３点質問をお聞きして終わりにします。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目でございます。食育、給食指導の関係ですけれども、給食内容の充実、こちらにつきましては、地場産食材については、現在もふるさと食材というところで、給食の中にその地域、圏域の食材を使った給食が提供されています。占冠ですと山菜うどんですとかなのですが、その提供回数が年に１回程度になっています。その地区に割り当てられた回数を増やせるような努力をしていきたいなというふうに考えています。山菜だけではありませんので、他の食材も宣伝しながら給食に取り込んでいければと考えておりますので、学校給食センターの方に働きかけていきたいというふうに思っております。

それから、生涯学習の関係で、継続的な取り組みについてですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、書道教室が自主創造プログラムで始まっているんですけれども、こちらが継続的な事業になりそうだというところです。それから、ヨガ教室についても継続した形でずっと行われている部分もございます。ただ、こういう継続する事業に関しましては、教育委員会が主導するというよりは、それを実施する皆さんのニーズをきちんと把握しないと継続できないかなと思っておりますので、そのへんのニーズを把握しながら、実施していただける地域の方と協力しながら継続的な取り組みをしていきたいというふうに考えております。

３番目になりますが、スポーツの関係です。こちらにつきましては、昨年度もその前につ

いても、何かできないかということで、私自身いろいろと考えてはいますが、私の実行力がなくてなかなか進んでいない部分があったんですけれども、この度アスペンの30周年記念の中で引率でアスペンに行かせていただいたときに、冬でしたけれども、冬期であっても、例えば雪の積もった公園でスキーをしたり、スキー場でもスキーを履いてスノーハイクをしている光景が常にみられていたというところで、自然の活用の仕方とか、それからそこに住む方たちのスポーツに対する意識というのがわかったような気がしました。村に関しましても、人工的なものは作れませんので、自然を活用した中で散策路ですとか、それから冬に関しては歩くスキーといいますか、スノーハイクができるようなもの考えております。

場所は奥地へ行けばいろいろあるとは思うのですが、身近なところ、家からちょっと歩いて行けるようなところ、家から歩いて30分とか１時間歩いて家にまた帰ってこれるような形でなにかできないかというところで、事業所の方の知識等を借りながら、コース選定等をしていければというふうに考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　よろしいですか。

他に質疑ありませんか。５番、藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　１点質問いたします。５ページ、社会教育の充実、生涯学習の機会の確保と充実というところです。本村、今大変インバウンドの方を多く迎える環境下にあり、その中で生涯学習等の中に、国際理解交流研修等が学校教育と同様に非常に重要なことなのかなと思うのですが、どのように織り込まれ、また取組まれるのか考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　お答えをいたします。

生涯学習の関係ですと、国際理解教育ということで、学校を中心にして国際理解、多様性について学んでいく機会が今現在ございますが、それに加えて、アスペンから招へいしておりますＡＬＴなど活用して、外国語理解ですとか、アスペンの理解、外国の地域の理解を深めていきたいというふうに考えています。

また、コロナ前になりますけども、リゾート等から外国人の従業員の方をお招きして、講習等、授業等を行っていたという実績もございますので、そちらも民間と連携しながら、可能であれば再開していきたいというふうに考えています。

子どもたちに関しては、そのような形で実施できていけるかなと考えていますが、村に住まわれている外国人の方に対する、生涯学習教育っていうところでいきますと、言語の関係もございますので、こちらとしては方策は考えられていないというところです。そのへんも想定しながら、何か実施できるものがあれば実施していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）　藤岡幸次君。

○５番（藤岡幸次君）　今の答弁の中身をお聞きしていると、要するに学校教育の中には、それに伴うのは十分織り込んでいます、一方、もう一方の柱である社会教育の方が、一部リゾートとか方々の講師等も派遣して理解を進めるというような答弁だったかと思います。30周年記念交流事業のような大規模なものは別としても、引き続き子どもたちの教育ばかりじゃなくて、一般社会人の時代は動き続けるわけですから、教育を考えておられるだろうから、それの取り組みが例えば年間２人なら、２人程度は子どもたちと同様に派遣し、

アスペンならアスペンに行き、引き続き交流を進めるとかそういったことがあるのかなと思ったのでお聞きしたのですが、そのような計画はありませんか。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　失礼いたしました。交換留学に関わりましては、今まで短期中学生交換留学ということで、中学生を対象にしてやってきております。ですが、６年度に関しては対象中学生が非常に少なくなります。それでいろいろと方策は考えておりまして、できれば社会人の交換留学というところで考えております。アスペンの姉妹都市委員会の中では、学生の交換留学の他にスキーパトロールの交換留学ですとか、職業交換留学の項目がありまして、そういうのを実施しているようです。

私たちも、子どもが少なくなるというところで、いい機会かなというふうに考えておりますので、できれば交換留学となるかどうかわからないですが、本村から大人を派遣して、向こうのアスペンでの職業を体験していただくという、例えば保育ですとか、学校教育ですとか、スキーパトロールも当然あるとは思いますが、可能な部分でやっていけたらというふうに今取り組みを考えているところでございます。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　教育長への最後の質疑となります。よろしくお願いいたします。

まず１点目、２ページにあります、上から８行目の結果の把握と分析を踏まえた、とあります。令和５年度全国学力・学習調査における結果分析、この分析の状況について説明してください。

２点目として、３ページの上から４行目に全国体力・運動能力等調査の結果の分析、この分析の結果の具体的内容を説明してください。

３点目ということで、同じ３ページの中段、学びを支える教育環境の推進というところで、令和５年度の10号補正にみられますように、支援員関係の増員に結構苦慮しているというか、人がなかなか集まらなくて大変みたいなので、その対応についてお聞きいたしたいと思います。

それから、４ページ、下から６から７行目にかけて、コミュニティスクールと学校支援地域本部との関りと取り組みということであるのですが、現況がどういう状況になっているか、そこをお聞きいたします。

それから、昨年、コミュニティスクール議会というのを中学校の生徒と議会とで開きました。その関係に関する記述が教育委員会の執行方針としては、まったくみられないと思いますが、なぜ評価されない、評価がどんなふうになっているか、やらないほうがいいと思っているのか、そのへんについてお答えを頂戴したいと思います。

それから、教育費というのは結構お金かかるわけです。奨学金についてですね、これから給付型の奨学金というか、そのへんの配慮はないのかどうか伺いたいと思います。奨学金の記述がないというのはどうしてなのか。そのへんもお尋ねいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　御質問にお答えをいたします。

まず、全国学力・学習調査の関係になりますが、こちらについては、正答率のほうが全国平均を上回っているというところで、国語、算数、英語、３教科についてです。小学校は２教科ですけれど、すべて全国平均を上回っ

ているというところで、今年度におきましては、非常に喜ばしいところだったと思っております。ですので、これらの分析結果を踏まえて、昨年度も取り組みについては、授業改革等させていただいているんですが、継続していただきたいというふうに考えております。

それから、全国体力・運動能力等調査の関係ですけれども、こちらについても体力的なものに関しまして、詳しい個々の種目について、今資料がないので申し上げられないんですけれど、分析としては北海道平均についてはクリアできているところでございます。全国平均には届いていない部分も何点かございますので、そちらについては今後も体力維持、それから筋力をつけていくなどの、先ほども少し触れさせていただいておりましたけれども、事業、それから教育委員会の活動の中で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、特別支援員等の人員不足に対する対応になります。こちらにつきましては、学校等から聞き取りをしながら、必要人員を割り出して予算計上をさせていただいているところですけれど、やはり募集段階でなかなか応募がないというところです。こちらの方から、直接お声がけをしながら人材の確保には努めているところですが、なかなかこちらが思う資格を有した方ですとか、地域おこし協力隊、それからハローワークでの募集も行ってはいたところですが、やはりなかなかそのような人材がいないというところで苦慮しております。

今後も、北海道ですとかその他の関係団体の協力を得ながら、人材を探していきたいというふうに思っておりますが、なかなか慢性的にといいますか、全道的、全国的にも有資格者等が足りないような状況になっておりますので、こちらも例えば退職教員の発掘ですとか、そのへんを強化しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、コミュニティスクールと学校支援地域本部の現況でございます。今、それぞれの学校で学校運営協議会で、コミュニティスクールの関係で協議等がされております。１年間の活動もそうですが、義務教育９年間を見据えた子どもたちの姿、これを明確にしながらそれに向けて地域と一体になって取り組んでいきましょうということで、教職員、それからＰＴＡ、地域の方々を交えながら話し合いをしているところですが、今実際に学校地域支援本部こちらについては、見守りですとか、学校に直接入っていろいろな活動をしていただいております。けれども、これがコミュティスクールと一体になった活動ができているかといわれると、そうはなっていない部分があるのが実態です。ですので、子どもたちと地域を繋げるというところで、活動していくためにはこの地域支援本部の協力が非常に大事になってきますので、こちらの方々との活動をどうやってコミュニティスクールの中で絡めていくかということで話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えています。

今は一応、構成員のメンバーの中には入っているんですけれど、そこの活用の仕方というのがなかなか話し合われていないのが現状ですので、そのへんをきちんと話し合いながら、明確にして取り組んでいきたいと考えています。

続いて、ＣＳ議会についての考え方についてお話をさせていただきます。ＣＳ議会については、議会で行っている事業と認識しておりますので、私どもの考え方、意見を反映されるというのはなかなかないのかなというふ

うには思っております。

今年度におきましては、議員の皆様に中学校に行っていただいて、授業の中でこのＣＳ議会に向けた取り組みをしていただいたと学校の方から聞いております。発表の方も、子どもたちと議会の皆様で議論しながら作り上げたというふうに聞いておりまして、その結果を私どもも報告をいただいていて、一部予算化しているところです。

議会を知るという意味では、このような活動もいいのかなというふうに思っておりますが、議会の役割ですとか予算の回し方ですとか、そういうものを考えると、実際には予算をつけて、お金がどう動いているか、税金がどう動いているのかですとか、もっと具体的な取り組みをするのもありなのかと。子どもたちがもっと深く、政策について考える機会があるのかなというふうに思います。予算をつけると結構現実的が沸いてくる。現実味が出てくるので子どもたちもいろいろより真剣に考えてくるんじゃないかなというふうに思ったりもしていますが、すべては議会の皆様に委ねる形ですので、私は私見としてお話させていただきます。

それから、奨学金の関係です。奨学金につきましては、今現在も貸与の事業については継続をさせていただいていて、子どもたちが高度な学びをするために、十分機能してきていると実感はしております。議員おっしゃる給付型の関係ですけれども、全国的にみますとやはり給付型が増えてきておりますので、こちらについては村長の方からも、検討の余地があるんじゃないかということは聞いております。今年度予算化はできていませんので、村長部局と協議しながらで、その給付型、どういった給付が可能なのかというところもございますし、そのへんは詰めて検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　答弁ありがとうございます。

学力調査のところで、正答率のところの分析というのですか、そこはわかりましたけれども、さらに深く、例えば算数でいったら、三角関数ができないとか、国語でいったら漢字のところが弱いとか、そういったような細かい詳細な分析はやっていないのかどうかということを聞きたいのと、あとＣＳ議会のことについては、教育長の私見というか、それはわかりましたが、学校運営協議会っていうんですか、教育委員会全体の評価、それはどのように評価されているのか、そこのところ聞きたいんですけども。

○議長（児玉眞澄君）　教育長

○教育長（多田淳史君）　全国学力・学習調査に関しましては、詳細な分析が出ておりまして、道のホームページの方でも公開はされております。ただし、村の場合は人数が少なく対象者が２人とか３人なんです。ですので、個人が特定されてしまうので、詳しくは載せていませんが、詳細の部分については村、教育委員会の方で保管はしてありますので、公開はできるというふうに考えております。

それから、ＣＳ議会の関係ですけれども、ＣＳ議会に関しての評価は教育委員会ではいたしておりません。その結果について要望事項ですとかそういうのをいただいて、それについて予算化するかしないかといった対応についての協議はしておりますが、ＣＳ議会自体の評価はしていないというところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。以上をもって村政並びに教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第２　議案第１号

○議長（児玉眞澄君）　続いて、日程第２、議案第１号、財産の無償貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第１号、財産の無償貸付についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第２号

○議長（児玉眞澄君）　日程第３、議案第２号、財産の無償貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第２号、財産の無償貸付についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第３号

○議長（児玉眞澄君）　日程第４、議案第３号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番、下川園子君。

○４番（下川園子君）　こちら指定管理することを否定するものではありませんが、この指定管理者を指定するために、プロポーザル方式で、３年更新する前に、募集はかけているかとは思うのですが、今回この募集の申請経過とかを見ていくと、周知が令和５年の12月25日に始まって、候補者の選定結果の通知というのが、令和６年度の２月の７日に通知をされているかと思います。これ、募集期間としては１か月ぐらいが募集期間とみなしているというのか、質問書の提出期限が１月12日ということは、実質２週間くらいしか募集できる期間、応募できる期間っていうのがないのかなと思うんですけれども、やはり指定管理者をがその施設を良くしていくためには、やっぱりある程度の競争力を持った方が、顧客満足度とかは上がっていくと思うので、変えればいいっていう話ではないんですが、競

ってもらう期間というのは必要なのではないかと考えます。申請の期間が１週間から２週間くらいしかないというところで、なかなかこの周知に関しても、ホームページではされていたかと思いますが、それ以外にどのような周知をされていたのかというのが、ちょっと見えにくい状況になっているので、実際どのように周知をして、今回は応募、他に応募される方がいなかったので、そのまま継続で、委員会の方も通して認定されて、今後もお願いするということになっていくんだとは思いますが、そういった期間とかが果たしてこれでいいのか、日程的にこれが妥当なのかというのがちょっとわかりにくくて、このあたりをどのように考えているのか。日程の妥当性だとか、あとはこれが申請期間が１週間しかないような状況で、どこにホームページ以外にどこに周知されていたのかが、多分全体的にわかりにくくて、結局応募したいと思っていてももしかしたら応募ができなかった状況があるのではないかと考えると、そこがどのくらいこう透明性があるのかと思っているんですけれども、このプロポーザル方式についてどのような考えをされているのかというのを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君）　下川議員の御質問にお答えいたします。

まず、募集の関係でございますけれども、こちらについては、募集の開始を12月25日に開始をしております。募集の受付終了を１月の24日といたしておりまして、募集期間は１か月ほど設けているということにしております。

どのように周知をされているのかということですけれども、こちらについてはホームページ、それから村の掲示板に公示をして広く募集を募ったという状況でございます。

その期間の妥当性はどうなのかというところでいけば、何日間が正しいというような具体的な決めというのはございませんけれども、村といたしましては、１か月あれば募集の手続きは踏めると、その間に質問書のそういう不明な点があれば、質問書を受け付けるというようなことで、概ねその期間があれば、そういう応募の希望がある事業体であれば、その期間内に手続き、申請をできるということで、そういったタイムスケジュールを組まさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　下川園子君。

○４番（下川園子君）　こちら理解はしましたが、実際に周知の方法としては、村の掲示板とホームページということなので、実際にホームページでどのくらい閲覧されているのかだとか、そういったものについては、確認等はされているのでしょうか。検索結果といいますか、どれだけアプローチをしてくれているのかとか、結構ホームページだけだと本当に見る方というのは限定的なところがあるのではないかと思うのですが、こういった周知に対しては、やはり今後もホームページと掲示板のみでこういったものは進めていくという考えでしょうか。

○議長（児玉眞澄君）　企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君）　ただいまの御質問ですけれども、どの程度閲覧されたかというような調査はしていませんし、できておりません。その応募に関する質問等だとか問い合わせ、そういったものはございませんでした。

ホームページだけと、村の掲示板での公示だけでは、限定的ではないかということですが、ホームページが一番広く募集するには適

しているのかなということでございます。ただ、下川議員おっしゃられるとおり、それがベストなのかといいますと、ちょっとそうも言い切れない部分もありますので、そのへんについては、どういった形がいいのか、そのへんは村としても検討はしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第３号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第４号

○議長（児玉眞澄君）　日程第５、議案第４号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番、木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　指定管理者となる団体の名称として、一般社団法人トマムスタンドという名前の団体が載っているわけですけども、この団体の内容と実態というか、それがちょっとわからないので説明をお願いします。

○議長（児玉眞澄君）　企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君）　一般社団法人トマムスタンドの内容、実態でございますけれども、こちらについてはトマム給油所を運営するにあたって設立された一般社団法人ということで、構成については上トマム、村内の住民の方が構成員となっている団体でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　木村一俊君。

○２番（木村一俊君）　こういう石油スタンドとかだったら、よくわからないんですけど、危険物とか資格を持っている人が必要とか、そういった要件は足りているのかどうか、そういうような内容を聞きたかったんですけども。

○議長（児玉眞澄君）　副村長。

○副村長（松永英敬君）　御質問にお答えしたいと思います。資格としては、乙４種の危険物の資格が必要でして、一般社団法人トマムスタンドの代表が資格を有しておりますので適正に運営できると、このような状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第４号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第５号

○議長（児玉眞澄君）　日程第６、議案第５号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第５号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第６号

○議長（児玉眞澄君）　日程第７、議案第６号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第６号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第７号

○議長（児玉眞澄君）　日程第８、議案第７号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番、下川園子君。

○４番（下川園子君）　こちら、議案７号と議案８号、議案９号ともに関わって３つの議案に対してですが、この条例改正案の中に安全計画を策定するとありますが、この安全計画はどのように策定されるのかということと、実際のこの運用開始時期というのはいつ頃になるのかということと、この中でも３番目に保護者に対し安全計画に基づく内容を周知してとあるのですが、どのように周知されるのかと、この安全計画に対しての研修ですとか、訓練を定期的に開催しますとありますが、この定期的というのはどの程度を想定されているのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　子育て支援室、森田梅代君。

○子育て支援室主幹（森田梅代君）　下川議

員の御質問にお答えいたします。

議案第７号から９号にかけての安全計画についてでありますが、こちらの計画については定期的な施設の設備点検をはじめ、月に１回の避難訓練の他、110番通報、119番通報等、安全に関する訓練、指導また職員に対して心肺蘇生や救急措置方等といった職員に対しても必要な研修を盛り込む、そういった計画の内容となっております。

こちらの計画については、実施事業者、村ですけれども計画を年内に立てることになりまして、周知についても年度内に関係者に周知することの予定であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　下川園子君。

○４番（下川園子君）　村の方で作るということだと思いますが、安全計画自体は出来上がっているということでしょうか。

運用開始時期も伺いたいと思っていたので、出来上がっているのであれば、４月１日新年度からの開始になるのかなと思うのですが、そういった認識でよいのかということと、保護者への周知というのはどういった方法でされるのかというのを伺います。

○議長（児玉眞澄君）　森田梅代君。

○子育て支援室主幹（森田梅代君）　質問にお答えいたします。

こちらの計画については年度内に作成をしまして、年度内に関係者へ文書で周知をする予定で、令和６年度より運用開始をする予定であります。

周知については、文書にて保護者と関係者に周知をしてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第７号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第８号

○議長（児玉眞澄君）　日程第９、議案第８号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第８号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10　議案第９号

○議長（児玉眞澄君）　日程第10、議案第９号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第９号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11　議案第10号

○議長（児玉眞澄君）　日程第11、議案第10号、占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を制定することについての条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12　議案第11号

○議長（児玉眞澄君）　日程第12、議案第11号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13　議案第12号

○議長（児玉眞澄君）　日程第13、議案第12号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14　議案第13号

○議長（児玉眞澄君）　日程第14、議案第13号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎休会

○議長（児玉眞澄君）　お諮りします。議事の都合により、３月13日から３月14日までの２日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。

したがって３月13日から３月14日までの２日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会　午後３時14分

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和６年７月25日

占冠村議会議長　　児玉　眞澄

（署名議員）

占冠村議会議員　　下川　園子

占冠村議会議員　　藤岡　幸次

令和６年第２回占冠村議会定例会会議録（第４号）

令和６年３月15日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第１	議案第21号	令和６年度占冠村一般会計予算
日程第２	議案第22号	令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第３	議案第23号	令和６年度村立診療所特別会計予算
日程第４	議案第24号	令和６年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第５	議案第25号	令和６年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第６	議案第26号	令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第７	議案第27号	令和６年度占冠村簡易水道事業会計予算
日程第８	議案第28号	令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算
日程第９		閉会中の継続調査申出

○出席議員（８人）

議長	８番	児玉眞澄君	
	２番	木村一俊君	
	４番	下川園子君	
	６番	小林潤君	
副議長	１番	大谷元江君	
	３番	細谷誠君	
	５番	藤岡幸次君	
	７番	小尾雅彦君	

○欠席議員（０人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広

保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘　佳則
社会福祉担当係長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間　敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗		

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	平川満彦		

○出席事務局職員

事務局長	平川満彦	事務補	三ツ谷　陸翔

開会　午前10時

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君）　皆さんおはようございます。本定例会も本日が最終日ですが、本日もよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は８人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第１　議案第21号から
日程第８　議案第28号

○議長（児玉眞澄君）　日程第１、議案第21号、令和６年度占冠村一般会計予算の件から、日程第８、議案第28号、令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、８件を一括議題とします。

はじめに本件について、予算特別委員会の報告を求めます。予算特別委員長、木村一俊君。

○予算特別委員長（木村一俊君）　予算特別委員会から審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は３月８日付け、議長を除く議員をもって設置され、議案第21号から議案第28号まで、８件の議案審査の付託を受けまして、３月13日審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑、討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（児玉眞澄君）　慎重な審議、大変御苦労様でした。これで委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。なお質疑は本件全体について行います。ただいまの委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第21号、令和６年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和６年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和６年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和６年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和６年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和６年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和６年度占冠村簡易水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、令和６年度占冠村公共下水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第９　閉会中の継続調査申出

○議長（児玉眞澄君）　続いて、日程第９、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。

したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君）　お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君）　異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君）　これで、本日の会議を閉じます。令和６年第２回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会　午前10時10分

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和６年７月25日

占冠村議会議長　　児玉　眞澄

（署名議員）

占冠村議会議員　　下川　園子

占冠村議会議員　　藤岡　幸次